

る、守屋これを呑みけれど、馬子詔のまに、助け奉るべし、詎ぞ異計を生ぜんとして、皇弟皇子と共に豊國法師を内裏に引入たり。是時押坂部史毛屎遽て、來り守屋に密語して、今群臣は卿を圍る、復將に路を斷れんとすと告ぐ、大連はこれを聞て別業阿都に退去して兵を集む、阿都は前節に見えたる阿斗桑市にて磯城郡にあり。物部八坂大市造、小坂漆部造を使として、大臣馬子へ吾は群臣の我を謀ると聞たる故に退居したりと告ぐ、蓋し其陰謀を馬子に覺られたるとはまだ知らざりしならん。馬子乃ち土師八島連を大伴毗羅夫の所に遣はして、具に大連の語を述しめければ、毗羅夫は手に弓箭皮楯を執り、馬子の槻曲家に就て晝夜を離れず守護したり、大伴氏は狹手彦以來蘇我氏と同腹なり。

天皇の病轉盛んに、四月に崩ず、穴穗部皇后の腹の嫡子厩戸皇子は十四歳なり、敏達之皇子彦人大兄は前後廣姫の腹にて少し年長ならん、炊屋姫后腹の竹田皇子は十歳前後なるべし。中臣勝海は家に於て衆を集め、大連を助けんとす、彦人竹田兩皇子の像を作り厭詛したり、蓋し此時群卿の意は兩皇子の内を擇み推立せんと思ふも多かりしなるべし。俄にして勝海は事の濟がたきを知て、彦人皇子の水派宮

一名城上に歸附せしに、舍人迹見首赤橋其退く所を伺ひ、刀を抜て斬殺したり。勝海は中臣系圖になし、或本に守屋逆と共に廢佛を謀りたるを警余とす、警余は系圖に鎌足の曾祖常磐の同胞弟なり、系圖甚だ畧し、且不良死の人などは省くものなれば、勝海の所屬は詳かならず、中臣氏は此失敗より儒佛に嚮ひたるが如し。

五月物部大連の軍衆三度驚駭す、大連元より餘の皇子を去て穴穗部皇子を立んと欲す、今に至るに及んで遊獵によりて替立を謀んと、密に人を皇子に使はして淡路の馳獵を勸む、蘇我馬子は其謀を漏聞て六月に炊屋姫尊の命を奉じ、佐伯連丹經手、土師連磐村、的臣眞噲をして兵を嚴にし、穴穗部皇子と宅部皇子の宮を圍みて誅殺し畢れり。宅部皇子は檜隈天皇宣化の子にて、上女王の父なり、穴穗部皇子と善し、因て并せて殺さる。七月馬子は諸皇子群臣と物部守屋を誅滅せんと謀り、大伴噲、阿部人、平群神手、坂本糠手、春日臣等俱に軍兵を率ゐて阿都の宅に到る、大連親子弟及び奴軍を率ゐて戦ひしに、迹見赤橋射墮殺されければ、軍忽敗れて、援軍は廣瀬の勾原に散じ、家子等は皂衣を衣て散ず、大連の兒息は眷屬と葦原に逃匿れて姓名を變るものあり、或は逃亡して之く所を知らず。時の人相語りて曰く、蘇我大臣

の妻は物部大連の妹なり、大臣妄に妻の計を用ゐて大連を殺したりと。

物部大連が敗滅したる始末の信すべき傳へは右の如し、其他は僧徒の附會構造の談に充され、信をおくに足らず、其二三を擧て辯ぜん。聖德太子傳補闕記に、丁未年七月、物部弓削守屋大連與宗我大臣、緣佛法興不之論、率已黨類、以稻爲城云云と、佛法興否の論に原因を託すれど、是必ずしも然らず。書紀に又出軍諸皇子の名を録する中に、泊瀨部皇子崇峻は年長なれど、穴穗部皇子の同母弟なり、果して然るや不審なり、其他は十五歳以下の幼少なる皇子のみなり、其他紀男麻呂以下が打連れて從軍したるといふも、ことごとくし、皆信じがたし、惟馬子と同論者の交名と見るべし。討手の四將も多きにすぐ、補闕記に興、愁、軍士、眞難波、自後而襲、以平群、神手爲少軍、自志紀、襲澀川、賊勢二分、東西相戰とあり、志紀、難波の兩手に分れて向ふとは或は然らんも、志紀、難波とは後に守屋が志紀、澀河附近の收公地を寄附して、難波に四天王寺建立を、聖德太子の御願となし、太子馬子相共に出軍し、難波玉造に在て指揮されたる跡に建立ありたる様に言做たる説にして、其構造したると甚だ古し。書紀に聖德太子束髮於額而隨軍後、斷取白膠、木作四天王像とあり、法王帝説に丁未年六七月、

蘇我馬子宿禰大臣、伐物部守屋大連時、大臣軍士不尅而退、故則上宮王舉四王像、建軍士前營、即軍士得勝、取大連訖とある、是法隆寺の傳へにて最も信據すべき古傳なれど、是も四天王寺の説を採たるなり、守屋の討手に殯宮にある太行帝の嫡子年十四歳なるが、束髮して軍後に從ふ必要はさらになきとなく、當時佛教の傳道者より守屋は法敵と認められ、聖德太子は法主王と尊信され、法王の法敵を討ずる十勲の劇を演ぜんと、大化前後よりかゝる浮説を唱導されたるにてあるべし。正田佛法興隆の初めには、佛徒の造説を混じ、史實を紊されたる節多ければ、毎に詳審なる考へを用ひるべし。まづ變亂の時月は、四月に用明帝瘡疾に感じて、其月崩じ、崩ずる以前に大連は阿斗に退居して兵を集め、大伴毗羅夫は大臣の槻曲宅を護り、其後中臣勝海殺され、穴穗部皇子の殺さるまでは、五十餘日も経過したらん、大連討伐は六七月の交にて、五六の兩月は用明帝を殯宮におき、變靜かりて七月に磐余池上に葬りたれば、凡百日許の騷動なり。天王寺緣起に大連討伐畢りて、厩戸皇子馬子と俱に玉造に造營し、四天王像を安置したりといふも、亦後世の造説なり、厩戸皇子の出陣を消せば、玉造造營も消ゆ、かく忙急に玉造寺を造る場合には非ず。又紀

に八月炊屋姫尊群臣と共に泊瀬部を勸進して即位あり、倉橋に宮つくと、平常に
 肥しあれど、此時の天位は決して早く定まるべき事情ならざるを熟考せざるべ
 からず。蘇我大臣は用明帝崩後より敏達皇后炊屋姫尊の命にて事を行へり、此時大統を
 繼ぐべきは、彦人竹田と、麻戸と及び皇弟泊瀬部と四皇子あり、馬子は方に人望を收
 攬する際にして、自家の出を立る嫌疑もあり、一族は紀、巨勢、平群、膳、他族は阿倍、春日、
 大伴諸卿の公議を顧みざるべからず。曩に中臣勝海が穴穗皇子を立んと彦人竹
 田兩王子を厭阻したる條に、太子彦人皇子とあるを考へ合するに、群臣の意は此皇
 子に傾きたるもの多しと思はる。されと彦人皇子は廣姫皇后の腹にて年は十五
 前後ならん、炊屋姫皇后の腹に竹田皇子あり、是、後の此皇子を立たさば人情なれど、
 弟といひ、幼年といひ、ひげに決しかぬる情由あり。用明帝の嫡子麻戸皇子は年十
 四なり、此時の繼統にはまだ兼目は注がざりし様なり、蓋し母后穴穗部皇女は同じ
 蘇我腹なれど、其妹小姉君の腹なり、炊屋姫后は堅鹽媛の腹にて、年は略相匹すべく
 も、穴穗部皇子の失敗後なれば、群臣に於て其同胞を立てるを好まぬ情あるべし。さ

戊申一年
空位

れば大連を斃したる後に繼統の定まるは頗る難議なり、泊瀬部皇子は間入后の母
 弟にて、末子なれば、此時御年は二十四五ならん、任那再建のために長君を立てるは、此
 皇帝に限ると雖も、書記の一本に穴穗部皇子の三輪逆を殺したる時、此皇子も同謀
 とあり、かたぐ、炊屋姫太后馬子に於て立るを好まぬ事情あり。第十六章第七節に
 擧たる法王帝説の治世年表に、池邊天皇は二年なるべきを三年とし、倉橋天皇は五
 年なるべきを四年とす、注文と相較するに、戊申一年は前朝に數へて空位なり、是は
 法隆寺の舊記にて、書紀紀年の妄を正す確據なり、思ふに崇峻帝の位定まるまで、一
 年餘を経過し、政事は炊屋姫太后の命にて行はれたるなり。皇子を殺して空位の
 後に推立されたる帝位こそ危険なれ。

倉橋宮は多武峰音羽山の溪水合流する山麓にあり、此時炊屋姫太后の宮は後に
 即位ある豊浦宮なるべし、馬子が飛鳥島の宅と相近し、倉橋は東へ相距る山路三里
 を隔つ、察するに當時の政事はいつも其機は豊浦の集會に動き、倉橋の名を以て發
 したるなるべし。物部大連の敗滅にて、久しき大臣大連の軋り合ひは終期に歸し、
 朝廷に反抗力なく、大臣馬子一人の舞臺となりたり。反對競争てふものは常に一

の大
三十一人

馬子一人の大臣

方の事を妨害するが如くなれど、是にて社會運轉の阻力となりて光輝を登き出すものなるに、其阻力の絶るは、喩へば無風の空の如く、却て危険の虞あるものとす。馬子の守屋を滅ぼすとき、書紀に列記したる進討者の交名は、紀臣男麻呂、巨勢臣比良夫、膳臣賀陀夫、葛城臣烏那羅、平群臣神手、坂本臣糠手は同族なり、阿倍臣人、大伴連留及び春日臣は他姓の大族なり、大伴毗羅夫は始めより馬子の宅を護す、是皆馬子を推して代表者としたる貴族社會の巨擘として見るべし。應神帝以來文明の發達に阻力の滯滯も亦甚だじかりしに、今漸く改進派の勝を制して反抗を排し、紀の稱する如く、馬子の才性は武畧あり、亦辯才あり、此好首領を得て年來の積鬱を散じ、其主意を達するに、大政の施設はまづ何事より行ふにやと、烏の宅に首を聚めて、佛法興隆及び蝦夷、任那の三大項に著手されたり。成申年、百濟より思率、首信等を遣はして進調し、并せて佛舍利、僧聆照、律師令威、惠衆、惠宿、道嚴、令開等、寺工太良未、太文、買古子、鐘盤博士將德、白味淳、瓦博士麻奈父、奴陽貴文、陵貴文、昔麻帝彌、畫工白加を獻ず。造佛、造寺工は敏達帝の時に渡來して難波に住じ、佛殿、寺塔の建築と佛像彫畫とを教えたれど、今はいよく官立の大寺を建

工造佛造寺

鐘盤工

法興寺建立

僧尼得度

築する事となり、良工を百濟に徵せし末に、此貢獻をなしたるなり。鐘盤は鐘炭の鐘、運釣の盤なれど、多武峯妙藥寺の寶塔、露盤銘に、敬科鐘盤、安置三重寶塔上とあると、大和志に見ゆれば、塔尖をいふ、即ち鑄工を鐘盤といふなり。馬子は百濟僧等を請して受戒の法を問ひ、百濟僧を遣はし、又百濟使の歸りに託して、善信尼等を學問に發遣し、遂に飛鳥の衣縫造樹葉が舊宅を壞つて、法興寺建立の地域に點定す、此を眞神原、又の名は苦田といひ、飛鳥村の上方にて、神奈備山となりし靈地と云。一年餘にて、善信尼等還りて櫻井寺に住す、即豊浦寺なり、聽て大伴狹手彦の女善徳、狛夫人、新羅媛善妙、百濟媛妙光、及び漢人善聰、善通、妙徳、法定、照、善智聰、善智惠、惠善光等を度す、鞍部多須奈も亦出家し、德齊法師といふ。用明紀に帝彌留の時、多須奈進奏して、天皇のために出家修道し、又丈六佛像及び寺を造り奉らんと白しければ、帝ために悲慟し給ふ、是今の南淵坂田寺丈六木佛像、挾持菩薩とあるは、蓋し坂田寺縁起の傳へなるべし。帝崩より是まで四年に及び、始めて得度を遂たり、司馬達等は佛法傳導の首唱者なり、子の多須奈、女の善信尼は、實に本朝僧尼の起りにて、須奈の子鳥は、佛師寺工の祖たり、是と同時に大伴狹手彦の女、高麗新羅百濟の三媛と

蘇我大伴
同意

共に尼となりたるは貴族の女出家の嚆矢なり、佛法の最初には僧寺僧よりも尼寺
 尼に力を用ゐたるが如し。狹手彦が宣化帝の末に任那に鎮せしを弱冠の時とす
 るも、今は年八十に及び、善信は其末女なるとも三十歳以上なるべし、狹手彦の履歴
 は佛法に關係頗る切なり、蘇我氏と終始同腹にて之を鼓吹したるは大伴氏なるこ
 と疑ひを容ず。是年山に入て法興寺建立の材を採る、猶後に詳説すべし。
 元年己酉に、近江臣蒲を東山道に遣はして蝦夷國境を觀せ、宋人臣雁を東海道に
 遣はして、東方濱海の諸國境を觀せ、阿倍臣^政は^三を北陸道に遣はして、越等諸國境
 を觀せしむ、是は肅慎の風雲漸くに險に、蝦夷動搖して東北の邊徼に警虞を生じた
 るに由ると明かなり。朝廷の遠國に於る舉動は、初め觀察使を遣はし、後に大將軍
 の發向となる、景行帝武内宿禰を東國觀察に遣はされて、倭健尊の東征となりたる
 是なり。爾後東國を毛野臣に北國を阿倍臣に藩屏を託されしに、此に至りて又觀
 察使の派遣は頗る重要な舉錯なり、國史の傳へ詳かならざれど、是より五十年を經
 て、東夷北狄へ征討の軍を毛野綱田の地方に動かすに至れり。三使の家を按ずる
 に、近江臣は繼體の朝に任那に赴任せし時、筑紫國造は昔し吾伴にて摩肩觸肘した

東北觀察

任那再建
の師

る者といひたれど、記に據れば、波多入代宿禰の裔にて、蘇我氏と同族なり、逸見氏の
 甲斐に起る源は此家にあるべし、宋人臣は、姓氏錄^{左京}に、阿倍臣同祖、大彥命男彥背
 立大稻腰命之後也と見ゆ、越國造と同族なり。
 三年辛亥に、帝群臣に任那官家を建るの議を下さる、群卿みな勅意に同じ、十一月
 紀男麿、巨勢比良夫、膳賀柁夫、大伴嚙、葛城烏奈良の五大將軍に氏氏の臣連を率ゐし
 め、裨將部隊を作て二萬餘軍を領し、出で、筑紫に駐營し、吉士盤金を新羅に遣はし、
 吉士木蓮子を任那に遣して、任那の事を問しむ。此原議は詔問に發したりとあれ
 ば、倉橋宮より欽明敏達二帝の遺詔を遂んとの叡慮に出たる事なり、是より任那再
 建の交渉を始め、班師となる事は後に述ぶ。
 崇峻帝の朝に起されたる事は右の如し、記載疎略なれど、當時急要の事項は此に
 すぎず、帝は大臣擅權の最初に擁立されて、危険の祚を踐給へど、大政に於て憤懣の
 事はなかるべし。血族國家の帝王貴族間には隱微の中より大事の起るものなり、
 帝は早く大伴糖手の女小手子を妃となし、蜂岡皇子、錦代皇女を生めり、即位の後ま
 だ皇后を立ず、頃者小手子の寵愛や、衰へ、馬子の女河上娘を嬪に納んとす。四年

倉橋宮の
試逆

壬子の十月、山猪を獻せしに、帝これを指して、何時か此猪の頸を斷が如くに朕が嫌ふ入を斷んと、宮中に多く兵仗を設けて平常に異なりき。小手子因て猪頸を斷の報旨より内裏の兵仗を増されたるを馬子へ密告したりければ、馬子驚いて、扱は己を嫌ひ給ふ故かと恐れ、黨者を聚めて弑逆を謀り、十一月東國の新調と詐り、東漢直駒をして天皇を弑し、即日倉梯岡へ埋葬し、驛使を筑紫將軍の所に馳て、内亂によりて外事を怠るなかれと申越し、内外無事なるを得たり。漢人は文明の移入に於て興りて最も力あり、東漢直一族は、蘇我家に伺候し、財政を執しとなど、第六十九節に逃たるが如し、されば當時の崇文にも此一族のもの其主力となり、駒は盤井が子にて、馬子の寵任を得たる者なるべし。駒は河上娘と私通し居たれば、行弑を幸機となして之を偷み、馬子へは死すと詐れり。此事甚だ迂濶に似たれども、駒が帝を弑して葬の甚だ倉卒なるに對照すれば、其時殞も死したりと、殉死したると欺きたるにてあるべし、程なく其事露顯し、馬子これを誅殺したり。此頗末を考ふるに、是も蘇我大伴兩家の合意にてなしたる事たるべく、大連の任命はなけれど、當時の事實は大伴氏主として大臣の同意者となり、阿部家とも連合したると思はるる。

第八十節 三寶興隆と任那再建

是みな帝室に亞する尊貴の家にて、而して政務の主力は第二流の歸化姓に左右され、其中に於て東漢直の族は最も巨擘たり。天武帝に至り、東漢直は下されたる詔に、汝が黨族は七不可を犯せり、小墾田の御世より近江の朝に至るまで、汝等を謀るを事すとあるに考へ合すれば、大伴小手子妃を誘惑して帝を馬子及び父糖手に誣誣させ、自ら弑逆の行兇人となり、淫行を遂たるは、みな東漢駒が巧みに出てたり。是彼族が犯せる七不可の首罪にして、推古の朝に聖德太子も其毒螫に苦心せられ、後に斑鳩宮の慘禍も亦其七不可の一なるべし、みな文明に後れたる年間に醜辱したる京師の腐敗氣にてあるなり。

日本古代史 第十七章 國政國政改革 第八十節 三寶興隆と任那再建

らる。武内宿禰が胎中天皇を立て、兩皇子を弑殺し、神功皇后を攝政となして、大權を擅掌したるより、葛城、紀、平群、蘇我、巨勢等、八腹臣の閥族を起し、大臣大連、執權の例を啓きたり。安康、雄略の際、皇子の相殘殺より、皇胤衰微し、遂に飯豐皇女の命にて仁賢、顯宗、兩帝を迎へたり。安閑、宣化、兩朝の短祚は、山田姫後の命にて、欽明帝を立てたり。用明帝崩後より、炊屋姫後の命にて、崇峻帝を立てたる末なれば、彦人、竹田を立てるより、事る後の登極を委穩として、群卿より勸進するに至りたるにてあるべし。是までの歴史は、徒に博採に窮せ、佛僧の構造せし、聖德太子の事蹟などを妄信し、枝葉を繁くし、却て事實を紊したる弊あり。大連、敗滅より、崇峻帝弑逆までの間、既に推古帝は、隱然と蘇我大伴一黨の共主となり給へり、皇子の内を選定するは、決しがたき事情ありて、女帝を立てたるにて、此時まで、聖德太子は、穴穗部皇子、崇峻帝の嫌もあり、群卿の望みは、まだ屬せざるべし。壬子歲に、法興寺の佛堂と步廊とを建つ、因て佛徒に於て是年を法興元年と稱す、蓋し西洋耶蘇紀元の類なるべし。法興の年號は、法隆寺釋迦像の銘、及伊豫國道後

法興年號

聖德太子
誕生地

太子攝政

温泉の碑銘に記したり。推古天皇元年癸丑は法興二年なり、正月に法興寺の刹柱を立て、佛舍利を柱礎の中におく。四月用明帝の嫡子、厩戸豐聰耳命皇子を太子に立て、攝政となし、萬機を委任ある。時に太子は年二十なり。太子傳等に、其類、梧、夙、達を記すれど、皆其名に縁みたる附會にて、一も信ずるに足らず、太子は敏達三年甲午の誕生にて、其時用明帝は皇子にて、橘に在す、因て橘豐日皇子と申す、橘寺今佛頂の寺傳に、用明帝別宮址にて太子は此宮に於て誕生といふ、極めて然るべし。又穴穗部後の馬官を巡覽し、厩戸に當る處にて誕生といふも、妄なり、厩戸は子代部の地にて、或は厩坂邊にある歟、豐聰耳の談も取に足らず。上宮は、用明帝の上宮とも、推古帝の上宮とも、一定せず、是も橘宮なるべし、即ち用明帝の上宮にて、豐浦の南山なれば、其上宮とも謂ふべし、別段の鍾愛によりて、此に坐したるに非ず、總て蛇足の説なり。推古帝の位には、實は彦人皇子を推すが相當なれど、帝の竹田皇子に於る情愛を酌み、權宜に女帝を立てたるにて、厩戸皇子に帝位の望みは無りしなるべし。されど内外の經典に、聰悟にして、學士、僧徒の人望集り、まことに文明を興すの際なれば、推殺して太子を立て、攝政と定ま

りたるなり。若し太子傳等にいふ如く、早く其聖徳の王公貴族に著はれたるならば、女帝を推立する必要はなかるべし。此時まで俗人には惟温良なる皇子と思ひたるに過ぎざらん。攝政の後に至り馬子兄弟及び阿倍大伴諸卿と大政を裁決するに及んで、嶄然たる頭角を露はして、朝野に非常の威化力を與へられたり。二年に皇太子大臣へ三寶興隆の詔を發せらる。是に於て臣連等各君親の恩のため佛舎を造營してこれを寺といふ。三年に高麗の僧慧慈、百濟の僧慧聰來る。二僧は佛教を弘演して、並に三寶の棟梁たり。明年法興寺落成したれば、馬子の長子善徳を寺司に拜命あり、慧慈慧聰を住職となし、尋て元興寺と改む。太子は内教を高麗僧慧慈に習ひ、外典を博士覺智に學ぶとある。覺智は博士として歸化の韓人なるべし。慧慈の來りし時、太子は年二十二なり、方に學問熟成の期なり。思ふに初め橘宮即ち宮上宮にあるときより、外典即ち文史の素養は十分なるべく、又内典は豐浦寺坂田寺等に高僧追々集り來れば、太子とならぬ以前に普通の教育を受けて、聰慧の譽れは既に聞へたるべし。慧慈覺智の提耳は其熟達期の師にてあるなり。法王帝説に、上宮王師高麗慧慈法師、能悟涅槃常住五種佛性也とあり、補闕記に慧慈法師慕化來朝

太子悅、爲師受業間、一知十、二年業成矣とある。其佛典に深く悟入ありたるは、廿三四歳よりの事なり。八人或は十時に聲を共にして事を白するも、太子一一能辯し、各其情を得るとは、諸書に多く見ゆれども、一笑すべき談なり。攝政太子殿下の前に八人千人聲を共にして争訟する喧雜なる事のあるべきに非ず、賤劣の田舎漢が冗複なる談は幾人一同に言とも辯ずる易し、太子の傳には此に似たる愚談は充滿せり。伊豫風土記に湯岡湯岡の碑文を載て、法興六年十月、歲在丙辰、我法王大王與惠聰法師、及葛城臣、道遙夷興村とある。葛城臣は馬子なり、是元興寺落成の年にて、太子と慧聰との交りを證す、其時より法王と稱したるにやあらん。法興寺は三寶興隆の最一著に、京師に經營されたる官立の大刹なると、是は異議なし、是より先きに難波玉造に四天王像を安置したるとは頗る疑問なり。紀に三寶興隆の詔ありし翌年乙卯は、是歲始造四天王寺於難波荒陵とある。是を四天王寺の草創となすべし。此寺は崇峻紀に、物部大連奴半與宅爲大寺田莊、以田一萬頃、以二十町賜迹見首赤構とありて、物部氏没官の地民を資産として、外國往來の大津に此寺を官立されたるなり。然るを物部を誅して直に太子馬子の協議にて玉造

に四天王像を安置し、是年に至り荒陵に徙すとは信じがたし、其は必ず四天王寺落成後に法王太子の聖徳に託して構成したる、四天王寺縁起の古き造説なるべし。物部弓削家の領民領地處分は馬子が群卿と共に議定すべき政務にて、諸皇子の私に發願して寄附さるべきものに非ず、四天王像を太子軍中の發願といふ談は虚説に相違なし。天王寺本願縁記に、子孫從類二百七十二人爲寺、永奴婢、沒官所領、田園十八萬六千六百九十代、定寺、永財とある、二百七十二人は即ち大連奴の半なり、田園は一代五歩或は七にて算し、四百町三百に及ばぬ地なり、物部家領の一分にすぎず、其餘の所領は馬子の妻に歸したり。是に至り朝議にて其沒官の奴田を以て難波都に大利を造營せられたり。其四天王像は白膠木てふ樹膠の香脂を以て太子自作とも、秦河勝作ともいひ、定説なし、燒燼したれば徵すべからず、是も亦太子の重きを假りたる造説のみ。荒陵は難波海岸の小高き處にて、直西は淡路赤石の谷に向ふ、勝景の地なり、新地と成れり、因て西方極樂の門に向へる釋尊轉法輪の地と稱じ、外國人聚會の處に佳地を相定し、敬田院及び施療施藥、悲田三院に分配したるなど、傳道の最初に轉僧の用意は中々行届きたるものなり。法興寺建立の後、四天王

寺建立の前に發したる、三寶興隆の詔といふは、佛法流布を公許されたるにて、即ち臣民をして此教に歸依し、土地財用を淨捨し、寺を建て、僧尼を度するを得せしめ、公繼を得たる寺は、既建新建に保護を與ふるをいふ。太子攝政の初めは、京師に官寺建立の最中なるのみならず、又崇峻帝三年に西下したる五大將軍猶筑紫に駐劄し、欽明敏達の遺詔に遵ひ、任那再建の談判中なり。太子はこれを承繼して交渉をかさね、遂に任那の再建を遂げ、三年七月に五將京師に班軍したり。五年に又吉士磐金を新羅に遣はし、太子は馬子と僧惠聰を伴ひ、伊豫の温泉まで西下ありしに、磐金の使命要領を得たるにや、伊豫より歸路して法興寺を落成せられ、翌年戊午に磐金も復命せり。是を太子の初政に於て先帝の遺業を遂成せられたる功績とす。天皇の太子を請して勝鬘經を宮中にて講じたるは、紀には十四年に繫れど、法王帝説に、戊午年四月十五日、天皇請、上宮王、令講勝鬘經、其儀如僧也、諸王公主及臣連公民、信受無不嘉也、三箇日之内講説訖也とあるを實録とす。勝鬘經は、天竺沙門摩訶衍が宋の元嘉中に譯したる一卷にて、内典の内に於て重ぜらる、太子は慧慈を師と

し先づ此經の典義を受けて、前年^五に訖りたり、補闕記に二年業成とは蓋しこれを謂ふ。非僧にして法座に升りて經を講ずるは、梁武帝の毎度同泰寺に於て行へる例に因て、慧慈等太子の顯悟なるに感喜し、帝に勸めて此法座を開きたるなり。諸王貴婦人臣連公民の男女みな聚會したる場に、二十五歳の攝政太子、殊勝に此經を講じて、聽衆の荒たる心田に灌がれし法水は、隨喜の涙となり、是より太子の聲名は溢るるが如くに喧傳し、佛僧等因て其後より波を揚たるにより、聖德法王といへば佛法流布の化身と渴仰するに至りたるは、此會より以後の事なるべし。

八年庚申に反覆の新羅は又任那と相攻しかば、馬子の弟摩理勢を大將軍となし、穗積臣を副將軍となし、萬餘衆を將ゐて任那を救はしめ、海に泛んで直に新羅を指し、五城を拔ければ、新羅眞平王惶懼し、白旗を舉げ將軍の麾下に到つて降服し、多々羅素奈羅、弗知鬼、委陀、南加羅、阿羅六城を割て還たり。是に於て將軍相議し、新羅が罪を知て服したる上は、強て撃は不可なりとて、其由を奏上し、朝廷より難波吉師神を新羅に遣はし、難波吉士木連子を任那に遣はして事狀を檢校せしむ。新羅任那二國の王は使を遣はして貢調し、奉表じていふ、天上に神あり、地に天皇あり、此二神

新羅征伐

任那再建

を除いては何亦畏るゝあらんや、今より以後は相攻るとあるべからず、船舵を乾ずして毎歲に必ず朝貢せんと、是に於て使を遣はし將軍を召還され、此役にて繼體帝以來の宿意は報ひたるに近し。

高麗百濟に宣詔し任那を救

來目皇子征新羅

將軍新羅より至りし後に、新羅又任那を侵せり、九年辛酉三月宣詔使として、大伴嚙を高麗に遣はし、坂本糠手を百濟に遣はし、急に任那を救はしめて、其後援を絶つ。九月に新羅の間諜迦摩多を對馬に捕へて京に送致しければ、之を上野に流さる。尋て新羅征伐の議を決し、翌年壬戌二月、來目皇子を大將軍となし、諸神部及び國造伴造并せて軍衆二萬五千人を授け、四月に筑紫に到着あり、島郡に屯駐して船舶を聖め、軍糧を運ぶ、月を踰て、曩に高麗百濟の宣詔使大伴嚙坂本糠手も共に歸著したりしに、たま〜來目皇子病に罹りて征伐を果さず。翌年癸亥二月、來目皇子遂に筑紫に薨す、驛使を馳て奏上しければ、天皇驚き惋み、太子大臣に詔す、征新羅大將軍來目皇子薨じ大事を遂げず、甚だ悲むべしとて、周芳國婆婆へ土師連猪手を遣はし殯せしめ、後に河内國埴生山の岡上^{丹北郡}に葬る。來目皇子は太子の同胞弟なり。

四月當麻皇子^{又名は小呂王子}を征新羅大將軍に拜す、皇子は太子の庶兄にて葛城直磐

村の女廣子の腹なり、翌月進發して播磨に到り、從行の妻舍人姫王（記の記、赤石に於て薨ず、王は帝の母妹なり、因て其處の檜笠岡上に埋葬し、延遷の間に新羅屈服しければ、皇子は引還されたり。是より海北靜謐し、冠位朝禮の制定、及び隋へ使聘の事に移り、軍事の沙汰は絶ゆ。新羅の六城を還したる後は、任那を再興して内官家となし、新羅百濟の間に加羅安羅諸小國を保護せしめ、使を遣はして調貢し、朝廷は任那を百濟に委託すると新羅に委任するとの兩議に是非を諍へり。

二十年に至り、隋煬帝三十萬の大軍を興して高麗を征伐し、却て大敗を取れり、高麗使を遣はし之を告げ、俘虜貞公普通二人、及び鼓吹抛石等と駱駝一匹を献ず（記を廿六年に繫れど、隋書に大業八年高麗も亦疲弊せり。隋軍は百濟陰にこれを媒蘖せしに、敗軍の後は新羅に驕心を生せしにや、三十年に至り又任那に兵を用ひ、任那これに降附したり、是に於て群卿に新羅征伐の議を下さる、田中臣いふ、急には伐べからず、先使を遣はして其消息を視察し、然る後たるべしと、中臣國子いふ、任那は元我官家なるに、今新羅伐てこれを有す、宜しく軍を興して征伐し、任那を取りて百濟に附託すべしと、田中臣いふ、然らず、百濟は反覆多き國にて何事も諷詐のみなれば、彼

には附託すべからずとて、遂に征伐をひかへらる。吉士磐金倉下二人を遣はし、新羅を責問されければ、新羅答へていふ、天皇の附庸を何ぞ敢て輒く所有すべき、常の如くに内官家に定めて煩ひなからしむべしと約し、使者を兩吉士に副て兩國の調を貢せしめたり。然るに朝廷に於ては、境部雄鷹、阿曇連等、往年の役に新羅の幣物を得たるに慣れ、大臣馬子に勸めて、責問使の歸らぬ以前に征伐の軍を起すべしと主張せしに因て、雄鷹國子二人を大將軍とし、七將軍を副へ、數萬の兵衆を以て船舶海を蔽ふて新羅に向へり。兩國の調貢使はこれを見て、大に驚愕して引還す、新羅王惶恐して服を乞ひければ、將軍等の上奏に因て聽許あるに至れり、磐金倉下二人歸朝して具に事狀を報して馬子に問ければ、馬子始めて師を遣るの倉卒なりしとを悔たり。其後新羅、任那、百濟、高麗の使者相往來して異變の記事もなければ、舒明帝の比より中臣國子の議の如くに任那を百濟に附託されしと覺えて、大化元年百濟使への詔に、遠皇祖之世、以百濟國爲内官家、譬如三校之綱、中間以任那國屬、賜百濟とあり。

○第八十一節 冠位憲法制定。

隋の一統

二百年來上層は守舊の雲に鎖されしも、次層以下の氏氏に於て儒學佛教の講究は、漸次に時運を促し、欽明帝以後は改進の期爛熟し、貴族は蘇我大臣を推して物部大連を斃し、佛法興隆に續いて改進すべき事項多端なるに、又國際上に大陸の形勢一大變化を生じ、崇峻帝即位の年戊辰に隋文帝陳を滅ぼして、四百年來分裂したる大陸を統一したり。

當時の文明國といふは、凡て門閥族種より成れる國家なれば、臣民階級の品節を主となし、一に衣冠の國と換言せり。又文明政治といふは、貴賤の交接に儀容禮節の秩序を主とし、衣裳を垂て治む、一に垂拱の治と換言したり。故に應神帝以來蠶桑を興して、織縫の改良を促がしたれども、尙武鹿朴の宿習は尙改まらず、朝廷の秩序は衣冠垂拱の國と稱するに耻るあり。されば晉宋の交通を歸化人に委任し、封爵を受る例を啓きたるは、大國の體面を損じ、追々文學の進により、國際改正の事迫

れり。又大陸には一般に佛教流布するに、日本のみ閉たれば、宗教保護にも他の侮りを受たらん、然る際に隋の一統は、反動の騷亂も起らずして十餘年を経過し、周圍諸國の形勢にも影響すれば、遣隋使派遣の準備は緊要中の緊要たり、三寶興隆其他改革の主腦は此に在りと謂も過言に非ず。當時諸國の文明に於て、京師に一二大伽藍なきは大關點なるを以て、大倭難波に巨刹の造營を急かれ、繼て朝堂上に臣連の品節秩序を整へ、禮文に體面の缺ぬだけは準備を急がざるべからず、改進派の貴族が太子を推立て、高僧博士と首を聚めたる、新政の大項は此にあるべし。

始用曆日

推古の追證は、此御世に始めて曆の推歩あるを以て、延曆の朝に斯く證を定められたり。三代格には、百濟僧觀勒貢曆術而未行於世、貞觀三年陰陽頭春とあれど、又日眞野麻呂の奏、政事要略年中行司曆奏の條に儒傳を引て、小治田朝十二年、歲次甲子、正月戊申、書紀戊戌、是朔始用曆日とある、是推古の大典なるべし。欽明帝の曆博士より既に五十年を経る、壬戌年に百濟僧觀勒來朝し、曆本及天文地理書併て遁甲方術書を貢獻しければ、書生三四人を選みて學習せしめ、陽胡史の祖王陳は曆法を習ひ、大友村主高聰は天文遁甲を學ひ、山背日並は方術を學ひ、皆業を成せり。適に翌々年は甲子に

値たれば、觀勒王陳等始めて日本曆を推歩し、古代に遡りて曆日を定めたるが推古なるべし、是は推曆にて建曆には非ず、故に未行於世と謂へり。但し此以前は曆日を知ざるに非らず、魏志に倭俗不知正歲四節、但記春耕秋收爲年紀とあるは、闕史時代の比までの鄙の風俗にすぎざるべし、漢韓の交通始まる後は、必ず漢曆を輸入して正歲四節を知り、其曆日を用ゐたるべし。されど大倭と漢の洛陽とは經二十度を差す、彼の正歲四節を、我農時に移用すれば氣候を謬る多し、必ず日本の曆なかるべからざれど、貴族の民業に迂濶なると、文明の不進とにて、是まで推歩をなすに至らざりし。

冠位憲法の始まりは、紀に十二年癸亥十二月、始行冠位、十二年甲子四月、皇太子親筆作憲法十七條とあれど、法王帝説に、少治田天皇御世乙丑年五月、聖德王與島大臣共謀、建立佛法、更興三寶、即准五行定爵位也、七月立十七條憲法也とあるを是とす、即ち推曆の翌年乙丑の事なり。紀は前年に冠位を定めて、甲子の年、正月朔旦の朝儀より始めて用うと、都合よく書配りたり、紀の編修者が年月を紊亂するは、往々かゝる文飾によると多し。

新羅の十七等

百濟の十六品

冠位は前述の如く當時政治の根本なり、上古は姓尸なく、天神國神の子と稱へしに、第二華國の後より姓尸あり、尸は新羅の骨と同じ、是より君臣の分も定まり、臣連國造、伴造、及び伴部の階級を生じ、難波都以來は姓尸の分れ滋くなりたれど、朝廷の官職に等級の品目はまだ定まらず。韓地に於ては、新羅は一等を伊伐濱、二等を伊濱、三等を匝濱、四等を波珍濱、五等を大阿濱とし、眞骨の王族に授け、六等は阿濱、七等は吉濱、八等は沙濱、九等は級伐濱、十等は大奈麻、十一等奈麻、十二等は六合、十三等少合、十四等は吉士、十五等は大鳥、十六等は小鳥、十七等を造位とす、多くは方言にして、眞骨以上は仲哀帝以前より稱へ、十七等に定めたるは法興王の比にあるべし。百濟は一品を佐平、二品を達率、三品を恩率、四品を德率、五品を扞率、六品を奈率とて、皆銀華を飾れる冠を著す、七品を將德とし、紫帶をなす、八品を施德とし、皂帶す、九品を周德赤帶、十品を季德青帶、十一品は對德、十二品は文督、並に黃帶、十三品は武督、十四品は佐軍、十五品は振武、十六品は克虞、並に白帶をなす、凡て十六等あり、古制と稱すれども、頗る漢化したれば、晋宋交通以後に漸次に品節したるにてあるべし。此の如く蕃國には早く禮制品節の定まりたるに、日本には大臣大連臣連二造などの稱

へあるのみにて、官等は姓尸を以て秩序したるにや、頗る朝廷の體面あしかりつらん。乙丑年に定まりたる冠位は、紀に大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智、并十二階、並びに當色の絶を以てこれを縫ひ、頂は撮總トスて囊の如くして、縁を著くる、惟元日には髻華を著るとあり。冠の縫様は、此以前よりもかゝる形にて用ゐたらん、當色とは、徳は最貴の紫色、以下は法王帝説に謂ゆる五行に准し、仁は木にて青色、禮は火にて赤色、信は土にて黄色、義は金にて白色、智は水にて黒色なり。縮は、纏の俗字なり、縮似布と訓ず、鹿絹の汎稱なり。

憲法は、三代格序に、國家法制自茲始焉とあれど、紀に太子親筆作とあるまでなり、固より大詔を發して定めたる國憲にはあらず、太子の群臣は垂示されたる訓戒なり、大織冠傳を見れば、近江律令にも亦訓戒の添たるが如し、後世の壁書の如く、法制とは性質を異にするものなり。其第一條は、以和爲貴、無忤爲宗、人皆有黨、亦少達者云云と掲起したり、貴族尙武の氣習は、大臣大連黨派の餘風にて粗豪相忤ひ、禮文の品致に乏かりしを誠めたり。禮之用和爲貴、先王之道斯爲美、小大由之とは、論語而孔子の言にて、禮儀は和を以て相交る態度なり、是年冠位を定められ、又九月に朝禮

を定められ、因て太子より其憲法を條擧して之を遵行する心得を訓戒されたるなり。第二は篤敬三寶の條、第三は承認必謹の條、第四は群卿百僚以禮爲本の條、第五は絶養棄欲、明辨訴訟の條、六に懲惡勸善、七に任掌など、凡て十七條、書紀にも載せ、單行本もあり、就て見るべし。卅六年度の講義録六七號野々村氏の反故さくらに、此憲法の解釋は雋逸なる見解もありて、一讀の價值は確かなり、但餘り博採して、書籍の選擇に注意乏し、枝葉を繁くして、迷歧となるは疵瑕なり、其心して讀べし。

立憲國に豹變したる今の人は、憲法といふを耳目すれば保護政治の根本律法と思想に浮むならん、是までの教化政治に於る憲法といふ名稱は意味大に異なり。古書に憲は法と訓し、憲章、憲令、みな法則と訓す、周官天官小宰の註に、憲謂表懸之、若今新有法令云とありて、是迄の揭示に似たる表懸の法といふが此字の適解なり。其起りは象魏といふもの出づ、是も周官にある事にて、王宮中門の左右堂は樓にて、之を闕といひ、此に毎年正月十日の間、五象の法を懸て民に觀す、因て觀ともいふ、即ち象魏の法なり、五象とは、治象、教象、政象、刑象、事象をいふ、春官の禮象のみはなし、禮は五象の中に存ずるものなるによる、故に魏闕といひ、樓觀といふは、此憲象の場所

を稱す、漢以後は象魏の法廢れたれど、帝宮の造營法は魏闕樓觀を建る習法となれり。憲法の本義は此の如し、治教政刑事にわたり、之を行ふ本意を文辭圖表にあらはし、以て萬民に示し、訓戒を與へ、其品節は禮に著はれ、品節秩序の整はる、是を禮文の化とはいふなり。聖德太子の憲法は蓋し其意に倣はれ、冠位朝禮を定めて頒行さるゝに因て、之を行ふの心得を條列して群卿百僚に訓示されたるなり、是昔のコンステーションなり、今のとは似て而して大に異なりと知るべし。

聖德太子の聲名は勝鬘經講義より群卿男女の間に洋謚し、佛法流布の權化といひ、法主王と稱したるは、みな此比よりの事なるべし。冠位朝禮等の制度は學藝家の打寄りて起草したるべしと雖も、朝野の臣連をして心意を和して之を遵行せしむる憲法に至りては、大臣馬子に何程の武略辯才あるとも、天皇皇子貴族の數人に血を流したる末に、かゝる文を發布するとも豈に人に信せらるゝを得んや、此に至りては流石の馬子も中心より太子に屈服したらん。憲法十七條の文を太子御作といふと雖も、起草者は僧慧慈、博士覺智等高僧博識の徒が吟味を積たる文ならん、大化に僧玄旻高向玄理の二人が國博士となりて官制律令を撰定したる例は、既に

此時より啓きたるべし。

元興寺丈六銅像
鳥師鞍部

是年天皇より皇太子大臣及び諸王諸臣に詔ありて、共同に發願して銅繡丈六佛像各一軀を造らしむ、乃ち鞍作鳥に命じて造佛工となし、高麗王より黄金三百兩を貢上せり。明年丙戌成り、其銅像を元興寺法興の金堂に坐んとせしに、佛像高くして堂戸より入ざりければ、諸工堂戸を毀たんとせしに、鳥の秀工により之を壊らずして入たり。是日人衆の會集するもの勝て數ふべからず、是より毎年四月八日、七月十五日に設齋する例となれり。元興寺法興寺丈六佛像光背の銘に、十三年歲次乙丑、四月八日戊辰、以銅二萬三千斤、金七百五十九兩、敬造釋迦丈六像、銅繡二軀並、挾持等とあり、魏大祖の鑄たる丈六像は、一箇の銅五千斤といふに比すれば殆ど五倍の大なり、天官寺の立像は、高四十三尺、赤金十萬斤、黄金六百斤といふに比すれば殆ど其四分一にすぎず。四月八日は釋迦の誕生日にて浴佛會の日なり、七月十五日を佛の生を淨住國摩耶夫人の腹に託せし日として、誕生日といふは、蓋し四月八日より逆推したる説にて、其日を中元として生身魂を祭る縁となり、盂蘭盆會とは起因を異にす。

鞍部鳥は司馬達等の孫なり、法隆寺中壇釋迦像に使司馬鞍首止利佛師造と銘す、當時の名ある佛師なると確かなり。是年五月勅す、曩者内典を興隆し佛刹を建んと、始めて舍利を求めしとき、汝が祖父司馬達等便ちこれを獻す、又國に僧尼なかりしに、汝が父多須奈橋豐日天皇のために出家して佛法を恭敬し、姨鳥女初めて出家して諸尼の導者となり、佛教を修行す、今朕丈六佛を造らんとす、汝が獻する像朕が心に合へり、且戸を破らずして堂に入るとを得たるは、皆汝の功なりとて、大仁位を賜はり、近江國坂田郡水田廿町を給さる、鳥此田を以て天皇のために金剛寺を造る、今の南淵高市郡坂田尼寺なり。此勅によれば、元興寺の丈六佛は、多須奈が用明帝の菩提のために造り、坂田寺の本尊とせるを摸型として、鳥佛師が鑄造したるにてあるなり。大仁は第三階にて、高きに過ぐ、大信の誤ならん、第七階なり、二十町は大寶令從四位の位田に同じ、但し此は永代の賜田なり。

斯て太子は大盾鞞を作り、旗幟に繪し、黃書畫師山背畫師を定め、諸王諸臣に褶を著しむる等、朝禮の演習あり、又癸丑年に小墾田に遷都し、飛鳥の岡本宮といふ、皆隋へ遣使の準備なるべし。是年天皇又皇太子を請し、法華經を岡本宮に講せしむ、六

太子法華經を講す

年勝鬘經の儀の如し、講畢りて播磨國伊保郡の地五十萬代を太子布施に賜はる、今の班鳩驛なり。五十萬代は、紀に水田百町とあれど、法王帝説に、今在播磨田三百餘町と註し、裏書には二百七十三町五反廿四歩とも、三百六十町とも、法隆寺資財帳にも亦不同あり、水田は時代により荒開の損害ある故なり。さきに太子勝鬘經を講ずる後、八年を経過する間に僧慧慈慧聰に就て法華經を卒業ありたるべし、時に太子は班鳩宮を造營し始められたり、紀に九年辛酉初興宮室于班鳩とあれど、紀の年月は據がたし、法隆寺東壇佛藥師像の光背に、用明帝の發願により、東宮聖王大命受賜而、歲次丁卯仕奉と銘しあれば、十五年に此像を安置したると確かなり。されば班鳩時造營は、先帝の本願によりて法隆寺を建たるが本にて、法華經講の布施にて寺田を定め、因て太子の學問寺になされたり。是時方に隋使を延見する準備を急かるれば、難波津の天王寺と京師の元興寺との中間に於て、龍田龍田口に良地を相し、班鳩寺を建立ありしは、蓋し隋使に文明崇敬を觀す微意も存すなるべし。太子の別宮としては、班鳩と飛鳥とは餘り遠隔したり、後に太子は飽波宮に薨す、法隆寺の南方、龍田川の北にあり。

○第八十二節 遣隋使上宮太子の文化。

遣隋使

十五年丁卯二月、天皇皇太子及び大臣百餘を率ゐて神祇を祭拜ある。七月、大禮小野妹子を遣隋大使となし、鞍作福利を通事となす。小野臣は大春日一族にて、彦姥津命五世孫米搗使主之後也、近江滋賀郡小野を本居とす。皇別の貴族より海西へ使節となるは此を始めとす。隋書倭國傳に、大業三年、倭王多利思比孤遣使朝貢、使者曰、開海西菩薩天子、重興佛法、故遣朝拜、兼沙門教十人來學佛法、とある。即ち丁卯年にて、禮佛の使節として往き、其時も學問僧を連行たるなり。又同書に其國書曰、日出處天子、致書日沒處天子、無恙云云、帝覽之不悅、謂鴻臚卿曰、蠻夷書有無禮者、勿復以聞とありて、是さて晉宋齊梁より封爵を受たる例を廢し、對等の國書を贈答したる始めなり。此事は國の體面に大關係あると言を俟ず、されど、余は甚だ此文を怪む、日出處日沒處は明白なる赦侮なり、三國の時に蜀の秦宓が吳の博士と論戰し、日生東乎と問れて、雖生東沒於西と答へたるに思ひ合すれば、原書には日本天子致書海西天

子など、書たれど、自然と煬帝の耳目には日本の字が日出を意味し、西は日沒處となる拘忌に觸たる程の事なるべし、原案存せざれば判決に由なし。又隋書に、開皇二十年、倭王姓阿每、宇多利思比孤、號阿鞞羅彌、遣使詣關とあれば、八年庚申に既に隋へ使を通して、其時に大使派遣及び國書の都合などを打合せおかれし事と覺ゆ、阿每多利思比孤は天足彥にて男稱なり、攝政太子の使として至りしにより、後の大使も亦其使として待遇したるにてあるべし。

紀に十六年夏四月、小野臣至自大唐、唐國號妹子臣、曰蘇因高、即大唐使人裴世清、下客十二人、從妹子臣、至於筑紫とあり。使節往來の津路は例の如く百濟を経て筑紫に至りし、朝廷より難波吉士雄成を筑紫に遣はして之を迎へしめ、新館を難波高麗館の上に造り、六月に隋客難波津に著ければ、飾船三十艘を以て江口に迎へて、新館に引入れ、中臣宮地、鳥麻呂、大河内糠手、船史王平を掌客となす。妹子は隋帝の授けたる書を百濟人に掠取れて奏上するを得ず、流刑に勘當されたれど、勅して大國の客に聞へても不良なりとて赦免さる。八月三日、裴世清等入京す、飾騎七十五匹を以て海石榴市に迎へ、十二日參内す、阿部鳥物部依網抱イヌカを導者となし、國書を捧呈す、

遣隋使裴世清

其書に曰、

皇帝問倭皇使人長吏大禮蘇因高等至具狀朕欽承寶命臨仰區宇思弘德化覃被含
靈愛育之情無隔遐邇知皇介居海表撫寧民庶境內安樂風俗融和深氣至誠遠修朝
貢丹欸之美朕有嘉焉稍喧比如常也。故遣鴻臚寺掌客裴世清等指宜往意并送物
如別。

是日皇子諸王諸臣悉く金髻華を頭に著け衣服みな錦紫繡織及び五色の綾羅を用
ゐたり(一)に衣服色は皆冠色とも。謁見畢り九月に客を難波大郡東成郡に饗さる掌
客の中臣宮地は姓氏錄左京別に大中臣同祖宮處朝臣あり中臣の支族にて此時才學
者の一人なるべし二十年皇妣堅鹽媛の改葬に内臣阿倍鳥は天皇の命鳥麻呂は大
臣の辭馬子の弟摩理勢は氏姓の本を誅せしに鳥麻呂摩理勢は能誅したれど鳥は
誅する能はざりしとあり。中臣勝海の敗滅より既に二十年を経て彼家も儒佛に
向ふて智識を瑩き漸く蘇我に代る潜勢力を養ひたるは此頃にあり中臣常盤磐余
の兄多能祐は御食國子糠手三子を生む御食は禁省に出入して帝に信任さる即ち
鎌足の父なり國子は蘇我境部摩理勢と共に征新羅大將軍となれり即ち大中臣家

の祖なり糠子は弘文帝の右大臣金の父なり鎌足は實に廿二年甲戌に生れ木枯藤
榮の機は此に胚胎せり。

隋客裴世清罷歸るとき復小野妹子を大使となし難波雄成を小使となし鞍作福
利を通事となして隋使と供に往しむ。隋帝に聘する書辭に曰、

東天皇敬白西皇帝使人鴻臚寺掌客裴世清等至久憶方解季秋薄冷尊候何如想清
愆此即如常今遣大禮蘇因高大禮乎那利等往謹白不具下文に脱文あるべし又是を
聖德太子の起草といふは妄

是時學生倭漢福因奈羅譯語惠明高向漢玄理新漢大國の四人と學問僧新漢曼南淵
漢請安志賀漢惠隱新漢廣齊の四人とを隨行せしむ。明年九月に妹子等歸朝す惟
通事福利のみ留る。是年百濟の僧道欣惠彌等十人俗人七十五人と共に國王の命
にて吳國に赴きしに其國に亂ありて入を得ず歸路暴風に逢て肥後國葦北津に漂
著す筑紫大宰これを奏す因て難波吉士德摩侶船史籠を遣して欸問し二人を副て
本國に送りしに對馬に至て僧等みな留らんを願ふ乃ち表請して元興寺に住せし
む。筑紫大宰の名始めて史に見ゆ宣化の末大伴磐が此に駐劄せしより以來任那

興復の軍旅は常に進退を筑紫にて制す、今隋の往來も亦此を要津となして百濟より渡航したり、筑紫府に太宰を置て九州二島を管せしめたるは、欽明以後の事なるべし。爾後は沿例となり、九州二島は太宰帥に委任されて特別の管轄を受け、熊襲軍人は蝦夷同様に猶化外の民族にてありけり。

十八年に新羅の使奈末竹世士、任那の使大舍首智買、筑紫に至りければ使を遣はして之を召し、十月京に到る、額田部比羅夫、膳大伴を兩客、莊馬長となし、阿斗の阿邊館に引入れ、參内には秦河勝、阿閉大籠を導者となし、南内より入て庭中に立ち、大伴嚙、蘇我蝦夷、坂本糠手、阿倍鳥、四人其使旨を大臣馬子に啓し、使者に祿物を賜ふて罷る、尋て河内、漢貲、錦織久僧を二使の共食者となし、之を朝に饗して歸さる、是より朝廷に外國蕃國の使臣を接遇する禮儀整齊したり。

物部大連敗滅し、蘇我大臣一派の政府となり、法興寺を建立したるを第一着として、多年潛養したる禮制を興隆し、二十餘年を経て隋使韓使の接待にて略成功しければ、十九年五月五日に兎田野の藥獵を舉行したり。其時諸臣の服色は冠色に隨ひ冠に髻華を着け、徳は金、仁は豹尾、禮以下は鳥尾を用ゐ、雞鳴に藤原上池に集まり、

黎明を以て兎田野郡の立村の足に往く、粟田細目前部領たり、額田部比羅夫後部領たり。重五の藥獵は、荆楚歲時記に、五月五日、雞未鳴時、采艾似人形者、攬而取之、用炙有驗、是日競採雜藥とあれば、支那中部に居住する南人種の風俗にして、日本にも早く行はれたるべし、後世菖蒲船シラノフネを献ずる例は是に起る。又藥玉クサタマは延喜式に出づ、藤原明衡往來に、今朝自或所、給藥玉ヲ一流、作以百草之花、貫以五色之縷、模草蟲形、棲其花房、芳艷之美、有興有感、古人云、此日懸續命縷、則益人命、とある、續命縷は即ち藥玉にて、是も藥獵より起りたる物なり。集解に太平御覽田夏小正曰、五月、此月畜藥、獨除毒氣とあれど、夏小正には畜蘭とあり、傳に爲沐浴とある、蘭湯は北部の俗にて、畜藥は南部の俗なり、太平御覽に畜藥の文あるとは疑はし。是まで貴族尙武の習氣は、山野の獸獵を最快樂の事となし、男女相會して肉を割て宴飲したる風俗は、浸潤の久しき、止むべからざるものあらん。佛教は殺生を戒しめ、慈悲を宗とす、欽明帝の時に醫藥曆筮を佛教の前驅となして、智識を開き、三寶の崇敬始まり、天王寺は敬田の外に施藥療病、悲田の四院にて成る等、傳道の初め、僧徒の民衆に心を竭す、信切なりと謂べし。是に於て藥獵を始めて、山野に會集し、藥草を採て、鳥獸獵に代たるは、亦野民鹿暴の

風を去りて禮文溫和の品行を誘くの意なり、毎年々五月五日に藥獵を行ふと是より例となれり。

隋使及び新羅任那使の延見畢りて、朝禮制定の局を結びたれば、二十年正月に群卿に宴會を設けられ、蘇我馬子大臣より壽詞を上り、天皇これに和し給ふ。二月に先妣蘇我堅鹽媛を皇太夫人とし、欽明帝檜隈大陵の域に改葬あり、天皇諸皇子大臣及び氏姓の人各輕街に誅す、益々蘇我氏全盛の世となりたり。大連廢れて一大臣にて國權を執る時宜となりたれど、猶阿倍春日、大伴中臣、阿曇等の大族と協議に出で、文明の煥發は皇太子の聖德に因すんばあらず。是より先き太子は高僧を學問寺に延て内典を講究し、勝鬘經、法華經、維摩經の疏を作りて、之を世に布かる、其疏は今に傳はりて日本著述の始めたり。

佛教に五明あり、一を因明といふ、論理の講究なり、二を内明といふ、教典の講究なり、三を聲明といふ、言語音律の講究なり、四を醫方明とし、五を工巧明とす。太子の勝鬘法華說經は、因明の一端なり。法王帝說に、上宮王師高麗、慧慈法師、能悟涅槃常住五種佛性也、理明法華三車權實二智之趣、通達維摩不思議解脫之宗、且知經部薩波

因明

内明

明

醫方明

工巧明

多兩家之辨、亦知三玄五經之旨、並照天文地理之道、即造法華等經疏七卷、號曰上宮御製疏とあり、此時より天文学を傳へ、僧觀勒は曆を始しめ、又儒學も興れり、皆内明の功果なり。佛教と共に百濟樂を傳へしに、二十年に百濟人味摩之吳に學んで、伎樂舞を得て歸化しければ、櫻井に居らしむ、聲明の一端なり。施藥療病院を設け、藥獵を始め、遺隋の學問僧惠日は醫道を修めて歸る、欽明帝以來醫術と佛教と共に講究さる、醫方明の興りなり。官寺の建立により、寺工は印度流の建築を教えて造家の風を進め、鑪盤工は銅の鑄造を教え、瓦工は磚瓦を教え、佛畫師は倭畫を改良し、佛師鞍作鳥の如き名工出で、鑄像塑像の技進めり。十八年に高麗王より僧曇徴、法定を貢す、曇徴は五經に通じ、又よく彩色及び紙墨を作り、并に碾磑を造る、碾磑を造るとは是時より始まるといふ、工巧明は佛教興隆について著しく發達したり。故に近世太子を日本美術の祖と稱す、日本の知識は果して美といふ趣味を解するまで發達したるやは問題なれど、塑像繪畫音樂造家術の是より改良したる功は、其稱空しからずと謂て可なり。

又朝禮制定の後に、遺隋學生をして明法學を修めしめて、律令選定の功を催され、

高向玄理は實に其一人なり。二十八年に、太子は島大臣と共に議して、天皇記及び國記臣連伴造國造百八十伴部公民等の本記を錄さる、是を日本書紀の起りとす。世に傳はる舊事本紀の序に聖德太子の撰と自稱すと雖も、彼は書紀の拔書にて、平安朝の初めに作る國造本紀などを取加へたる偽書なると、既に識者の定論となれり、惟古史の餘りさみしきにより、今に參取して、迷歧を尋ぬる人も少からず、固より上宮太子の錄せられし史に非ざると明かなり。

上宮太子は日本文明の啓誘者となり、百餘年の鬱滯を散して國の品位を揚げ、海西海北に觀したる功績は歴史に永く輝光を放てり。其主腦とする所は佛法興隆にあり、是によりて收めたる政績は任那再建を遂げ、禮制を定め、外交を改訂し、教學の本を興して、國家第二の創造者たり。其性格は弱冠より僧徒に景慕され、臣民の男女みな其徳を愛敬し、佛法流布の權化といひ救世菩薩の化身、或は思禪師の後身といふ、あながち論關するにも足らざる談なれど、法王、又は法主王と稱じ、聖德太子と稱したるは、勝鬘經を講ぜられし以後の事なるべし。法王帝説に、太子起七寺、四天王寺、法隆寺、中宮寺、橘寺、蜂丘寺、并彼宮賜池後寺、葛木寺葛木臣とあり。法隆寺、草創

太子の七寺

蜂岡寺

葛木寺

の故は前にいへり、是を學問寺又は鴈僧寺といふ、中宮寺は其北にて、穴穗部皇后の宮なり、斑鳩尼寺といひ、同時の建立なり、其北の岡本宮を池後寺とす、後起寺太子の法華經を講し給へる岡本宮を、此處といふは非なり。蜂岡寺は大秦の廣隆寺なり、紀に十一年十二月、太子諸大夫に謂て、我に尊佛像あり、誰か得て敬拜せんとありければ、秦造河勝進んで奴これを拜せんと申し、受て蜂岡寺を造るとあれと、まだ法隆寺も建ぬに何ぞ山背に此創立あらん。廣隆寺緣起及び資財交替實錄に、推古天皇即位壬午之歲、秦造河勝造立とある、是を帝説の注に合せ考ふれば、太子の山背にあり壬生の地に、其宮を併せて賜はりて河勝が造營したる寺なるべし。紀に三十一年新羅任那太使來朝、佛像一具、及金塔並舍利、且大灌頂幡一具、小幡十二條を貢す、即佛像を葛野秦寺に居き、餘は四天王寺に納る、又廿四年七月、新羅佛像を貢す、皇國略記に像高二尺、蜂岡寺に置とあるは、此と重複とある、是は太子の薨す翌年なれば、創立は其以前の事なり。葛木寺は葛木臣に賜はれり、大臣馬子の本居うふすな、葛城縣は、雄略帝の時より帝室に屬すれば、其地に在べからず、吉田東伍氏の地名辭書に向原の豐浦寺と辨したれど、其は稻目の草創なり、守屋が焼たりといふは無根と決すれば、是にも非ず、別に考ふべし。

太子は飽波の葦墻宮にて病篤しと、大安寺縁起に記し、其薨は歲次辛巳十二月、鬼前大后穴穂部崩、明年推古卅九年紀は二月廿一日癸酉、王后即世、翌日法王登遐と、法隆寺釋迦僧銘、中宮寺繡帳銘に勅せり、太子年四十九歲、前日薨したるは妃膳大刀自なり、河内磯長の塋に葬る、今の叡福寺の御墓山是なり。一年を踰て一僧の惡逆を犯したるにより、始めて僧正僧都をおき僧尼を檢校せしむ、勸勒を僧正となし、鞍部德積を僧都となし、阿曇連を法頭となす、法頭は寺司なり。當時政化の本は佛教にあり、爾後に僧正僧都は政治に參與する重任となれり。其九月に寺及僧尼の籍を檢校せしに、四十六寺、八百十六僧、五百六十九後尼あり、是を三寶興隆より三十餘年間教化の効とす。

第十八章 天智帝中興の業。

○第八十三節 蘇我氏擅權、上宮王殲滅。

仁德帝の皇后より、葛城家は三朝の外舅となり、權勢積りて眉輪王の變を生じ、葛城圓の敗滅後は、皇女より皇后を立る例となりしに、敏達帝俄に崩して皇子幼く用明、崇峻、推古、三帝はみな蘇我氏の腹なりければ、馬子の武畧辨才は只さへ大連を排して大臣獨宰の勢あるに、亦外舅の勢力を生じて、推古帝の時より至尊に亞する尊榮を耀かせり。邸宅を飛鳥河の傍に造り、庭に池を堀り、池中に小島を起す、時の人これを島大臣と稱へ、其地は橘上宮に近ければ、橘の島とも稱す、小治田の上流にあり。皇太夫人堅鹽媛の改葬までに、大政釐革も畧訖り、隋へ往來して文化を鼓吹し、二十二年甲戌大臣臥病のときは、男女千人を出家させたりと云。三十一年十月、阿曇連法頭阿倍麻呂二人をして、葛城縣は元臣の本居にて困て、姓氏となせば、其縣を封縣に請しに、天皇報して、朕は蘇我氏の出にて、大臣は朕の舅なれば、大臣の言は

蘇我氏の
葛城宅

何辭か用ゐざらん、されど朕の世に是縣を失ひなば、後の君に愚痴の婦人が天下に臨みて、頓に是縣を失へりと言れんは、朕の不賢のみならず、亦大臣の不忠となり、後葉の悪名なればとて、聽許なかりき。葛城縣は、綏靖帝丘宮の舊都にて、武内宿禰の長子これを得て、葛城長江襲津彦といへり、長江今柄は高宮郷にあり、記安寧帝に所謂五村屯宅者、今葛城之五村苑人也とあり、神功紀に、襲津彦が新羅の草羅城を拔たる時、其俘人等は、今桑原、佐麿、高宮、忍海、凡四邑、漢人等、始祖也と見ゆ、これ五村の四なり。

馬子は用明帝の喪より文明の首唱者となり、大伴阿倍春日の諸氏之を助け、大政改革には上宮太子を攝政に奉し、其聖徳の著はるゝに従ふて、馬子も誠心に推服し、小治田朝の昌運を補佐したり。初めて大臣となりしより五十五年の久しきを経て、三十四年丙戌五月年七十六歳にて薨す、河内東條の桃源墓に葬る、聖徳太子廟の東南にあり、扶桑略記皇國略記に遺言して太子の像を畫きて自其前に跪かしめ、之を其墓前に張れりと云ふ。弟の境部臣摩理勢は、尤も太子の信愛を受く、内臣阿倍鳥及び中臣御食、阿曇連等、皆馬子に腹心を寄たり。馬子の長子善徳は法興寺司なり。

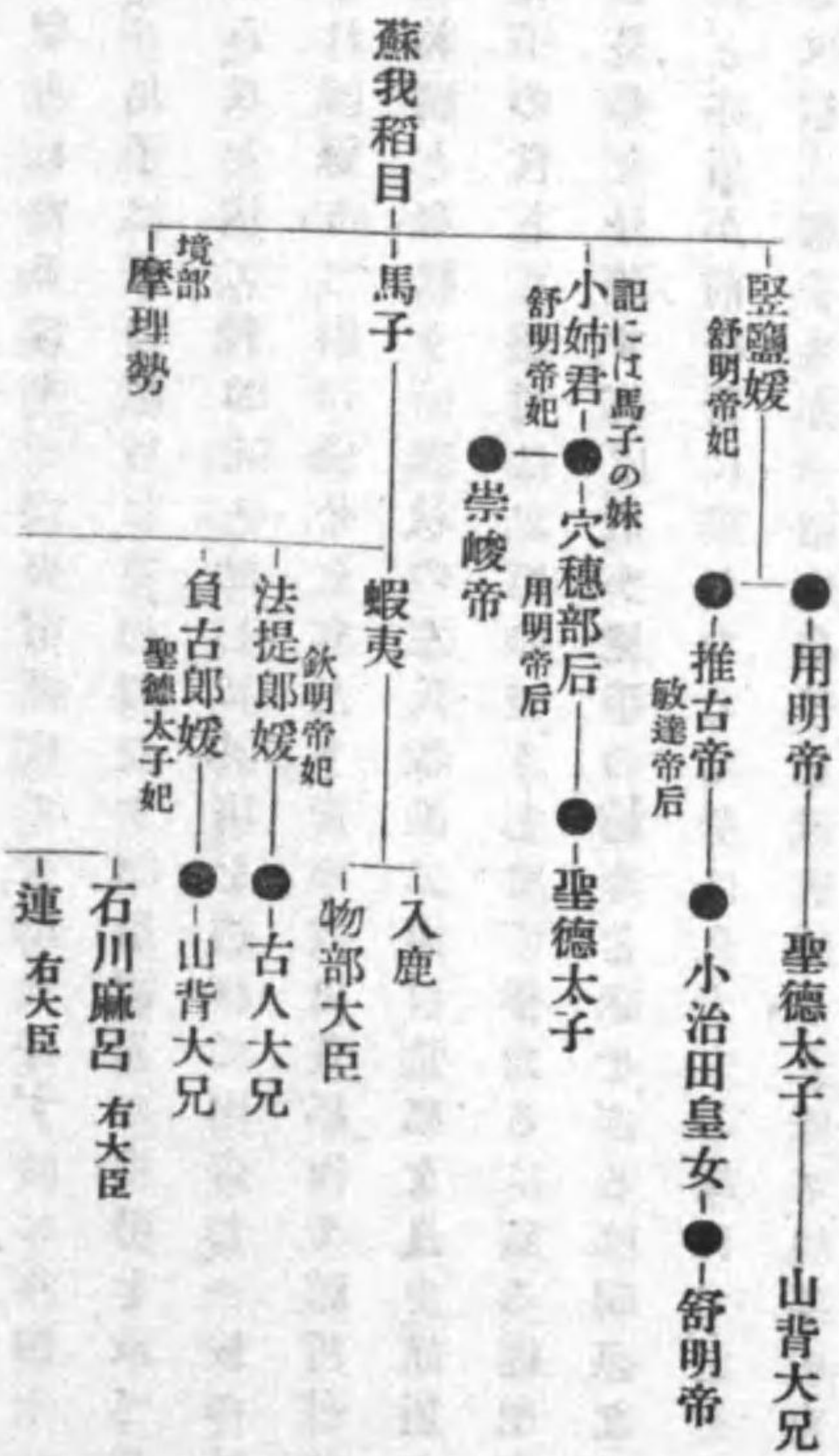
蘇我馬子

馬子と趙盾

しに早世したるにや、子蝦夷宿禰代て大臣に任ず、時に年四十一、これを豊浦大臣といふ。馬子は晋の趙盾に克相似たり、趙盾祖先の權勢を承て靈公を擁立し、公これを嫉み、兵を伏て殺さんとせしに、其場を逃れて出奔し、一族の趙穿公を弑して呼迎へければ、返りて俱に成公を立たり、晋の大史董狐因て趙盾弑其君と書したるは千古の美談となれり。春秋の左氏穀梁二傳に、董狐を良史、趙盾を良大夫と稱し、剩さへ孔子の言とて、趙盾は忠臣の至りとまで譽たるは、頗る標準なき辭に似たれど、其事の是非を分疏すれば、盾か兇手の趙穿を誅せざるは、同惡なるを決定し、之を非とすれど、亦盾が前後晋に盡したる功勞は、良大夫の績にて、之を是とするは、公允の論なるべし。馬子も亦一帝二皇子を弑虐せりと雖も、兇手の東漢駒を誅したれば、趙盾よりも罪は減すべきなれど、教唆の罪は掩はれず、されど其國家に盡瘁したる文、明鼓吹の功績は、決して趙盾に遜色なし、これを良大夫と稱するは、亦平允を失はざるべし。

三十六年三月帝病重らせ給ふ、時に竹田皇子は既に薨じ、彦人皇子の子田村王は敏達帝の嫡統なれど、聖徳太子の子山背王は父について賢明にあはせば、帝は孰れ

を繼體とも定め難く、田村王へは天位は大任なれば、輕々しく言など詔し、山脊王へは汝肝稚ければ心に望むとも口に出すなと詔し、御年七十三紀に五と誤りにて崩す、遺詔して磯長の竹田皇子の塋に葬り、凶饑につき厚葬を禁戒し給へり。斯て嗣位定まらず、群卿は敏達帝の統を立るに意ある久し、今は上宮王の聲望も亦盛んなり、蘇我家の兩王に於る左の縁親あり、



皇位の語

雄正 日向身刺 赤兄 右大臣

蘇我蝦夷は孰れを推立すべきやを知らず、九月葬儀畢る後、阿倍麻呂と議り、群卿を自邸に招きて大饗をなし、散會に臨み、麻呂をして遺詔の趣きを述べて、誰を立つべきと問ければ、皆しばし默然として答へざりけり。強ての間に大伴鯨まづ口を開いて、遺命に従はれよ、田村王へ天下は大任とあるからは、皇位は定まれりと言ければ、采女摩禮志、高向宇摩、中臣御食、難波身刺ハナハこれに同意す、許勢大麻呂、佐伯東人、紀鹽手は山背大兄王を立てしといふ、蘇我雄麻呂蝦夷の弟一名雄正は熟考して答へんとて其席は罷たり。蝦夷は群臣の一致せざるを以て叔父摩理勢に問ば、山背王を立てよといふ、阿倍中臣、紀河邊、高向、采女、許勢、六人をして班鳩宮に詣り、遺詔のまゝを白さしめければ、山背王其日の有様をくわしく語り、吾は天皇の病を聞て馳上り、門下に侍りしに、中臣御氣禁省より出て、天皇の命とて閣門に向へば、栗隈采女黒庭中に迎へて大殿に引入たり、近習は栗下女王を首とし、女孺等八人并て數十人側に侍り、田村皇子も在せり、栗下女王、山背大兄王參ると申しければ、天皇起せ給ひて、朕の病は危

し、汝は朕の心腹にて愛寵の情は比をなしがたし、國家の大基は是朕の世に非ず、本よりこれを務めたり、汝肝稚けれど慎みて言へと詔せられぬ、其時の近習みな知れり。また曾て叔父の病を訊んと豊浦寺に居し時、天皇采女鮪を遣はされ、汝が叔父大臣愁へて言ふ、百歳の後は嗣位汝に當るに非ずや、故に慎みて自愛せよと、かゝる事もありぬ、今大臣の遣る群卿は、嚴矛の如くに中を取持てる事して奏請する人々なり、宜しく叔父に白されよとの答なり。

山背王の子泊瀬王より、中臣河邊二卿へ我等父子は蘇我より出たり、高山の如くに持み、嗣位は輒く言なかれと傳へらる、蝦夷決する能はず、阿倍中臣等をして山背王に啓するには、磯城島御宇より近世に及ぶまで、群卿みな賢哲なるに、今臣不賢にして人乏しき時に當り、群臣の上に居るを以て定むる能はず、惟遺勅を誤らじと思ふのみと申送れり。又二卿をして境部摩理勢に問しむれば、摩理勢答へて、其事は大臣に面あたり對へたりとて、忿て蘇我の田家に退居して朝せず、蝦夷も亦愠り、年長者に忤ふは不本意なれども、衆議に違ふても汝に従へとならば、我等二人にて國を破るものにて、後代までの惡名なり、ゆめく逆心は起されなと申越せども、摩理

蘇我摩理勢上宮王を推

蘇我蝦夷叔父を殺し舒明天皇を立

隋亡唐代

遣唐學生學僧

勢従はず。遂に班鳩に赴いて泊瀬王宮に居る、蝦夷群卿を遣はして摩理勢を山背王に申請ふ、王因て摩理勢を諭し、汝先王の恩を忘れず來りし志は甚だ愛すれど、先王臨終に諸惡莫作、諸善奉行一阿含經と戒め給へり、吾は私情あるとも敢て違はず、怨みとな思はれそとあり、諸卿も大王の命に従へと勸めければ、摩理勢啼泣して家に歸りけり。居ること十餘日にして、泊瀬王遽に病作りて薨す、摩理勢聞て我生て誰を恃まんと嘆きし折柄、蝦夷の軍兵至りければ、仲子の阿椰を率ゐて門を出て、胡牀に踞して待ち、父子共に來目、物部伊區比に絞殺さる。明年正月、群臣共に田村王を立つ是を舒明天皇とす、敏達帝の嫡統を推立したるは、群臣嚴矛イカシキコの如く、中を取たるにて、蝦夷が叔父を殺して衆議に従ひたるは、外戚の權威も猶擅斷するを得ざる所にて、非難すべきなけれど、泊瀬王の頓死は頗る怪むべし。

舒明帝の治世は十三年なり、其間に起りたる要件は、先帝の二十七年に隨亡びて、唐の李氏代り、學生學僧は留りてあり、帝の二年、即ち唐の貞觀四年に大仁犬上三田三田稻尊イナノノミの尊、大仁藥師惠日を唐に遣はされ、四年に唐より高表仁を遣はし、三田稻尊を送らしめ、學問僧靈雲、旻、勝鳥養カサト、及び新羅の送使と共に對馬を経て、難波津に到る、大

伴馬養を遣はし、船に鼓吹旗幟を具へて江口に迎へ、其館に引入れ、神酒を賜はり、明年歸國には、吉士雄麻呂、黒麻呂等をして對馬まで送らしむ。其後十二年に至り、南淵僧清安、高向玄理、皆歸朝す。是時に當り、中臣氏は既に儒佛に向ひ、御食方に要路に當る。其子鎌子、年方に二十餘なり、僧旻が易の講席に諸公達集りしに、席の散ずる時に鎌子を留めて語り、吾堂に入るもの蘇我太郎に如くものなし、但し君の神識奇相は實に人に優れり、自愛し給へと言たりと、蘇我太郎は入鹿にて、又鞍作とも、林太郎ともいふ。

帝初め蘇我島大臣の女法提郎媛を納て古人皇子更名を生み、後に兄茅渟王の女を妃として、葛城更名は中大兄、大海兩皇子を生み、立て、皇后となし、寶皇女と申したり。帝は飛鳥の岡本宮に坐し、七年に炎上しければ、百濟川廣瀬側に大宮大寺を造營あり、書、直縣を大匠となし、西民に宮を造り、東民に寺を作らしむ、其寺は聖德太子の創建の熊凝道場を其遺命のまに、此に移されたるにて、百濟大寺と號し、後に平城に移して大安寺となる。十二年帝百濟宮に徙御し、明年十月御年四十九にて崩す。繼體を定むるには山背王の在し、又其上に古人葛城の兩皇子在し、孰れを立

百濟宮

百濟寺

べきとも決しがたければにや、推古帝の例にまかせて寶皇后を推立したり、此御宇を皇極と號す。大臣蝦夷は當年五十七、意既に滿たりけん、子入鹿に政事を執し、入鹿の性剛戾にして、威勢は父にまさり、人々みな震怖したり。

元年壬寅九月、大寺造營の丁を近江越より發し、又十二月を限り宮室を造營する殿屋の材を國々に取しめ、東は遠江を限り、西は安藝を限りて造宮丁を發す、十二月に、先帝を滑谷岡高市に葬り、天皇は小墾田宮に遷御、或本に東宮南庭の權宮にと云ある。蘇我家も亦祖廟を葛城の高宮に造り、天子の舞樂を用ひ、又葛城の今來吉野に、己と入鹿との雙墓を造り、いふ、死後に人を勞するなからんと、舉國の民百八十部曲百八十部を徵發し、更に悉く上宮の壬生部の民を聚めて營挑所に使役したり。山背王は封戸の民をいたはり、十年間は使役せずとの意なるに、かゝる故なき徵發の加はれたれば、上宮大娘いみしく其無禮を愠られ、是より蘇我氏と嫌恨を生じ、遂に慘禍をぞ引起しけり。

二年十月より大臣蝦夷は病に緣て朝せず、私に紫冠を入鹿に授けて大臣に擬せしめ、次男を呼びて物部大臣といふ、これ其祖母は物部弓削大連の妹なる故に、母の

財産によりて世に威勢を示したり。入鹿は山背王の威名を深く忌嫉み、上宮王家を廢して、我家の出なる古人大兄皇子を皇位に登せんと希圖を藏せり、古人大兄皇子も亦うすくは知られ、頗る人口ありしにや、京童ども、岩のへに小猿米やく、米だにも、焼て通らせ、山羊の叔とと謠ひあへり、小猿は、入鹿にて、班鳩宮を焼んとするに、諭へ、山羊の叔は山背王の頭斑白なるに諭へたると、後にぞ思ひ合せたり。十一月、入鹿の計ひにて、巨勢德太、土師娑婆馬飼首を將軍となして、班鳩宮を掩撃しければ、上宮の奴三成、數十の舍人と出て、拒戦し、娑婆を射斃しければ、寄手恐れて引退く、軍中相謂て一人當千とは三成をいふかと稱揚したり。奴とは、上宮王の家人なり、凡て宮の戸籍に登録されぬ者は、官に於ては奴婢といふ分つて家人奴婢の二等あり、戸令に、凡陵戸、官戸、家人、公私、奴婢、皆當色、爲婚とあり、放家人、奴婢、爲良、及家人、とある是なり、舍人は良民にて、奴三成は家人なり、家老の如きものなり。

山背王は其間に馬骨を内寢に投入させ、妃并に子弟等を率ゐて逃出て、三輪文屋、舍人田目連等従ひ、膽駒山に入れり、巨勢德太火を縱て宮を燒き、灰中に骨あるを見て、王等は皆死せりとて、圍を解て引拂たり。山背王は山中に淹留し、四五日を経る

まで食飲を得ず、三輪文屋深草屯倉に移り、馬を馳て東國の壬生部を催し、師を興して戦ひなば必ず勝んといへど、王の答へに、卿のいふが如くしなば勝なん、されど孤の情願は、十年の間百姓を役せじと思へるに、一身の故にて萬民を煩はし、後世に吾故に己が父母を喪ひたりと言れんは、戦ひ勝とも丈夫と謂べき歟、身を損して國を固めてこそ、眞の丈夫ならずやとて従ひ給はず。人あり膽駒山中に上宮王等を見ると報じければ、入鹿大に懼れ、高向國押をして急に軍旅を發し、山に向ふて王を求め捉へしむ、國押答へていふ、僕は天皇の宮をこそ守れ、敢て外には出ずとて動かず、入鹿自身に往んとする所に、古人大兄皇子喘息來りて、何くに向ふと問へば、入鹿其由をいふ、皇子聞て、鼠は穴に伏れば生る、穴を失へば死すと仰せければ、入鹿は止まりて、軍將を遣はしたり。王は山より還りて、班鳩寺に入り、入鹿の軍將は引違いて山中を覓れど得ず、返して寺を圍みければ、王は三輪文屋をして軍將に吾の身を入鹿に賜ふと宣へしめ、子弟妃妾十五人と法王帝説に從ふ○補闕に廿四人とは疑はし、共に經れて莫したり、諸王子の禍こゝに至り、慘も亦極まれり。紀に聖德太子の喪には、諸王諸臣より百姓に至るまで、愛兒を失ひ慈親に離れたるが如く、悲めりとあれど、正しく其子孫

のかゝる非業の禍にかゝるを諸王諸臣みな手を拱いて動かざるは世に徳義の報ひほど頼み少きはなし。歴史は繰返すものといふ班鳩宮の禍は穴穂部皇子の物部守屋と共に三輪逆を海石榴市に攻たるに克く相背たり天武帝の詔に東漢直が七不可を犯したるを責られたり東漢直は蘇我氏によりて悪をなす上宮王を惨滅したるも七不可の一なるべし。斯て古人大兄皇子と入鹿とにいかなる輪回の轉するにや姑く俟てこれを見るべし。

父の蝦夷は斯くと聞て瞋り罵りて、噓入鹿は極めて愚痴なるものなり専ら暴惡をのみ行へば、備の身命も亦殆からずやといへりとなん。三年正月に中臣鎌子を神祇伯に拜せらる當官は中臣齋部兩家に取て極官なり古語拾遺に王族宮内の禮儀婚姻卜筮の事までを掌るとあり後に八省を定められても本朝の古儀を重んじ此官を太政官の上におかれし程にて中臣家の榮進なれど再三固辭し疾と稱して三島^津別業に退居したり。去年二月國內の巫覡等枝葉を折取て木綿を取懸け大臣の橋を渡る時を伺ふて争ふて神語の微妙なる説を陳する者多く具に聽覺ゆべからず老人等聞てこれを時風の移らんとする兆といへり今年六月劍池の逆

に一莖二^雙頭^{なす}のものを生ず大臣妄に推て蘇我氏の榮んとする瑞なりとて金墨にて書て法興寺の丈六佛に獻ぜり。是年豐浦の甘藷岡に雙郎を起し蝦夷の邸を宮門と稱へ入鹿の邸を谷の宮門と稱へ男女を王子と稱へ家外に城柵を作り門側に兵庫を作り力人をして兵を持って守らしめ更に畝傍山の東に池を穿りて城となし庫に箭を儲へ平常五十の兵士を健人と名け身を環繞させて出入し之を東の從部と稱し氏氏の人等の入て其門に侍するを祖子^{オコソコ}と名つけ漢直等は全く二門に侍して臣下同様に仕へたり。漢氏は滿知以來の緣因あり葛城四區にも漢氏居住す蘇我氏譜弟の資人なり是に至り四世の積威は極度に達したり。

○第八十四節 蘇我入鹿を誅し大化改新

蘇我氏の皇極帝を立て入鹿が國政を執てより皇室は衰へて政は君によらず中臣鎌子竊に之を慷慨せり^大鎌子曾て皇弟輕皇子に善し三島退居の比なりけん皇子脚疾ありて朝參せず在せしかば其宮に詣つて侍宿せり。皇子は鎌子の思慮

高遠にして、智略の人にすぐれたるを知り、妃阿倍氏をして、別殿を淨掃して朝夕侍養せしめ、厚く待遇し、因て相與に言談し、終夜疲るを忘るゝに至る。鎌子は深く感戴し、舍人に語りて、汝の君をして天下に君たらしむるなからんかといふ、舍人其言を傳へければ、皇子大に悦び給へり。鎌子素り匡濟の志あり、入鹿の所行を見て、君臣長幼の序を失却し、國家を覬覦する權詭を挾むと察し、皇子の器量を不足となし、更に中大兄皇子の雄略英徹なるに心を囑したれど、猶懷抱を披くべき折を得ざりけり。或時法興寺の槻樹の下に於て蹴鞠の催ありしとき、中大兄皇子の皮鞋毬と共に放れ落たり、鎌子掌中に捧げ持ち、跪て奉りければ、皇子も亦對敬して之を受け、是より相俱に親善になりて互に述懐をなし、他人の類々交接するを嫌はんとて、黄卷を把て周孔の道を南淵先生道南講講に受け、往來の道すから潛に相圖りしに、心に協はざるなし。中大兄皇子は舒明帝の殯に年十六にて誅すの文に據ば十九歳、鎌子は甲戌の生れにて大織冠三十一歳なれど、天武帝の壽に較ぶれば天智帝はなほ十歳計り増べし、古史は數字に慎みを闕ぎ信を取がたし、天智帝方に學問成熟の年齢にておはしたらん。

かゝる處に入鹿は山背王一族を殲殺し、天人共に怒る罪惡を犯せしかば、中大兄正長いよ／＼帝室の危殆なるを以て、其策を鎌子に問給ふ、鎌子便ち蘇我山田麻呂の長子正長の剛毅なる、其長女を妃に納て強援となすべしと勸め、自ら媒介をなし、二期に及び長女を弟身刺に偷まれしかば、少女自ら進んで往き、赤心を以て仕奉れり。中大兄徐かに山田麻呂へ口を開き、太郎の暴惡なるに、若し同惡相濟ならば、宗を敗るの禍あらんと諭し給ひしに、答へて臣も然か思へり、何事も命に従はんとて、相共に其計を回されたり。鎌子は佐伯子麻呂、葛木稚犬養綱田、二人の強勇を擧げ、機會を待て入鹿を誅せんと用意し、四年乙巳六月三韓の進調あり、帝出御にて其儀を行はるゝにより、中大兄山田麿と其時を以て入鹿を殿上に於て誅ずると定めらる。斯て其日になりければ、天皇太極殿に出御あり、古人大兄侍座す、中大兄衛門府に十二門を鎖して往來を斷ち、衛府を一所に娶めて祿物を給はんとす、舍人入鹿に參殿を促す、鎌子は入鹿が帶劔を離さざるを以て、俳優に銜めて解しめしに、入鹿笑ひながら脱すて、入て侍座したり、中大兄は長鎗を執り、鎌子は弓矢を持ち、共に殿側に隠れ、海犬養勝麿をして兩劔を子麿綱田に授けて、入て入鹿を斬しむ。殿中には山田

應表文を讀みて畢らんとするに、子麿等便旋して進まぬにより、中大兄之を勵まし
ながら、不意に出て、入鹿を斫給へば、子麿は入鹿が起つ脚を傷つけ、入鹿轉べり、天
皇驚かせ給ひ中大兄に何事をなすとありければ、皇子伏て鞍作が王宗を滅ぼして
天位を傾けんとするにより、天孫を以て鞍作に代んと奏しければ、天皇は直に起て
入御ある。是日雨降りて潦水庭に溢る、席障子にて入鹿の屍を覆ひ、人をして父大
臣蝦夷に賜はしむ、古人大兄は走て私宮に入り、門を杜いて出ず。

中大兄は直に法興寺に入り、城を作りて備へをなし、皇子、諸王、群卿、悉皆隨侍せり。
蝦夷の邸には漢直等眷屬を聚め、環甲し兵を執りて軍備をなす、中大兄將軍巨勢德
大をして賊黨に君臣の理を諭さしむ、賊黨高向國押、漢直等にいふ、太郎既に誅さる、
今明日に大臣も誅されん、誰のために戦ふて刑せられんやと、劍を解き、弓を捨て、去
ければ賊徒沮みて亦散り失せたり、是も東漢直が七不可を犯せる一なり。蝦夷等
火を縱ちて自盡す、此時船史惠尺ヒキ天皇記國記を火中より疾く取出して中大兄に奉
れり、是日本書紀の原料なり。蝦夷入鹿の屍は墓に葬りて、哭泣をなすを許さる。
天皇位を中大兄に傳へんと詔ありけれど、鎌子中大兄に勸め、古人大兄は兄にて

蘇我蝦夷
自殺

輕皇子は舅におはすに、殿下陞位ありては恭遜に違ふ、且舅を推立し給へといふ、中
大兄深く其説を嘉納せられ、竊に奏請して位を輕皇子に傳へ給ふ。輕皇子は、古人
大兄に辭讓ありけれど、古人大兄固辭し、臣は出家して吉野に入んとて、佩刀を解て
退出し、直に法興寺に詣り、佛殿と塔との間に於て剃髮せらる、是に於て輕皇子踐祚
あり、百官、臣、連、國造、伴造、百八十部羅列し、臣拜す、是を孝德天皇とす。先帝に皇祖母
尊の尊號を奉り、中大兄を皇太子に立て、阿倍内麻呂を左大臣、蘇我山田麻呂を右大
臣となし、中臣鎌子に大錦冠を授けて内臣となし、高向玄理、沙門長を國博士となし、
始めて年號を建て、大化元年となす。其後蘇我田口、川堀、物部榎井、椎子、倭、漢文麻呂
朴市、秦田來津等、吉野山にて、古人大兄と謀叛を圖り、其黨の吉備笠垂垂は志太、兩大
臣に自首せしに因て、是年の十一月三十日甲午、皇太子阿倍渠渠名、佐伯部子麻呂
を遣はし、兵三千人を將ゐて之を攻しむ、古人大兄其妃妾と自經れて薨す、垂は此功
により功田二十町を賜はる、倭漢は東漢なり、是も七不可を犯せる一にて、歸化姓の
皇族大臣の家に權を弄する害毒を察すべし。

七月阿倍蘇我兩大臣に詔し、當に信あつて天下を治むべしとて、大夫及び百、伴造

大化改新
の始まり

に悦びを以て民を使ふの路を歴問せらる、蘇我右大臣まづ神祇を祭鎮したる後に政事を議すべしと奏し、勅使を尾張美濃に遣はして幣物を課せらる。大化の新政は此を發端とす、歴問の要旨は、敏達帝の任那興復策を葦北國造日羅へ諮問の時、日羅の對に仕奉朝列、臣連、二造、下及百姓、悉皆饒富、令無所乏、如此三年、足食足兵、以悦使民、不憚水火との大旨にて、輕速に兵を興すは亡滅の道なるを論ぜり、第八十節日羅は神明の如く信ぜられ、是より朝廷は偏武に懲りて内政を修め、聖德太子崇文の治を喚醒したり。彼冠位朝禮の制定は、隋使及び韓使接對に國の文明を耀示されしに止まる様なれど、其時遣隋學生僧徒に學教を講究させ置れたるが、繼て律令修定を遂ぐる順序となりたり。今は三十餘年を經過し、入鹿の專横にて大業荒みたれば、之を誅滅したる劈頭に、其學生學僧の隨一たる玄理曼二人を國博士となし、新令施行の端緒に就れたり。大化の新政は聖德太子の緒を修めたるは、人みな知れど、其原の日羅が對策に在とは、今まで心付たる説もなきが如し。此事は、海北の蕃國及び蝦夷、肅慎の形勢にも關係すれば、改新の詔に深く其注意を加へて研究すべきなり。

戸籍校田

兵庫を造る

八月東國國司を拜し、今將に萬國を修めんとす、凡國家所有の公民、大小所領大家の如の人衆に戸籍を作り、田畝を校し、園池水陸の利は百姓と與にせよとて、國司等に數條を禁戒さる。一は罪を判す、二は貨賂を取る、三は上京に百姓を従ふ、四は公事往來の外に部内の馬に騎る、五は同く部内の飯を餐ず、並になすを得ず、收賂は二倍にて徵すと詔あり。又間曠の所に兵庫を起造して、國郡の刀甲弓矢を收聚せしめ、惟蝦夷と接境の處は其兵を數へて本主を假與へしむ。此を大化新政の初發とす、是に付て後人に誤解さるゝは、百姓て、ふ語なり、是は足利末より農夫の稱と成果たれども、元來百姓とは有姓の家の總稱なり、二年の詔に、集侍群卿太夫、及臣連、國造、伴造、諸百姓、又氏氏人、或本に名名、王民とあるに證とすべし。百姓は天皇の直參にて、官の戸籍に編れ、班田私地外私地にあり、此を賜はる良民なり、賤民は家人奴婢の二に分る、家人は貴族の陪隸をいひ、其地方に在ては數千百町を有する豪家なるとも、官に於ては賤民なり、戸籍上に奴婢は夫妻なく、姓なく、因て家もなし。此委細は余の古文書學講義第五の六章節廿二七章に、天平比の古文書に證して辨解しおきたれば、參看すべし。

さて是より以後の詔は日羅が政策の臣連二造及百姓皆饒富、以悦使民の語を主
 腦として見るべし。東國國司は二年三月の詔に、以良家大夫使治東方八道とある、
 其八道の國宰及び介等にて、長次官判官主典等を并せて國司といふ、長官即ち宰は、
 穗積昨、巨勢德禰、紀麻利耆柁、阿曇連以下の大市連、厩田臣、姓氏錄左京皇別に、孫田朝
高、家岸田に居る因て、號羽田臣、田口臣の八人なり、大市連は菟羆郡人より訴へらる、
す、とある其子なるか。越前國宰なり、此外に伊勢、
 駿河國宰なり、田口臣の介平郡臣は三國人より訴へらる、越前國宰なり、此外に伊勢、
 近江、尾張、三野、三河、遠江を東方八道といふなるべし。大化の田籍を畿内より始め
 て、此東方八國にまづ施行されたるは、蓋し此國々は畿内次に次て、公民百姓の最も多
 く居住し、即ち國家所有及び大小所領の土地人民多分に居るを以てならん。余は
 第八章註四に、高天原は神風の伊勢國あたりと疑へり、思ふに諸尊の本國も亦東方
 諸國にあるべく、天神の族最初に拓殖を著手ありたるは此肥沃の平野にして、夫よ
 り大倭奠都の後に、丹波道、吉備道及び但馬縣などに、皇族の所轄廣まりたれど、彼地
 は古き豪族の領地多くて、官の田籍に編るゝ公民少きにより、第二の著手に廻され
 たるべし。兵庫を起し、公民の兵甲を收聚したるは、私闘を制防するためにて、六月

より九月まで、使を四方の國に遣はして種々の兵器を集めたり。越路兩野等蝦夷
 に接境の邊國へは柵戸に淮して、兵を假し與へたり、此法意を推して皇族の子代部
 民を封戸に改むるとになりたり。

次に倭六縣に使者を遣はし、同じく戸籍を作り田畝を校させ、又鐘匱を朝に設け
 て、伴造等の訴を受らるゝ。其戸籍法は、良男の婢を娶りて生たる子は母に配し、良
 女の奴に嫁して生たる子は父に配すとある、一方賤なれば良民となすを許さぬは
 古き遺法なるべし、此法は持統帝五年に潤色されて、良民に編する途を開放せり。
 使を大寺に遣はし、狛の大法師福亮、惠雲、常安南淵諸安、靈雲、惠至、僧晏、道登、惠隣、惠妙、
 惠隱を十師となし、衆僧を教導して釋教を修行せしめ、凡天皇より伴造まで造立の
 寺を營作し能はざるは、朕みな助作すと詔あり、寺司寺主を拜せしめ、諸寺の僧尼奴
 婢田畝の實を驗さしむ、惠妙を百濟寺主となし、來目臣名三輪色夫、額田部甥を法頭
 となす。是みな新定の令を實施するために其準備をなさしめたるにて、鐘匱は其
 事の良民資産に直接の關係あるを以て、國司等の專斷、收賂あらんを慮りて、之を察
 知せんため、一時權宜に設けられたるなり、古書の諫鼓誹謗木等の形式的のものと

看倣すは大なる誤解なり。大倭六縣は高市葛城平群層富磯城菟田なるべし。

應神帝以後歷朝に標代の民を定置れしに、臣連二造等も亦各己が民を置き、官私別なく情を恣にして驅使したるが如く、由來久し。又國縣の山海林野池田を割て己が財産となし、因て争戰し已まらず、或者は數萬頃なり、代を兼并し、或者は容針小の地も無に至れり。調賦を進むる時に及んで、其臣連伴造等まづ自ら收歛したる後に分け進め、又宮殿を修治し園陵を築造するに當り、各己が民を率ゐて事のまゝに功作をなす等にて、其ために上下窮乏せり。されば方今百姓の乏しきより、有勢者は水陸の地を分割して私地となし、之を百姓に賣與へて年々に其價を勒索したるに因て、前詔の園池水陸の地は百姓と利を俱にする旨意を展て、今より以後は地を賣りて妄に主となり、劣弱を兼并するを得ざらしめ、使者を諸國に遣はして民の元數を録さしむ。是までの學者は財理に迂濶にして、普天率土の理想に泥み、此發詔に因て、日本國中に私地私民は絶たる様に言倣したるは、言語に絶たる誤解なり、此詔文は實際の事情より轉化して、墾田の分占、莊園の所有となり、歷史上に於て考究すべき大眼目の要件を伏す、古文書學講義の第七章に詳かに論辯しよきたり、參考すべし。

すべし。

十二月難波の長柄豊崎に遷都ある。初め皇極二年に飛鳥の板蓋新宮へ徙御ありしに、今年の初め比、宮寺の間に物ありて遙に猿吟の聞へければ、板蓋宮の墟となる兆といひありしに、六月に入鹿の血に穢れ、此に至り難波へ遷都となれり、長柄は今の大坂にあるべしといふ、必ず然るべし。難波狹部邑子代屯倉を壞りて行宮を造り、二年正月朔の賀正畢りて、改新の詔を宣さる、凡そ四條なり。

其一は歷朝の子代、屯倉及び別、臣連、國造、伴造、村首の所有する部曲之民を罷て、大夫以上には食封を賜ひ、以下の官人百姓には布帛の祿を賜ふ。封戸は課戸を與へて、其戸の納租半額と調庸全額とを封主に給與す、即ち戸口を領するなり、賦役令を檢すべし。

其二は、京師を修め、畿内を定め、名墾伊賀名横川より以西、紀の兄山吉野川より以北、赤石の櫛淵より以西、近江狹々波の合坂山合坂山以東を畿内となし、即ち國司、郡司、關塞、斥候、防人、及び驛傳を置かる。國造より選みて郡の大小領、主政、主帳となし、京には坊長、里には里長を、其坊里の百姓より選任さる、是も新に創置したるには非ず、大倭

奠都より以來漸次に畿内は和河山攝に定まり、國司郡領は早くあり、坊里長もありたるべし、此詔より有文法令となりて、文理の整はりたるのみ。

其三は戸籍、計帳、班田收授の法を定め、課戸の數により里を置き、田の町段、及び其租稻を定めらる。長三十歩、廣十二歩、合て三十六歩を段と定む、此割は創定なるべし、以前の田は代頃（シホ）にて數へたり、租稻の定めも亦然るべし、但し課率は舊例に仍て換算たるにてあるべし。

其四は舊賦役を罷て田の調を行ひ、郷土の所産により絹、綿、綿布を出さしむ、絹、綿は疋、布は端にて數ふ（綿の物屯は見えず）、其他調には副物あり。又官長には戸を數へて馬を課し、兵は人身ことに刀、甲、弓、矢、幡、鼓を輸させ、仕丁は是まで卅戸に一人を厩に充てたるを五十戸に改め、采女は郡領以上の子女形容端正なる者を貢させ、（從女二人、並に其庸米を出さしむ。）是みな聖德太子政新の緒を承て、隋唐の典法を講究され、明法學の結果に因て、律令の修定されたる始めなり、是より漸次に條文の整備したるを二十二卷の近江令とす、其後もますく、改正を加へ、大寶令となり、養老令となり、今に傳はれり、委細は其書に就て專究すべし。

二月、子代離宮より豊崎宮に還御あり、新宮に諸神を幣せんと、農月に及ぶと雖も、新宮造營の已を得ざるを以て、天下に大赦を行はる。去年拜任の東方八國司に鐘匱に訴へられたる違法の者八の二あり、前詔に従ふて處斷すべき旨を諭され、朝集使事狀を具陳し、怠拙過誤を責罰すべき者猶多けれども、大赦に因て問はず、以後を勉勵せしむ。尋て官司處々の屯田、及び吉備島皇祖母の處々の貸稻を罷め、其屯田を群臣伴造等に班賜し、脱籍寺の田と山とを官に收入さる。吉備島皇祖母は、茅渟王の妃吉備姫の母にて、皇極帝の祖母なり、貸稻は、後に行はるゝ利稻なり、其由來は早くよりあり。天皇より皇太子に、今百姓分離して業を失ふに、此新政の際、臣連、伴造、國造の所有する歷代、天皇の子代入部、及び皇子私有の御名入部屯倉等は、其まゝ、厩置べきや否と諮問ありければ、皇太子答表して、萬民を使ふは、惟天皇なるべし、入部封民を仕丁に充るは、從前の如く處分すべく、其外に私に驅使するは、恐れありとて、入部五百二十四口、屯倉百八十一所を奉還せらる。是みな改新について、戸籍を作り、班田封戸を定め、畿内より始めて、臣連二造、百姓の家産を安堵し、失業者なからしむる處分にして、即ち以悦使民の旨意なり。國司の違法怠過を責て、後を徹勅さ

れたるは、順次に戸籍校田を東國に施行し、遂に諸國に及ぼされたるにて、白雉三年、自正月至二月班田訖、四月造戸籍、と其終局を録したり、是を田令、戸令、賦役令の起りとす。

家族政治の積習は公私混淆し、門閥階級の餘弊は家系錯亂し、名實の相違は世を逐ふて疏理すべからず、田籍を整理するに痛く曉諭を勞されたり。二年八月詔す、天皇及臣連等所有の品部は、今より宜く悉皆罷て國家の民となすべし、之を聞て其王名を假て伴造となり、祖名を襲て臣連となりたる者等は、情を悟らずして、祖名の滅するかと思ふならんが、王名を輕しく川野に掛け、名を百姓に呼ぶは誠に畏るべきことなり、王者の號は日月に隨つて遠く流れ、祖子の名は天地と共に長く往べし、奉仕の卿大夫、臣連、伴造、氏人等、汝等を仕へしむる狀は、舊職を改去り、新に百官を設け、位階を著け、官位を以て叙すべし、國司を發遣して收めたる田は、均く民に給させ、彼我を生ずるなからしむべしと諭され、明年四月にも申詔せらる。是まで天皇の名代子代の品部、及び屯倉を、臣連が種々の習例によりて所領し、公私混淆したる、名實に従ふて、封戸班田となして均給されたり、是れ大化改新の大綱なり。是

までは百姓の稱を誤解して、普天王土の理想を實施されたとなし、臣連以下の私有を悉皆官に收めて、貴賤の民に均しく配分されたると思倣す者多し、左様の事は行はるべきものに非ず。

二年九月蝦蟇行宮四成郡高津宮に御し、翌年小郡を壞ちて宮を造營せらる、工人倭漢直名荒田井比羅夫誤つて溝瀆を穿て難波を控引し、百姓其處住士を疲勞せしめ、上疏して諫むる者ありければ、帝は朕の過りとて即日、役を罷らる。是歲織、繡、紫、錦、青、黒の大小、及び建武の冠十三隔を定めて、大會饗客に著用せしめ、四年に古冠を罷め、太子の五年更に十九階の冠を制さる、大織、小織、大繡、小繡、大紫、小紫、大華上下、小華上下、大山上下、小山上下、大乙上下、小乙上下、及び立身とす、此冠位しばらく行はれたり。其月博士高向玄理と僧旻に詔して、八省百官を置き、二年の詔を遂行せられたり、是官位、令、職員、令の起りなり。此八省百官は、是までの官司に上下の統屬を定めたるにて、此時の創置に非ざると明かなり。世に之を隋唐の制を摸擬すといふもの多し、如何なる點を指すにや、官名の相類するを謂ならん、政務を分ちて局部に名稱を與ふ、たとへば民部兵部の如く、其相類するは當然の事なり、禮部を治部、吏部を式部

戸部を民部、度支を大藏など、寧ろ異なる名多し。律令を定むるは、遺隋遺唐學生に其學を講究させたる結果なれど、彼我の歴史異なるに由て、官制も亦大に相異したり、彼の制を摸擬したるに非ざるは、唐名比擬の適當せぬ官の多きが何寄の證據なり。

◎第八十五節 大化時代國內の状景。

大化の改新は僅四五年にて畢れり、其條件も存外に簡潔なり、是まで世に誤解されたる幻影を消して見れば、上宮太子の緒を承け、三十餘年の後に一步を進めたるにすぎず。歴史事實を按すれば、上宮太子の改新は、隋使の往來、學生學僧の派遣に畢りて、群卿へ置酒し、皇太夫人の改葬ありしに、大化の改新も亦遺唐使及び學生學僧派遣に止りて、白雉の祥瑞とて改元ありたり。平穩に觀察すれば、文明の進運に催されたる急要條件を改新し、施行の後に實際を察して、更に第二次に施行すべき事の講究をなし、漸次に發達を誘導されたるにてあるべし。さりながら事の餘り

に遲延するより究論すれば、日本は尙武の氣習にて、門閥貴族は文明に鈍く、周圍の國の進みに促がされて、已を得ずに一步を擧るに似て、何事も兎角怠緩し易く、二三の條件を實施すれば輒ち沮止し、他は調査に託して年月を偷める觀あり。猶も論を進むれば、聯島には隣國刺撃の感鈍し、加ふるに日本は風土過美にして生活に易く、沃土の民は惰といふ語に最も適當し、小成に安し易き情況あり、或は其歴史の著はれとも思はる。

大化改新について國史學の大に研究を要すべき要項は、此事の進行中に治兵及び邊國の禦備ありし事なり、時に韓地の模様甚だ不穩になり、我は海北に屬地を有して大陸に接壤したる末は、國界の刺撃に堪ずして蕃國に委託し、今は夫をも失はんとする時期に迫りたるは、掩ふべからざる事實なり。故に改新を論ずるには、內外國の形勢を觀察して局面より考察を下す必要あり、是を細究するには、日本を内國、外國、邊國、蕃國の四に分つて論ぜん。内國は畿内をいふ、即ち天皇直隸の國々なり、此に居住の百姓は朝廷に官仕する特權を有し、内位の内外位は此後を授けらる。外位は、畿外の國々をいふ、東方八道及び紀、淡、阿、讚、丹等の百姓は、京都に邸宅を置き、

朝集使を送る、歴仕の後は朝列に上ると雖も、後世の外様の如く外位を授けらるゝ。邊國は化外と界を接へたる國々にして東は越國造の北狄を防ぎ、毛野臣等の東夷を防ぎ、信濃の谿谷までは蝦夷の防國に當れり。西邊は太宰府管内を韓地防圍の邊國として、吉備伊豫までは別段支配となし。此時代まで曾國隼人は蝦夷と同様に化外にて、椎古の比より南島の交通起りたり。蕃國は任那、新羅、百濟、高麗、みな毎年使を差立て、調貢をなす屬國にてありぬ。

改新令は内國より外國へ施行され、當時難波津の如き他國交通の港には、韓錢を以て貿易を媒介したる様なれども、一般の國民は物品交易時代に住める故に、遠國に領地を廣く所有して、其富を用ゐるに便ならず、京師貴族にても、畿内の地を多く分轄したるは、田地の割よりも富貴は倍蓰す、故を以て競ふて畿内に貫籍を編し、田地を有する百姓多く、并せて朝廷に仕官する家格を占有したり。畿外にても伊賀、伊勢、近江、尾張、美濃の如きは古代より早開けて、天神族の管轄に入たるを以て、外國の中に於て朝廷に縁山深し、播淡、阿讚、紀も亦然り。是を以て大化改新は東方八國より始られ、皇極帝の朕思、起造大寺、宜發近江與越之丁とあり、又欲營宮室、可於國々

物品交易
時代に所
領地の富

取殿屋材、然東限遠江、西限安藝、發造宮丁とある等、以て推想すべし二萬班し。波ひ双て外國まで施行されたるは、正倉院文書大寶二年のに、三野下總、筑前、豐前諸郡の戸籍にて證さるゝ。京師良家の大夫が外國に赴任すれば、物品交易時代の習法として、往來應用の物品は其地の二造、百姓より供具す、因て京官は朝威を翳して之を勸索するにより、大化元年、國司の判罪、及び馬や食を供さしめ、貨賂をはたるを禁されたり、されど宿習は猶さらさらず、朝集使の具狀に、百姓に毎戸求索し、或は國造田部の馬を取り、刀弓矢を作らせ、兵代の物を送らせたる事などを發見したり。此の如き事情なれば、其國々に定め置かれたる名代子代の品部、及び屯倉も、亦臣連、伴、國造等より種々の習例によりて、其民を私有し、驅使したるは、何處にもありがちの事なりし、故に改新の令はまづ之を收めて盡く封戸となし、百姓の煩擾を除かれたり。

氏姓の繁息につれて冒認の多きは第十五章節六七に備論したるが如く、諸再尊の二が仁德帝に至りて二百萬となる數を得たり、更に孝德帝に至ればの但し、五成田數に及ぶ理なり、故を以て王名神名みな冒認競争の甚だしき時代とにげを千億り年四月の詔に、始王之名名臣連伴造國造、分其品部、交雜使居國縣、遂使父子易姓兄弟

氏姓冒認

異宗夫婦交互殊名一家五分六割由是爭競之訟盈國充朝終不見治相亂彌盛云云とあり三年四月詔には又拙弱臣連伴造國造以彼爲姓神名王名逐自心之所歸安付前々處々爰以王名神名爲入賂物之故入他奴婢穢汗清名遂即民心不整國政難治とある是も時運發達し人類繁殖の理よりしては自然力の命令と謂べし。故に歴史の面に見えたる門閥家格の爭訟賄賂は少しも怪むに足らず相亂彌盛といひ民心不整とあるを元年九月の詔に割國縣山海林野池田以爲己財爭戰不已とあるに引合せ考ふれば地方の豪族が一方には門閥家格を競争して訴訟絶えず一方は田地林野を占有して互に爭戰すると熄まざりし是みな必然の事にして此後とても諸國の有様はいよく此の如しと見るべし。

二年四月の詔には當時郡縣の風俗を述べて曰く奴婢歟主貧困自託勢家求活勢家乃強留買不送本主者多とあり是は正倉院文書に延曆年中より東大寺と藤原繩主の家と因幡國高庭莊を爭ふたる公文中の承和九年七月十九日別當僧の郡莊へ申請に右件園廐姓なりは經三箇年預於莊家士奉而所負巨多之目因茲寺家之使負物勘徴之間竊逃隱之登時難訪求不聞所住傳聞二方郡部内有彼身望請移文進於其國

郡縣の風俗

部内搜求彼身負物欲令填納とある正に其事に適當す奈良朝の比に脱籍浮浪の次第に多くなりたるは皆此事由より起れり。詔文其次に曰く有妻妾爲夫所放經年之後適他恒理而此前夫三四年後求後夫財物爲己利者甚多とある是は理由なき事なれど民に良賤の別ある時代には其故あるならん。次に曰く有特勢之男浪要他女而未納際女自適人其浪要者噴求兩家財物爲己利者甚多とある是は上文と反對の事由なり。又有亡夫婦經十年二十年適人爲婦寡婦の并未嫁之女始適人時再婚斯夫婦使祓除多とあるは死亡の穢を祓除する口實にて收賄したるなり。又爲妻被嫌離者特由慚愧所惱強爲事環之婢とあり事環之婢とは瑕物となして妻となすを拒み婢となす稱なり。又嫌己婦姦他好同官司請決得明三證然後可諧とあり持統紀に若有百姓弟爲兄見賣者從良子爲父母見賣者從賤とある父母は子を賣を得るなり若淮貸倍沒賤者從良其子雖配奴婢所生亦皆從良とある貸倍とは利息の本と同數に及ひたるをいふ貸借は是を最終期となす法なり正倉院文書に天平勝寶二年高屋連某が田二段を質とし錢四百文を出舉したる解に其妻二女合て四人生死同心の連帶借として若年不過者稻女阿波比女二人身入申と書載せたり此の如

き類にて奴婢に配されたる者なり。以上の數條は當時戸婚の習風を見るべし。曰く有被役邊民事了還郷忽得疾臥死路於是路頭之家謂何使人死於余路因留死者友伴使被除とある是より以下は旅行の不便を徴すべきものなり諸國有士の士京師邊國に干役すれば貨産を蕩盡するものにて鎌倉時代に大番役に當りて在京二年の後は蓑笠を被て赤跣になりて歸郷するに至れりまして物品交換の時代に課役にて旅行したる百姓の困難は思知る。又有百姓溺死於河逢者謂何使遇溺人因留溺人友伴使被除とあるは神道死穢を忌むの習俗なり。又有被役之氏路頭炊飯路頭之家謂何任情炊飯余路使被除又有百姓就他借飯炊飯其飯觸物而覆飯主乃使被除とあり此比の旅行は飯米炊飯を携帶したり後世になりても武士は陣櫛に炊具を入れて擔かせ野陣の用意をなし又宿驛に木賃宿をなす木賃は炊飯の薪代を取りて其家室を借すの謂なり近代まで大名の旅館を本陣脇本陣と稱じたるはかゝる習俗より來るとにして旅行の不便素朴を推想すべし元年の詔に國司の私行に部内の食を殖するを禁したると并せ考ふべし。飯は米を蒸す器なり古は蒸飯を食とせり。

曰く百姓あり京に向ふに臨み馬瘦て進みかね布二尋麻二束を以て參河尾張二國の人を雇ふて飼養を託し還郷の日に餓一口を送りしに參河人は養飼せずして疲死させしと又是の如きとき細馬其馬を云は貪愛心を生して偷まれたりと詐り或は牝馬の己が家に孕めば被除させて其馬を奪ふなど飛聞す是に因て制を立て馬を路傍國に養はしむときは被雇人を村首に告て酬物を授け還郷に更報するを須ひず疲損すれば物を受るを得ず犯す者は重罪を科すると定めらる。又葬埋の風は漸次に奢大になり棺は縫會に漆ぬる三過し珠玉を含ませ珠襦玉押を施し金銀錦綾を購藏し高冢を起し自經れて殉し或は絞殺して殉し亡人の馬を殉するあり髪を斷ち股を刺して誅するあり是に至り皆禁斷され墓冢及び外域に内長瀬高の制限を定め墓石は小石を用ゐ帷帳は布を用ゐ輜車に乘し庶人は地に收埋し帷帳は塵布を用ゐ墓地を定めて上下皆營殯するを得ず犯せば其族を罪すと定めらる。以上は畿内東國に於る百姓の風俗をいへるなり坂東北越山陽山陰筑紫等古來國造縣主に分割され家人奴婢の多き地方には其習慣の俗も亦別様なるべし國史の記録に上ると稱なるを以て尋ぬるに由なし。之を統るに全國尚武の俗にて文

に鈍く、今は漢學佛教の漸漬する時代に移りても、地方に文明知識の發達は存外に遲澀して、猶太古の觀あるに近し。此歴史を推して爾後の發達を考ふるとも、亦遲澀して進歩の鈍さを免れず。

邊國の事は、朝廷の記録に消息甚だ希なり、蓋し藩屏に委託して、京師貴族は對岸の火事の如く、喜戚をおかざりし故なり、當時東北の邊は決して無事にあらず、粟末靺鞨の勃起につれて、其波濤は必ず奥羽越を撼動したるべし。今其徵跡を按ずるに、崇峻帝の三道に觀察使を遣はされし後、推古六年に越國白鹿一頭を獻ず、是高麗王元嬰陽が靺鞨を率ゐて遼西を侵し、隋軍の大征を來す原由を挑起したる歲なり。其後西には突厥勃起して、北大陸ますく、動搖せり、邊國豈無事ならんや、三十餘年を経て、舒明九年に蝦夷叛て朝せず、因て大仁第三上毛野君形名を將軍となし、征討せしむ。不朝の字を熟考するに、當時朝廷の蕃國に於るは、惟限りある調貢を歲時に進めて朝覲すれば、邊徼に於る彼我の動搖には、謂ゆる馬牛風として餘り心にかげざりしに、上毛野形名に進討を命ぜられたるは、頗る大變動を生じたるなり。形名往て蝦夷に敗られ、壘に走入て圍まれたり、其妻曰く、祖先は海を渡り、萬里を跨り

蝦夷動く

名上毛野形

形名の妻

て水表の政を平げ、武名を以て後葉に傳へたるに、斯ては祖名を屈せんとして、自ら佩劍し弓を張り、女數十に弦を鳴させ、形名を勵まして進撃しければ、蝦夷は軍衆猶多しと思ふて引退き、上毛野の軍又振ひ、夷を伐て悉く之を虜にしたり。何れの蝦夷が何地に侵入したるや、點醒を沒したれど、東山都督の後に、毛野君の起る比は、磐城より陸奥まで化に入り、多賀の鎮府も起り、大化比の蝦夷は、今の陸前陸中の交に柵養ウツ蝦夷の團結をなし、陸奥には津刈蝦夷あり、濱海には昆布を貢する須賀あり、鹿蝦夷の住域は雄勝山中より出羽境に出沒したり。毛野君の東夷に於る歴史は此に畢り、大化以後は北狄を拓き、奈良朝に征夷大將軍、鎮守府、秋田城介を置て坂東邊國の控制は一變したり。

北狄は越國造阿倍氏にて藩屏に當り、肅慎ウツ靺鞨の變動は主として此方面にあり、皇極元年九月、越邊、蝦夷數千内附、十月、饗蝦夷於朝、蘇我大臣設蝦夷於家、而躬慰問とある、磐船邊の熟蝦夷の内附したるなり。熟蝦夷とはいへど、伊吉博徳が記に據れば、其國無五穀、食肉而存活とありて、猶蒙俗の野民にて、他の國民と同視すべき族類にあらず、朝廷大臣の饗設したるは、其酋長及び頭立たる者にて、是も樸棲人なるに

北狄

や。大化の新令に、諸國に治兵して、兵器を集め、邊國の蝦夷と接境の處は集めたる兵を本主に假與へさせ、翌年使者を遣はして、兵庫を修繕あり、又蝦夷親附を記す、三年に越國淳足柵を造りて、柵戸を置かる、淳足は今の新潟川の東岸にて、即ち内關なり、明年磐船柵を修理し、越と信濃との民を發して、柵戸を置く、今の羽後界なり。是阿倍氏の招撫じたる北狄の界にて、當時肅慎の形勢ますく、不穩なるに因て、朝廷より此兩柵を官設となして、出羽蝦夷を背擊する準備をなしたるなり。故に大化の改新を一面より觀れば、邊國の不穩により郡國の兵備を整ふために、公民を點檢させたる主意の様に思はる。

筑紫は任那府の滅びし後は、娜津に太宰を駐劄せしめ、海北渡海の軍備を此にて整へ、任那府を此に移したる觀あり、是を太宰府の起りとす、或本に舒明帝の時大錦上當時此冠阿部比良夫太宰帥たりと云。會國の隼人は、蝦夷と同じく化外の民とし、其主を會君といふ、阿多大角隼人の早く化に入たる者は、猶熟蝦夷の如し。南島は推古廿四年に掖玖人三十人始めて歸化し、榎井に安置せしに皆死す、廿八年に伊豆島に流來す、掖玖は大隅の屋久島に當れど、此比は南島の總稱に似たり。

筑紫

會國隼人

掖玖人

隋書東夷傳に、大業三年入海求異俗、因到流求、言不相通、掠一人、并取其布甲而還、時倭國使來朝小野妹子、見之曰、此夷邪久國人所用也とあり、流求と掖玖とは、彼聯島南北の分稱なるべし。舒明帝元年に、田部連を掖玖に遣はされ、翌年歸り、三年に掖玖人の歸化を記す、南島の著手は此に始まれり。

大化五年三月、阿倍左大臣薨す、尋て蘇我日向皇太子に告ぐ、僕の異母兄麿將に反せん、とすと、太子これを信じ、軍を興し、右大臣山田の宅を圍む、大臣二子を將て倭國境なる長子興志トシの所に至る、興志は士卒を聚めて來軍を拒んとす、大臣山田寺僧と興志等と論すに、君臣の分を以てし、今身刺日向の字に譖され、誅を避て此に來るは、此伽藍は元天皇の爲に誓願し作りたれば、死に臨みて終時を易くせんためなりとて、佛殿を開て發誓し、願くは吾生生世世君王を怨みずと、言畢りて自經る、妻子八人これに殉す、之に連坐して戮さるゝもの、田口筑紫、耳梨、道德廿三人に及べり。其後使者を遣はし、大臣の資財を收めしに、中に好書の上には、皇太子書と題し、重寶の上には、皇太子物と題しありたり、使者其狀を具申しければ、太子始めて大臣の心貞淨なるを知り、悔恥を生して、哀歎休まず、即ち日向身刺を筑紫太宰帥に拜さる、世人これを

蘇我山田自殺

筑紫太宰帥の始見

難波長柄の御崎宮

隠流と謂へり、筑紫太宰帥の稱は、此を始見とす。四月巨勢德太を左大臣となし、大伴長徳を右大臣となす、大化の改新は此に略一段落をなし、明年穴戸國司白雉を獻ず、是を休祥として白雉と改元ある。

難波の長柄に遷都より既に六年を経る、是年十月に將作大匠荒田井比羅夫をして宮の界標を立しめ、宮地に入て丘墓を壞られたる家に物を賜はる。明る二年十二月味經宮に二千七百餘燈を庭内に燃し、二千百餘の僧尼を請して安宅土側等經を讀しめ、是に於て大郡より新宮に遷御ある、是を長柄の豐崎宮と號す、明年に功訖る、宮殿の狀は彈論すべからずとありて、頗る大造營なりき。如何なる故にや、皇太子は倭の京に遷んと奏請し、帝の許し給はざるに、皇太子乃ち皇祖母尊、間人皇后、并びに皇弟等を率て、倭の飛鳥河邊行宮に住居し、公卿大夫百官皆隨て徙りければ、帝恨みて國位を捨てんと、山崎宮山背乙訓郡山崎なり、を造らしめらる。五年に遣唐押使高向玄理唐に卒し、七月に曼法師阿曇寺大坂安堂寺にあり、病に臥す、帝幸して之を問ひ、其手を執て法師今日亡ひなば朕は明日亡んと宣ひ、命終ると聞召して厚く弔贈あり、皇祖母尊、皇太子、皆使を遣はして弔じ、多く佛菩薩像を造りて川原寺に安置せ

らる(紀には四年と)十月天皇病給ふ、皇太子これを聞て皇祖母尊、間人皇后、并て皇弟公卿等を率て難波に赴き給ひしに、程なく崩じければ、河内の大坂磯長陵に葬り、皇太子又皇祖母を奉して河邊行宮に還御ある。

○第八十六節 蝦夷及び肅慎征伐

蝦夷招撫

明年乙卯正月皇祖母尊、飛鳥板蓋宮に重祚ある、是を齊明の御世と稱す。大化の初め淳足磐船兩柵を官設し、諸國に兵庫を建て、治兵あり、東北の邊徼に北狄の形勢容易ならざれば、越國の阿倍氏、坂東の毛野氏は、折衝綏撫に盡力したるべし。其招撫したる蝦夷を獻したるにや、七月難波の朝に於て、北蝦夷九十九人、東蝦夷九十五人を百濟の調使と共に饗され、棚養蝦夷九人陸奥優善郡城養蝦夷、字多郡に居る、津刈蝦夷六人に冠位各二階を賜はる。尋て蝦夷、隼人、衆を率ゐて内屬し、闕に詣り朝獻すとありて、兩國の隼人にも綏撫を加へられたり。此時皇化は既に陸奥の北邊津輕まで及び、四年四月に、阿倍臣名船師百八十艘を率ゐて、蝦夷を伐ければ、齋田出羽秋田、淳代同地

二郡の蝦夷望んで怖れ降を乞へり是に於て軍船を鰯田浦に整へて之を待つ鰯田、
蝦夷恩荷進んで曰く官軍のための故には弓矢を持し但奴等は肉を食ふ故に持て
り若し官軍のために弓矢を儲けなば鰯田浦の神知しめさむ將に清白の心を以て
朝に仕へまつらんと誓へり。是に於て恩荷に小乙上を授け淳代津輕二郡を定め
遂に有間濱に於て渡島蝦夷等を召し大饗して船師を還せり鰯田は秋田なり秋田
城の歴史は此に始まる。渡島は海峡を渡る島の義にて松前以北をいふ三才圖會
に渡島は在東北海中北隣韃靼云々加羅布登則韃靼部也と記す加羅布登は樺太な
り。

七月蝦夷二百餘人關に詣りて朝獻す饗賜贍給を常より加へ柵養蝦夷二人に冠
一階を授け淳代郡大領沙尼具那に小乙下或は云二階を授けて戸口を檢せしむと
の説を是とす少領宇婆左に建武を授け津輕郡大領馬武に大乙上少領青蒜に小乙
上を授け並に鎗旗廿鼓弓矢鍔各二を賜はる。又都岐沙羅柵造國名淳足柵造大伴稻
積に小乙下を授け淳代大領に蝦夷の戸口と虜の戸口とを賜る。是歲越國守阿倍
引田臣比羅夫肅慎を討して生熊二熊皮七十枚を獻す比羅夫は大納言宿奈麻呂の

父なり越國守なれば越國造家の氏長なるべし一族の阿倍臣が官軍の將となり秋
田に進發したるにより別に越國の兵を遣はして肅慎を伐て賊背を擾亂せしめ其
捷を獻したるにて同時の事なるべし。前述の如く近古まで樺太を韃靼部今のと
いへり當時の肅慎は渡島の北にて樺太以西を稱じたるべく韃靼七部にては黒水
部に屬す此邊凍港なれば四月より九月迄の軍ならざるべからず。明年高麗の使
人熊皮一枚を持て大倭にて其價を稱して綿七十斤に易るといふ市司笑つて其座
を去り高麗書師子麻呂が同姓の賓を私家に饗設する日に官より熊皮七十枚を借
ふて賓席に敷かせしに客は愧つゝ怪みて罷れりと云比羅夫が熊皮の獻は高麗使
を落膽せしむ是も亦樽俎の折衝と謂べきなり。

五年にも陸奥越の蝦夷京師に詣りければ三月甘樺丘郡城上東の川上に須彌山を
造りて之を饗さるゝ。是月又阿倍臣をして船師百八十艘を率ゐて蝦夷國を討し
む此蝦夷國は近き比まで蝦夷地と稱へたる今の北海道に當れり北海道の版圖に
入る起りなり。阿倍臣は鰯田淳代二郡の蝦夷二百四十一人其虜三十一人津輕郡
の蝦夷百十二人其虜四人膽振鉏蝦夷二十人を簡み集め一所に於て大饗をなして

祿を賜ひ、船一隻五色綵帛を以て彼地の神を祭りて威信を布き、進んで肉入籠ニクノカゴに到れり。時に問、トモ蝦夷エモ郡郡徳徳有有村村山山膽胆鹿鹿島島、トモ兎兎穂穂名名、二人進んで後方ノチノカタ羊蹄ヤマトを郡の政所に定むべしと建言により其言に従ふて、郡領を置て歸れり。膽振ニクノカゴ、肉入籠ニクノカゴ及び後方羊蹄は、其地點を究むるに由なし、今の北海道の地名は多く近世に定められたれば、據とし難し。朝廷奥越の兩國司に位各二階を、郡領主政に各一階を賜る、凡そ位階イハ或は某冠を賜ふといふは、其冠位に應じて官の位田を領せしむるとにて、即ち領地を加増されたるなり、位田の數は田令に定められたれども、無論推古冠位の時よりあるべし、奥越の如き未開國は其地必ず廣く、且豊沃なるものとす、終身給なれども、後は由緒地となりて特殊の政を受くるものなり、猶よく推究すべき要點なり。或本に阿倍引田比羅夫肅慎と戦ふて歸り、虜四十九人を獻ずとあるは前年の如く樺太を背撃したるなり。

比羅夫は舒明帝の末に筑紫太宰となり、海北の事狀に明かなる人なり、皇極の比には高麗百濟より新羅を侵し、新羅は唐に服屬して其兵を引き、皇極三年に至り唐太宗の饒將李世勣を遼東大總管となし、翌大化元年に太宗親ら高麗を征伐せしに、

高麗は靺鞨と合して防戦し、遂に之を敗りて逃歸らしめたり。本朝は遣唐使を發して其修好を保たるゝと雖も、新羅靺鞨モコの鷓張シヤウに因て、西邊東徼共に危険の勢を加へたり。當時比羅夫が武威を肅慎に示し、阿倍臣が連年蝦夷に兵を用ゐたる關係は、韓唐の形勢に連なりたる事を思はんを要す。大化五年に唐太宗殂し、自雉五年阿倍臣蝦夷より歸軍の後、七月坂合部石布津守吉祥を遣唐使となす、其時は高宗の代なり、使節は陸奥蝦夷二人を將ゐ、往て唐の天子に示さしむ。原注に、伊吉連博徳の書を載て曰く、略天子問曰、此等蝦夷國有何方、使人謹答、國在東北、天子問曰、蝦夷幾種、使者謹答、類有三種、遠者名都加留トモ、次者鹿蝦夷、近者名熟蝦夷、每歲入貢本國之朝、天子問曰、其國有五穀、使人謹答、無之、食肉存活、天子問曰、國有屋舍、使人謹答、無之、深山之中、止住樹木、天子重曰、朕見蝦夷、身面之異、極理奇怪、云々と見ゆ、第十三章五七景行帝の詔と并せ考ふべし。唐書に、高宗總章二年倭、使者與蝦夷人偕朝、亦居海島中、使者鬚長四尺許、珥箭於首、令人載、孤立數十步、射無不中とある、總章二年は天智帝の百濟の援軍氏禮城より引還したる年なり、後述疑ふらくは顯慶四年の事を誤りたるならん、但使者とあるは後に又良民を遣たるにもあらん、不審なり。博徳の書

に記す所によれば、津輕を最遠とし、次の鹿蝦夷は陸中の雄勝膽澤あたりに住むものにて、熟蝦夷は陸前磐城に住むものに當る、肉を食ふとは前に述たる恩荷の誓言に合ず、是まで農耕をなさず、屋舎もなく、樹木に棟棲して、山野獸獵の野民のまゝに繁息し、全く曠夷の状態にてありしは實に不化の民といふより外なし、果して然りしにや、大小郡領の冠位など授かり、饗設を受るを見れば、貴民はまさか棟棲の夷にてはなかるべし。

六年三月、又阿倍臣を遣はし、船師二百艘を率ゐて肅慎國を伐しむ、是は去年渡島を平げて後方羊蹄郡をおきたる餘を承け、連年比羅夫が兵を觀したる北徼を征服し、界を定めおくためなるべし。阿倍臣陸奥蝦夷を己が船に乘しめて大河の側に至らしむれば、渡島蝦夷千餘人海畔に屯聚し、河に向ふて營を構へたり、大河とは肅慎の大陸なれば黒龍江に相當すれど、渡島蝦夷の營とあれば、北海道の北、樺太に向へる處の大河にてあるべし。斯くて營中より二人進んで急に呼はりていふ、肅慎の船師多く來りて將に我等を殺さんとする故に、願くは此河を濟つて仕へ奉らんと、因て阿倍臣船を遣はして其兩夷を喚寄せ、賊の隠れたる處と其船數を問ば、其隠

れたる處を指示し、船は二十艘といふ、即ち使を遣はして賊を喚しむれど肯て來らず。阿倍臣これを誘ひ出さんとて、綵帛兵鐵等を海畔に積置てわざと油斷して彼の貪嗜に任せしに、肅慎人やがて船師を陳ねて、羽を木に繫たるを擧て旗となし、棹を齊しくして近づき來り、淺き處に船を停め、一船の裏より二人の老翁を出し、其處を回行して、積たる綵帛等を熟視せしが、便ち單衫に着換て、面々に布一端を提けて船に乗て還り去しが、須臾にして老翁更に來りて又換たる衫を脱置き、并せて提けたる布を元の如くに置て、船に乗て退きたり。是肅慎人が綵帛に貪嗜を警戒したる也、阿倍臣因て數船を遣はして喚しむれども、來るを肯んせず、弊賂辨島に引還し、幾程なく和睦を乞けれど、遂に聽許せられず、己を得ず己が柵に據て戦ひけり。此戦に能登臣馬身龍は敵のために殺されたれど、猶戰氣は倦ず、賊遂に破れ、己が妻子を并せて殺されけり、弊賂辨島は渡島の別なりと注す、能登臣は崇神皇子大入杵命の後なり。此記事に據れば、當時今の北海道西北岸までは肅慎に屬し、渡島蝦夷も之に服従し、酋長は弊賂辨島に住たるなり、去年の役に、阿倍臣が南岸に住む渡島蝦夷を服屬し、海を越て郡領を設けたるは、彼地占領の始めにて、猶松前地方の一角に

過ぎざりし。阿倍引田臣より肅慎人五十餘を獻し、石上の池邊に須彌山を造る廟塔の如く、以て之を鑿さるし。

東北蝦夷及び肅慎の經略は、此三年間の用兵にて、渡島拓殖に手を著たりし共に、是年新羅の誘導により、唐高宗又蘇定方を將軍となし、韓地に入て百濟を伐ち、其王太子以下を虜へしかば、佐平鬼室福信等救援を乞ふ、是に於て皇太子車駕を奉して西巡し、阿倍引田毘羅夫を將軍となし、渡韓せしめ、東北の用兵は中止となりたり。

○第八十七節 遣唐使及び百濟救護

是まで大化の改新を普天率土の理想にて、蘇我父子を戮したる威勢に乗じて、臣連兩造等が私領したる土地人民を盡く官に卷上げ、新に國郡の制を定められたるに、途方途轍もなき思想は今にも猶殘影を逗めたれど、固り迂論にして、辨論する程の力もなし。大化の改新は上宮太子の緒を承て、律令修定の前に、官の戶籍田籍を檢定されたるといふが平妥の説ならん。されど當時國際の局面を大觀すれば、實

に容易ならぬ時勢なるを以て、武庫治兵のために戸田の檢定を急がれたるとも思はるし、前節に略説したる如く、皇極三年に唐の李世勣遼東大總管となり、大化元年は唐太宗が高麗親征の年なるにて自ら思ひ當るならん。是より海北の雲險惡になり、天智帝の初めに百濟滅ひたり、是を説くには推古帝の任那再興の緒を承て、舒明帝以來韓地蕃國の事より概括して述ん。

任那再建後は、其内官家を新羅に託すると、百濟に託するとの得失論となり、大陸の一角に壤地を分疆して、太宰府を設くるとは、朝廷の群臣斷念したるが如し、舒明帝の時までは任那の貢賦を新羅に託したれど、帝の末年に至り、改めて百濟に託されたり。其は大化元年七月、百濟使への詔に、中間以任那國、屬賜百濟、後遣三輪粟隈君東人、觀察任那國、是故百濟王隨勅、悉示其墾、而調有闕、由是却還其調、任那所出物者、天皇所明覽、夫自今以後、可具題國與所出調、とて、重て三輪東人、馬飼造_名を遣されたり。此比新羅は唐に通じて高麗と隙を構へければ、皇極元年に、百濟王大舉して其西邊四十餘城を攻取り、又高麗と謀りて其唐に通ずる路を塞かんとす、是任那の貢職を百濟より納むる様になりたる原由なり。因て新羅はますく唐に結托し、

唐軍を誘ひ出し、大化元年に唐太宗十萬の軍を以て高麗を征壓せしに、却て其破る所となりて全軍覆滅し、僅に千人歸れり。書紀に或本を注して、孝德帝の世には高麗百濟新羅の三國毎年使を遣はして貢獻すとある如く、國家は方に海北の諸蕃に恭順され、白雉以後は頗る意滿たるものゝ如し。

新羅は益唐に恭順し、白雉二年に貢調使知萬沙浪等、唐國の服を着て筑紫に泊りければ、朝廷これを惡み、訶責して逐還さる。左大臣巨勢德太奏請して、方今新羅を伐ざれば後に必ず悔あらん、之を伐とて舉力を須ひず、たゞ難波津より筑紫に至るまで、海裏に相接して舳艫を浮め、新羅を召して其罪を責問せば則得べしといへり。德太は斑鳩宮、又蘇我邸に向ひたる大將にて、今は朝廷第一の元功なれど、此奏意は新羅の形勢を易く見て、外交秘術に疎きには非ざる歟。韓史に據れば、貞觀廿二年大化三年新羅女王伊湊金春秋を唐に遣はし、百濟の強猾なる、往年大舉して數十城を攻陥れ、朝覲の路を塞けり、天威を借ざれば、述職の望みなしと奏し、又請て章服を改めて華服に従ふ、太宗深く之を然りとし、蘇定方に二十萬を帥ゐて百濟を征さしめんとせしに、明年太宗崩て事姑く息たり。左大臣はこれを知ども、唐軍は恃むに足ら

新羅唐に
附く

ざるを以て、新羅を威服せしむるに足ると侮りたるにや、爾後其策の實行されたる徵跡なく、やがて遣唐使を發せられたり、新帝に通ずる使にてあるべし。

白雉四年は唐高宗永徽四年なり、吉士長丹吉士駒更名を正副使とし、學問僧學生并て百廿二人を一船に乗せ、僧道昭、内大臣鎌足の子定慧、中臣渠毎の子安達、學生巨勢藥永老人等も此船に加はれり、高田根磨掃守小磨を正副使とし、學問僧學生百廿人とを一船に乗せて并發せしに、七月根磨の船は薩麻の竹島海にて沈没し、僅に門部金等五人神島に漂著せるのみ。尋て又高向玄理を遣唐押使となし、河邊麿、藥惠日、正副使を發し、道を新羅に取り、萊州に泊し萊州は今の山東省萊州な、唐京に達して高宗に謁し、日本の地理及び國の神を問れ、具に對へ、多く文書寶物を得て、前使長丹、及び百濟新羅の使と俱に筑紫に歸りしは、日本の文明を彼諸邦に誇耀したるべし。韓史に、高麗寶藏王十四年齊明元年、唐永徽六年、百濟靺鞨と兵を連ねて、新羅の北邊三十城を侵略す、新羅使を唐に遣はして援を求むとあり。其年まで高麗は百濟と同じく遣使進調し、及浪彌武に十二人の才伎者を添て質となせしに、彌武病死せり。其後年々西海使を遣はされ、主として百濟に往けり、三年に遣唐學生、學僧を新羅國

新羅本朝
と絶つ

使に付して唐に送らんとせしに、新羅命に應ぜずして空く歸り、此に至つて新羅始めて本朝と絶たり。

百濟王義慈は新羅に勝たる後、大夫人の妓女國柄を擅にし、淫亂宴樂に耽りたり、又新羅王子春秋は唐に使ひし、舊俗の衣冠を捨て、唐帝に媚事へ、百濟を擄へ、歸て國王となりたり。是時に當り、阿倍比羅夫は頻に兵を肅慎に用う、比羅夫は外國の事情に明かなる良將なり、必ず深く圖る所あるべし、蝦夷を將ゐて唐帝に示したるは、唐の方に百濟を覆さんとする時なるを思へば、此に外交政略の存ずる事ならん。六年庚申唐顯慶五年唐高宗左衛大將軍蘇定方に命し、新羅の兵を發して百濟を伐しむ、萊州より海を濟り、舳艫相銜みて德物島に軍し、新羅太子法敏往て會す、定方いふ吾は海に由り、太子は陸よりし、七月十日相會して直ちに義慈が都城を擣んと。紀に或本を引て、七月十日、蘇定方率船師、軍尾資之津、新羅王春秋智率兵馬、軍于怒受利之山、夾擊百濟、相戰三日、陷我王城、同月十三日、始破王城、怒受利山、百濟之東境也とある。尾資津は、唐書百濟傳の百濟守熊津口、定方縱擊、大敗王師、乘潮帆以進、趨真都城の文にて考ふれば、今の錦江口に求むべし。是に於て西部、恩率鬼室福信は任射岐山

唐の蘇定方百濟を伐

に據り、中部、達率餘自進は久麻怒利城に據り、兵盡て楛つかなきを以て戰ひ、新羅の兵を破り、其兵を奪ふて、鑿て銳なり、唐軍敢て入らず、福信、自進、共に王城を復せり。任射岐は、或本に北任劍利山とも云、唐書に、久麻怒利は熊津州なり。百濟王義慈及び妃恩古太子隆等、君臣五十餘人を唐に送り、十一月朝堂に奉進す、高宗これを縱して歸らしむ。

十月、鬼室福信、佐平貴智を遣はして、唐俘百餘人を獻じて、師を乞ひ、質子の王子豐璋を立んと請ふ、詔して將軍に分命し、彼の倒懸を舒んとを諭し、十二月、天皇難波宮に幸して、軍器を備へ、駿河に勅して船を造らしめ、將に筑紫に幸せんとす。七年辛酉、御船西征し、備前、邑久、伊豫、熱田津石碕を経て、三月、娜大津に至り、磐瀬行宮に座す、改めて長津と名づく。五月或本に四月に朝倉橘廣庭宮に遷御し、七日崩す、遷時に朝倉社木を断除ふて宮を作りしにより、大舍人近侍の病死するもの多かりしと云ふ。

磐瀬宮、長津、朝倉宮の在、所は、是まで磐瀬を遠賀郡石瀬として、上座に越る道口といへば、長津は山鹿蘆屋なるべく、朝倉を上座下座郡となしたれど、盡く信受し難き地理なり。娜大津は上古より毎々いへる儼奴は縣の津港にて、橘の小門も其津の一

御船西征

磐瀬行宮

部なり、安閑帝の那津口屯倉も亦其一部なり、磐瀬行宮も其一部なるべし、長津とは那を那珂と呼たるにて、固り別地にあらざ、朝倉宮も亦饒縣のあたりに求めざるべからず。上下座の座は和名鈔に安佐久良と訓したれど、カシモツクラの古訓もあり、元來此兩郡は如何なる處ぞと地圖を披き見るべし、筑前東南の山陽にして、千歳川の谿に向へり、博多あたりの海岸より山を崎嶇して越るには、二日路を費やすべき程の僻地なり。天皇は皇太子の御母にて七旬に近き御歳なるべし、六十歳と、那津は戦争の虞あるとて、早計に遠き山谷のあなたに遷しまるらするとも、便利の地は猶多し、上下座の如き狭僻不便の山峽は遷宮の地に非ずと、是地に至る人は必ず感ずるならん、無論この地といふは誤りなると明かなり。朝倉橋廣庭宮とあり、朝倉社木とあれば、神社のある處にして、頗る人烟も賑かなる邑と思はる、八月甲子朔、皇太子奉、徙、天皇、喪、還至磐瀬宮、其夕於朝倉山上、有鬼著大笠、臨視葬儀、衆皆嗟怪とあるを熟看すべし、朝倉山と磐瀬即ち津とは決して遠隔の地にあらず。前にも説きたる如く、那津は海防のために海門を築出し、潮水淤塞して新地と成たる處廣く、千二百年の海灣は今とは大に相異すべし、今の博多箱崎など大半は昔の海なり、香椎も饒

縣なり、三宅倉屯村より香椎までの海狀は大に變りたるべく、磐瀬は無論なり、朝倉も其海に向へる山にあるべし、朝倉橋とは即ち橋小門の橋にて、今の香椎なる立花山は行宮に適當の地なり、余をして天皇行宮地を擇ましむれば、此山のあたりに求めんとす。

七月より皇太子素服して政を知食し、頓て長津宮に遷り、水陸の軍政を聽給ふ。是月唐の蘇定方は突厥の王子契苾加力と、水陸兩路より高麗城に至れり、紀韓史に定方高麗の軍を浪江に破り、馬山を奪ふて平壤城を圍むと、唐書高宗紀に六道の行軍總管を命じ、任雅相は浪江、契苾何力は遼東、蘇定方は平壤、蕭嗣業は扶餘、程名振は鎮方、龐孝恭は沃沮、六道の行軍總管となり、三十五軍を率ゐて高麗を伐つとあり。皇太子は八月に、前將軍阿曇比羅夫、後將軍阿倍引田比羅夫等五將を遣はして、百濟を救はしめ、因て兵仗糧食を送り、九月百濟王子豐璋に多モ蔣敷の妹を妻はせ、狹井檳榔、秦田來津に兵五千を率ゐて本國に衛送せしむ、福信これを迎へて、國政を奉じて之を委ぬ、韓史に福信、浮屠道琛と周留城に據て迎立つ、西北みな應じ、唐の鎮將劉仁願を熊津城に圍むと云、周留城又は州柔は忠清道の西北岬唐津縣なり。新羅唐將に

應じて百済に入る、福信これを豆良伊城熊津の北定山に敗り、沙比城同南に敗り、新羅遂に鐵嶺より逃還る。高麗の唐軍は十二月になりて、寒甚しく、浪凍る、高麗の士卒膽勇甚だ壯なり、唐軍の二壘を取り、唯二塞あるのみ、唐兵膝を抱て哭す、紀新羅王春秋の志は高麗にあり、先づ百済を聲ナせしに、百済近く侵すと甚だ苦急なれば、唐軍の銳鈍り力竭たるを聞て、臍を噬の耻は此に非ずして何ぞとて、紀金庾信をして數萬を發し、米二千餘輛を送り、平壤に輸せしに、氷滑の道險にして、人馬みな困乏せり史。

元年戊壬五月、阿曇比羅夫船師百七十艘を率ゐて百済に至り、宣勅して位を繼しめ、福信等に金策を予へて褒賜しければ、衆みな流涕す。十二月、豐璋、福信等州柔留周は田畝に遠く碇碇にして拒戰の場なれば、久處すべからず、避城は古連且涇の水を以てし、繚らすに水田を以てす、衣食の源なりとて、此に遷らんと議す、我將榎井田來津これを止めて、避城は敵の所在へ一夜に行べし、飢は後なり、亡は先なり、今敵の妄に來らざるは州柔の山險に設置して防禦すればなり、若し卑地に居らば、何を恃んで不虞に動搖せずして今日に及ばんやといへど、聽ずして南遷す、避城は、全羅道の西北金堤なり。是より先き高麗より救を日本に乞ふ、因て軍將を遣はして疏留城に

據る、是により唐人は南界を略するを得ず、新羅は其西壘に輸すを得ず、二年二月、新羅は劉仁願を救ふて百済の南境四州を焼き、安徳等の要地を取ければ、避城果して敵に近くして居がたく、又州柔に還れり、田來津が謀る所の如し。三月、前將軍上毛野稚子、間人大蓋、中將軍巨勢神前譯語、三輪根麿、後將軍阿倍引田比羅夫、大宅鎌柄、六將に二萬七千人を率ゐて新羅を伐ち、六月、稚子等新羅の沙鼻岐奴江二城を取還す、二城は熊津口にあるべし。

犬上君兵事を高麗に告て歸路に百済王子糾解は石城に見しに、糾解佐平福信の罪を語りしに、程なく王豐璋、福信の謀反を疑ひ、捕へて之を斬り、其首を醢ハにす、八月、新羅は百済の良將を斬と聞て、直に國に侵入して州柔を取んと謀る。百済其謀を偵知して諸將に謂て曰く、今聞日本の救將廬原君健兒萬餘を率ゐて海を越て至るべしと、願くは將軍等其圖に預られたし、吾まづ往て白村に饗せんと。數日にして敵軍州柔に至り、王城を圍み、唐軍は船百七十艘を以て白江口に陳列す、十日を経て日本船の先至るもの、唐の船師と合戰を始め、利あらずして退く、唐軍は陣を堅ふして守れり。韓史に據ば、唐軍は劉仁軌及び扶餘隆の舟師にて、熊津口より周留城に

官軍唐と
白江に戦

赴き、倭に白江口に遇とあれば劉仁願の水師なり、熊津口は錦江口にて唐津と海上相距と我三十里度緯一なるべし、我軍とは豊璋の言し、盧原君の手なるべし。日本の諸將は百濟王と俱に持重を欲せず、相謂ふ我等先を争ふて進まば、彼應に自ら退くべしとて、我軍の亂伍と中軍の卒とを以て唐軍を進撃したり、唐軍便ち左右より船を挟みて繞戦し、須臾の間に我軍敗績し、水に赴いて溺死するもの衆く、舳艫を回旋するを得ず、榎市田來津天を仰ぎて誓ひ、齒を切し、ばりて噴れども、如何ともすべからず、數十人を亂斫してこゝに戦死を遂たり。唐書劉仁に、四戰皆克、焚四百艘、海水爲丹、王子餘忠、勝忠志等、率其衆、與倭人降とある是なり。百濟王豊璋は數人を隨へ、船に乗て、高麗に向ひ逃去り、九月七日州柔城竟に唐に降る、國人相謂ふ州柔降れり、奈何ともするなし、濟の名は今日より絶ゆ、丘墓オクツキの所よく復往んや、但氏禮城に往て日本の軍將に會して相謀り、枕服岐城に在る妻子に國を去るの意を知らすべしと言あへり。日本の諸將軍は氏禮城に駐營す、百濟人相率ひて牟氏を發して氏禮に趨く、廿四日、日本船師及び佐平餘自信自述に、達率木素貴子、谷那晋首等、并せて國民みな氏禮に集りければ、明日船を發して日本に向ひ歸軍す。氏禮城は今の岳陵江

百濟亡ぶ

の上流なる全羅道南原府の求禮城なり。

三年甲子、初め百濟王豊璋は弟禪廣と俱に入侍せしに、本國の難に遇ひ、禪廣困して歸るを得ず、三月難波に居し、後に持統帝より百濟王の號を賜はる、善光王とは是なり、住吉東成兩郡の間に百濟郡あるは其封邑なるべし。明年百濟國の官位階を勘校され、佐平福信の功を以て其子鬼室集斯に小錦下九階なり、本位は達率を授け、百濟男女四百餘口を近江國神崎郡におき、後又餘自信、鬼室集斯等男女七百餘を蒲生郡におく、兩郡は湖東愛知川南の山野なり。

唐郭務琮
來る

五月、唐の百濟鎮將劉仁願より、朝散大夫郭務琮を遣はして、表函を奉じ物を獻ず、十月に至り、内臣中臣鎌足に勅ありて、沙門智祥を遣はして、物を賜はり、之を饗され、月を踰て罷歸れり。此時帝は筑紫の磐瀬宮に在し、京師は皇太弟大海人皇子に政事の命あり、去年來百濟君臣の處分は太弟の所理なるべく、儲位は稱制の年に定まれり。郭務琮は敵國の使なり、筑紫に滯留する五六月の後に、漸く中臣鎌足に委任ありて、僧をして應接ありしは敵國の故なるべし、後世にも軍中の使は僧に囑托するに思ひ合すべし。

唐の李勣
高麗を亡
す

帝猶筑紫に坐して、彼地防禦の準備方に盛んなり、四年乙丑七月廿八日、唐國より上柱國劉德高を使節とし、柱國郭務琮等凡て二百五十四人對馬に到着せり。九月二十日筑紫に引入れ、表函を上る、十一月これを饗され、物を賜はり、翌月罷歸る、守君大石坂合部石積、島彌吉士針間等を唐に遣はされ、車駕の大倭に還幸ありたるは五年なるべし。六年十一月に、劉仁願熊山縣令司馬法聰等をして、石積等を送らしめ、筑紫都督府に至りければ、伊吉博德、笠諸石をして法聰を送らしむ。七年に至り、新羅沙浪金東巖等を使として進調しければ、中臣内臣沙門法弁、秦筆二人をして船一隻を東巖等に賜ひ、尋て布勢耳磨をして新羅王へ進調船一隻を賜はる。是年唐は大將軍李勣を遼東道行軍大總管となし、二萬の軍を以て高麗を伐ち、平壤城を破つて高麗男建等を執へ、其地を裂てこれを州縣となし、高麗滅ぶ。初め辛酉の役に蘇定方が百濟を平定したるは五都督、三十七州、三百五十縣、戶二十四萬、口百廿萬と注せしに、癸亥の後までに凡五十一州を定め、王義慈の子餘隆以下の大官等と條約を定めて、都督刺史となし、劉仁願は泗泚城に居て、唐新羅の兵を以てこれを鎮することゝなせり。高麗の滅ぶとき、五部、百七十八城、六十九萬七千

餘戸ありたるを、更に九都督、四十二州、百縣となし、平壤城に安東都護府をおき、薛仁貴を檢校都護となし、兵二萬を以てこれを鎮し、高麗舊部會の功あるものを以て都督刺史縣令となしたり。韓地は、漢代に濊、貉、沃沮の分據せし時より、或は之を樂浪郡に羈屬し、或は都尉治となし、或は侯國となし、或は縣となす等、時々の消長と戰爭の結果とにて、處分管轄の名を替たれど、實は小聯邦の民種が、兪雜なる團結をなすに任せたるにすぎず。されど自然の發達力は、生齒増殖と、土地開拓と相依りて、會長の臉削加はり、兵役加はり、因て相競争せるより、其形を變へ、其名を替へ、高麗百濟を成形したれども、互に境界を争ふて紛々一ならず。今は潰壞して唐兵に一拂され、郡縣の名に替りたれど、地方に占居する民衆の狀態は、依然として故の如し、國王官帥の名稱は替るも、租調を漁し、勞役を責るは同じ、鎮將都護の其兵を總て之を鎮するも、鬪を好む俗は、輒ち鬪ひ、叛き易き民は、輒ち叛く、姑く時々の成行にて統治の變名を試むにすぎざるなり。

○第八十八節 天智帝の政治。

皇太子は唐軍の百濟に攻入る變報に接し、齊明天皇を奉して筑紫に巡幸なし、に、幾程なくて帝崩し、素服して制を稱じ、長津宮に於て海表の軍政を聞食し、即位の儀は延引せり。書紀には翌壬戌を元年と書す、大織冠傳には皇太子攝政として、攝政元年、即位元年を分てども、此は書紀に従ふ。帝は内臣中臣鎌足と早年より情甚だ篤く、師友も管ならず、嘗て侍臣に謂て、傳へ聞く唐に魏徵あり、高麗に蓋金あり、百濟に善仲あり、新羅に庾淳あり、是皆當世の俊傑にて、智略人に過たれど、朕が内臣に比すれば當に勝下より出べしと宣ひき。大倭には皇太弟大海人皇子の留守にて、三年甲子に、天皇命を宣して、冠及び位階を増換へ、及び氏上民部家部を改定せらる、此時より冠位は二十六階となる、左表の如し。

冠位廿六階

大	大	大	大	大	大	大
小	小	小	小	小	小	小
織	繡	紫	錦	山	乙	建
小	小	小	下上	小	下上	小

氏上民部家部

七階以下を上下に分ち、初階を上下に分つ。階級は朝政秩序の根本なれば、漸次に増加するは門閥政治自然の情勢なり。階級に次では、貴族の家格を保たしめ、領地領民の争訟を熄る、これ朝政の大綱なるを以て、並せて氏上民部家部を改定されたり。氏上の名は始めて史面に見えたり、れども其起りは固り久しかるべし、後には長者と稱す、桓武天皇延暦十八年、十二月戊戌に勅して、天下臣民、氏族已衆、或源同流別、或宗異姓同、欲據譜牒、多經改易、至檢籍帳、難辨本枝、宣布告天下、令進本系帳、云々、若元出于貴族之別者、宜取宗中、長者置申之とありて、其比まで貴族はみな宗家より氏長者を定めしに、後に至りては惟藤氏長者、源氏長者及び橘氏は定あるのみ、是定は氏上の同稱異字なり。されば氏上は貴族に限るとにて、官より公任さるゝ法なりき、是年皇太弟の宣に、其大氏の氏上は大刀を賜ひ、小氏の氏上は小刀を賜ひ、其伴造等の氏上は干楯弓矢を賜ひ、亦其民部家部と定むとあり、伴造まで氏上は物を賜ひて任定し、其家々に公人を使役する職事資人を附せられたり、是を後世まで諸大夫、雜掌等公人の起りとなす。思ふに臣連伴造國造は世を逐ふて繁滋に赴けば、宗中より氏上を定めて之を統屬し、本系帳を

執りて詐冒を防ぎ、領地領民を統轄して轉移なからしむると、門閥の統屬に必要なの設けなれば、其起りは必ず早し。後世の公卿はたゞ藤源二氏の如くなりたれば、長者宣を以て家政を行ふも、亦二氏に限ると成行けり。其比には地方の豪族にも總領を定むること行はれ、總領は本家末家の領地を總理する者にて、無ては濟ぬものなり、氏上の稱を憚り避て斯くは稱へたり。

是年五月、大紫蘇我連大臣薨す、内臣鎌足の舅にて不比等の外祖なり。四年二月、百濟國の官位階級を勘校し、佐平品一福信の功を以て、子の達率品二鬼室集斯に小錦下を賜はる。五年唐使の來聘もすみ、十月に菟道に大開し、六年二月先帝を越智岡陵に葬る。此事を大織冠傳には崩する十一月に喪至、自朝倉行宮、殯于飛鳥川原、裏書に攝政五年八月葬とあれば、帝は唐使の歸る後に筑紫より還京ありたるべし。皇太子遺勅を宣へ給ひ、萬民を憂恤し賜ふが故に石櫛の役を起さず、冀くは永代以て鏡誠となさむとあり、是より厚葬の風熄たり。

三月近江に遷都ある、天下の百姓遷都を願はずして諷諫する者多く、亦童謠も多く、日夜失火の處多し、是を樂浪の天津宮、又は志賀宮といふ。狭々浪は、湖首の汎稱

なり、萬葉集柿本人麿過近江、舊都時の歌に、天さかる都にはあれど、石走る淡海の國の、樂浪の天津の宮に天の下知し召けむ、天皇の神の命の大宮はこゝと聞とも、大殿はこゝといへども、春草の茂く生たる、霞立春日のされる、百磯城の大宮所見ればかなしもと詠じ、又、さゝ波の滋賀の辛崎ささくあれど、大宮人の船まつかねつなどと詠たれば、天津より辛崎までの處なるべし、滋賀村見世のあたりとの説是に近し、粟津といふは太だ遠し。

七年正月、即位あり、群臣に宴を内裏に賜はる、即位の延引せられたるは、其典禮を定めて後世の模範となす叡慮による、元明、聖武、兩帝即位の詔に、近江大津宮御宇天皇の萬世に不改の常典と定め給ふ法のまに、とあるにて證すべし。年月は大織冠傳も同じ、但し紀に註する或本云、六年歲次丁卯、即位とあるは大に考ふべきとなり、五年八月に先帝を葬り、明年三月に即位の禮を舉げ、而して近江に遷都ありたる順序にて、即位は大倭の飛鳥河邊行宮か、若くは板蓋宮にて行はれたるべく、朝倉や木丸殿とは其時の皇居の質素なるを謂には非ざる歟、七年なれば新都滋賀宮にての即位となして見ざるべからず。

七年五月蒲生野に縱獵ある、皇太弟、諸王、内臣、及び群臣みな悉く従ふ、七月に近江國に於て武を講じ、又多く牧を置いて馬を放たれ、又蝦夷を饗する、是月濱臺の下に諸魚奄ひ至り、又舍人等に命じ處々に宴をなす、時人天皇の天命將に及ばんとすといひしと。大織冠傳に朝廷無事遊覽を好み、群臣と濱樓の置酒に皇太弟怒給ひ、鎌足營救の事あり、萬葉集に蒲生野獵の歌につき、帝の太弟と鏡女王の事にて不和を發摘する論者もあり、後に辯すべし。唐の李世勣が高麗を滅ぼしたるは、是年なり、難波皇子敏達の男栗前王を筑紫帥に拜さる、橘氏の祖美濃王の父なり、明年正月、蘇我赤兄之に代る、十年左大臣となり、栗前王復任す、赤兄は前率身刺の弟なり。是より先年大倭の高安城、讚吉の屋島城山田郡、對島の金田城下縣を築く、八月帝高安嶺に登りて城の修營を議し、民の疲れを恤へて止む、時人仁愛の徳を感嘆せり、斯て止べきに非ざれば、畿内の田税を收めて修めらる。高安屋島、山田、三城は何の便要にて同時に築かれしや、其故は猶考ふべし、高安は膽駒山を押へ、龍田口、宇治口、難波口に於る、皆要害の衝なれば、此に大城を築いて大倭を固めたり、平城の初め膽駒山に移さる、志賀宮は宇治川より難波津へ往返し、又湖水より敦賀津に出て、韓地へ渡る

藤原朝臣
を賜ふ
鎌足薨す

べく、又美濃口に向ふて蝦夷の控御にも便なり、景行帝の東征後に遷御あり、天智帝の西征後も亦此に遷都ある、地理上に於て深く究むべき要件なり。

八年己巳五月、天皇山科野に縱獵あり、太弟も内臣及び群臣と共に従へり、其秋内大臣の家に落雷あり、十月に至りて病牀に就き、漸次に重くなりければ、天皇其家に臨幸あり、痛く憂瘁し給ひ、言遣す事をあらばと問せければ、葬事を輕易にしたし、生て軍國に務めもなきに、死して何ぞ重く人を疲らさんと申されけり。數日ありて皇太弟を遣はされ家に就て大織冠と大臣の位とを授け、姓を藤原朝臣と賜はる、翌日年五十六にて薨す、其翌日天皇其家に幸せられ、蘇我赤兄に詔を宣させて、金の香爐を賜はる。明年の閏九月に其遺志に従ふて送終の具は務めて節儉に従ひ、王公卿士に勅し悉く會せしめて山科精舎に葬れり。

鎌足は帝に筑紫に従ひ、唐使劉德高を送りたる後、五年帝に従ふて歸京し、三年餘は京師にありて、天皇皇太弟と俱に朝制の整理に従ひたる年間なり。藤原氏は此に始まり、三代の後は貴族の權勢を集めて皇室に亞する尊榮を極め、爾後の歴史に視線の集中する家となれり。是までは純ら鎌足の國家を中興したる勳業の餘榮

と言做したれど、此後しばし中臣藤原に浮沈沿革もあり、同列以上の貴族も少からず、言あに容易ならん、考究すべき餘地は尙廣し。爰に中臣氏の鎌足に接する數世の跡を概括するに、當家は上代より神道輔佐の隨一にて、敏達帝の比までは主となりて儒佛を排斥せしに、勝海の敗亡より漸く儒學の人を出し、推古帝に信任されたるは、既に佛教に向きたるにて、遂に神儒佛を兼たる鎌足を出したり。鎌足は遣唐僧南淵請安、曼法師等に學び、興福寺緣起に據れば、蘇我入鹿を誅する時、發願して、丈六の釋迦像を造る、是が其金堂の本尊なりと。白雉四年の遣唐使にて、僧道昭等と共に往たる學問僧の中に、定慧は、内大臣の長子、安達は中臣渠毎の子と註す、多武峯緣起に、定慧は孝徳の皇子にて、大化元年に生れ、沙門慧隱に就て出家とあれど、斯ては九歳にて入唐となる、此書信じかたけれど、孝徳帝落胤の説は水鏡にも見ゆ、若し然りとすれば、妃安倍氏を賜はりたる其腹なるべし。道昭は玄奘三藏に法相宗を受るために遣はされたり、定慧も共に入唐したるは、法相を興すは鎌足の贊助に出ると謂て可なるべし。山科精舍は興福寺緣起に、鎌足病し、百濟の法明尼多武峯緣起に齊明二年病を山城國山階寺の陶原家に養ひ天皇より法名尼を遣はさるを請じ、維摩經を讀誦せしに即瘥ければ、山階陶

原家に精舍を起して維摩會を始むと、山階以下は多武峯緣起を參取す是を法相宗大伽藍興福寺の原縁とす。定慧は再入唐し、薨ず時は彼邦に在しに、喪を聞て公の像を造り、併て寺塔の材を調し、歸りて多武峯に聖靈院を起し、其像を安置せり、是を多武峯の緣起とす。嗣子不比等は末子にて猶幼少なり。

鎌足の薨じ、年に、河内鯨を遣唐使に遣はされ、唐より又郭務琮等を遣はして答聘せり。九年庚午正月に、朝廷の禮儀及び行路相避の禮を宣し、又醜妄妖僞を禁斷さる、佛敎の靈異を、二月に、戸籍を造り、盜賊と浮浪とを斷しむ、盜賊、浮浪とは、地方の地主が所得の諍論を兵力に訴へて、強奪するを盜賊といひ、課役に苦しみ、脱籍して有勢者にかへへらるゝを浮浪といふ、盜賊、浮浪の多くなるは、地方の田地漸く乏少になりて生存競争の度を進めたる兆なり。三月山の御井の傍に諸神座を敷立て、幣帛を班ち中臣金に祝詞を宣し、御井は、後に三井寺を建たる其地なり、僧圓珍は其井を天智天武持統三帝の産湯を汲たる井なればとて、三井と名けたりといふと雖も、三帝の近江滋賀にて降誕とは謂れなし、亦誣妄の説なり。十年正月二日、蘇我赤兄、巨勢人、二臣殿前に進んで賀正を奏し、中臣金は神事を宣し、大友皇子を太政大

臣に、赤兄を左大臣に、金を右大臣に、蘇我果安、巨勢人、紀大人を御史大夫となし、六日、皇太弟の奉宣或本には大友皇子宣にて冠位法度を施行し、天下に大赦を行はる、此法度冠位の名は新律令に具載すと云、今傳はらず。

近江律令

右は弘仁格序に、至天智天皇元年、制令二十二卷、世人所謂近江朝廷之令也とある、近江令頒行の次第なれば、即位の元年には令既に成たり。大友皇子以下に太政大臣、左右大臣、御史大夫の任命は、即ち其實施にて、御史大夫は今の大納言なり。近江律令は聖德太子の冠位朝禮弘仁格序に憲法を承て、久しく朝臣學士の講究を盡し、帝に至りて成功したるなり。大織冠傳に、帝令大臣撰述禮儀、刊定律令、通天人之性、作朝廷之訓、大臣與時賢人損益舊章、略爲條例、一崇敬愛之道、同止奸邪之路、理慎折獄、德洽好生、至於周之三典、漢之九篇、無以加焉とある、浮華にして實に乏しき筆なれど、朝廷の訓とは律令の定まると共に憲法の如き訓戒も作られたるなり。鎌足薨す後より實施を始め、是に至て發表され、尋て百濟歸化の諸臣佐平一餘自信、沙宅照明を法官大輔とし、鬼室集斯を學職頭となし、谷那晋首、木素貴子、憶禮、福留以上三減洲時に、餘自信と共答林、春初は兵法に閑ひ、林は比子、贊波羅、金羅金須、鬼室集信、徳に氏禮城に授ずる者

頂上吉大尙は藥を解し、許率母は五經に明かに、角福牟は陰陽に嫻ふとあり、是まで大陸文明の津港たる百濟の諸臣多く藝業の職に採用されたりければ、時の童謠に、橘は己が枝々生れども、珠に貫とき同じ緒に貫とぞ唄ひたり。近江令の官名は後の官名とは異りたるもの多し、此律令を再往改修ありて、今に存ずる養老令とはなれり。

四月新臺に漏刻をおき、始めて候時を打て鐘鼓を鳴さる、漏刻を用ゐることは此に始まる、是帝の太子たる時に親ら製造し給へる漏刻なりと云。聖德太子の憲法八條に、群卿百僚、早朝晏退と掲げたれど、舒明帝の時、敏達の皇子大派王大臣蝦夷に勸めて、群臣卯に朝し巳に退き、鐘を以て節とせよと言れたるを、蝦夷は之に従はずとあれば、朝廷の朝散に刻限の節度を定むることは、是まで行はれず、不規則なる官衙にてありしと知べし。

九月比或本に八月より、帝は病牀に就せ給ひければ、十月内裏に百佛の開眼を行ひ、又法興寺の佛に袋裝金鉢牛乳糜を盛り、佛に供ふ器、象牙、沈香、旃檀、其他の珍財を奉られければ、次第に重らせ給ひければ、皇太弟は儲位を辭して出家し、位を倭姫太后に屬し、大

友王に諸政を宣させんと請し、帝これを許容ある。十一月大藏省の第三倉より火起りて近江宮焼くる、十二月三日^丑帝崩ず、壽五十八^{四十六}と推すに當らず。天武帝といふ。神皇正統記に、この天皇中興の祖にまします、國忌は時に從ひて改まれども、是のみは永くかはらぬ事になりきとあり。

第十九章 天武帝國政整理。

○第八十九節 壬申の亂。

壬申の亂とは、十二月に天智帝崩し、明る壬申の歲に皇太弟兵を起して近江の内裏を攻め、大友皇子等を殺して大倭の飛鳥宮に即位あり、天武天皇となり給ひたる兵亂をいふ。此亂については近江の大友皇子方を正當となす論あり、明治の初め皇子に弘文天皇の追諡を奉り、御歴代に數へる事になりたり。但し其事實の是非は未だ研究すべき餘地廣し。

抑學者は宇宙の眞理を闡究し、これに順ふて見解を審定せんとを務め、自己の好惡を以て是非なすを禁戒すべし。然るに歴史の事跡は好惡の集まる倉庫にして、其中より愛憎の感情は湧起るものなり、故を以て史學者は常に事實を確かめて、礪砥となし、眞理闡究の利刃を磨研せざるべからず。壬申の亂は未だ事實をよく確めざるに、たゞ弱きを扶くる俗情に摸擬心を交へ、愛憎論を天武帝に向けたるにて、

著實なる考にはあらず。借其亂の起りをいへば、皇太弟は前述の如く帝の筑紫にて稱制の時に早く儲位に定まり、大倭の政事を攝行せられ、今は五十歳に近き皇叔におはす。新令を施行せられて、大友皇子を太政大臣となし、左右大臣、御史大夫等を任命あり、政務を取行はれし、帝の病重らせられたれば、帝位繼承の際に大臣等が己が推す君を立て、政權を執んと謀るは、履仲帝以來貴族いつもの例なれば、陰謀の申合せらるべき時期なり。十月に帝は病重らせられ、蘇我安麻呂を遣はして皇太弟を召し、大殿の臥内に引入るとき、安麻呂は右大臣連の子にて、東宮と好みある人なれば、密に東宮を顧みて、意して言給へと氣付けたり、意して、とは、壁に耳との意を含み、あたりに陰謀者のあるを默示したるなり、東宮さてはと覺りて、憤みを加へられぬ。斯て帝は後事を汝に囑ひ云々と御意ありしに、太弟は再拜して、臣は多病なれば、覺束なし、願くは天下を皇后に付屬せられ、大友王に諸政を奉宣させ給へがし、臣は今日出家して、陛下のために功德を修むべし、となつて固辭し給ふに因て、帝も許容ありければ、直に内裏の佛殿にて鬢髮を剃て出家せらる。帝は吹田生磐を遣はして袈裟を賜はる、東宮は私の兵器を收めて、其司に藏め、翌々日帝に謁し、暇乞し

皇太弟位
を皇后に
譲る

て吉野に向ければ、蘇我赤兄、中臣金の兩大臣を始め、菟道まで送りて歸りしに、或人は虎に翼を着て放したるに同しと評したりと、是帝崩す四十餘日前の事なり。

十二月に至り、近江の内裏には西殿の佛前にて、大友皇子は赤兄、金、果安、人、大人五と列座し、先づ香爐を執て、六人同心して詔を奉じ、違ふ者は天罰を蒙らんと誓ひ、赤兄は次に從ふて、同様に臣等五人殿下に隨ふて詔を奉じ、違ふ者は子孫絶へ、家門亡びんと、次第に誓をなせり。後七日を経て、六人は又天皇の前に盟を行ひ、日を踰て帝崩し、新宮に殯し奉り、其年暮にけり。時に唐使郭務琮等は、築紫の大津館に滞在す、翌壬申三月、阿曇稻敷を遣はして、喪を告げれば、郭務琮哀を舉て、國書信物を進め、五月罷歸れり。其月、朴井雄君は吉野に至り、皇太弟に見えて、奴が私用にて美濃に至りし時、近江の朝より美濃尾張兩國司に命じ、山陵を造るために人夫を差定し、人別に兵を執しめたる状を告ぐ、或人また近江より大倭まで候をおき、菟道の橋守に太弟の宮より舍人の私糧を運ぶを遮らしむる事を報じたり。太弟これを回察せしめて、事實なりと聞て、今は己を獲ず、應に禍を受るべし、何を默して身を亡はんやとて、意を決して兵を擧ぐる手配をなしたり。

壬申亂の起りは此の如し、古へより繰返されたる歴史なり、綏靖帝は兄手研耳命を殺し、胎中帝は兄忍熊王を殺し、反正帝は備君のために兄墨江皇子を殺し、安康帝は兄輕太子を殺し、蘇我馬子は崇峻帝を弑する等、其原因は種々にあるとなれば、遽に成敗を以て正否を判じ難かるべし。天武帝の大友皇子に於る事には、昔しより是非に惑へる人あるべし、然るに應永年中なりし、明大祖殂し、嫡孫允炆立しに、叔父燕王棣兵を起して帝位を争ひ、允炆を殺して自立す、これを成祖とす、後人は允炆を正當と論定せり、徳川氏の初めに其歴史を讀たるものは、壬申の亂と克相肖たるを以て其論を摸擬し、大友皇子を允炆に比して、散々に天武帝を論破し、これを正義の聲と思へりと雖も、元は明儒の假聲なり。然しながら論者が大友皇子を正となすには、唯一の論據あり、其は懷風藻に載たる大友皇子の詩に序したる小傳なり、論者は是を把持し、書紀を天武黨勝手に改竄して其惡を掩たふる者との邪推をなして、愛憎心を執著し、今は既に頑痼となりたれど、彼詩序は膚淺なる文にて、史實とはなし難きものなり、左の如し。

淡海朝大友皇子二首

明成祖に
比する論

懷風藻の
大友皇子
小傳

皇太子者淡海帝之長子也、魁岸奇偉、風範弘深、眼中精耀、顧盼煒燁、唐使劉德高見而異曰、此皇子風骨不似世間人、實非此國之分。嘗夜夢天中洞啓、朱衣老翁捧日而至、擊授皇子、忽有人從腋底出來、便奪將去、覺而驚異、具語藤原内大臣、歎曰、恐聖朝萬歲之後、有臣猶間、然臣平生曰、豈有如此事乎、臣聞天道無親、惟善是輔、願大王勤修德、災異不足憂也、臣有息女、願納後庭、以充箕帚之妾、遂結姻戚、以親愛之。年甫弱冠、拜太政大臣、總百揆、以試之、皇子博學多通、有文武材幹、始親萬機、群下畏服、莫不肅然。年廿二、立爲皇太子、廣延學士、沙宅紹明、塔季春、初吉太尙、許率母、木素貴子等、以爲賓客。太子天性明悟、雅愛博古、下筆成章、出言爲論、時議者嘆其洪學、未幾文藻日新、會壬申之亂、天命不遂、時年廿五。

は論議を推察し、史實の探擇に中らざる句

懷風藻は天平勝寶三年に成たる古書として珍重するならんも、書紀の結撰より三十年の後なれば、さして古傳にも非ず。初めは人相、次は夢占を記す、佛法流布につれて、奇異靈驗の談は祥瑞と共に早くより世に滿ち、まゝ古傳として書紀の探擇にも上りたれど、捨たる分は甚だ多かるべし、是等は其廢紙の一と見做して可なり。歴史の通考にあつれば、唐使劉德高は四年丑九月筑紫に來り、十二月歸れり、其時大友

皇子は筑紫長津宮に在せし歟、作者は恐くは大倭と思違へて書たるなり。大海人皇子は元年より皇太弟に定まり、大倭の政務を攝せられたれば、其比大友皇子に朱衣老翁の夢あるとも、鎌足に巨猾間諜の判断はなざるべし、是も亦作者は天智帝の長子にて、太子に立べき相當の方と思ふて書たるなり、鎌足は筑紫へ子女を擧て徙居はせし、是も作者は大倭にての事として書たるなり。鎌足の氷上娘、五百重娘、姉妹は皇太弟の妃たり、末娘一人を皇子に納るとして、さして效も無るべし、此末娘は系譜に見えず、惟紹運録の一本に、大友皇子の女意志姫王、母大織冠女耳面刀自とある、刀自なれば賤しき腹なるべし、夫も定かならず。弱冠とは二十歳未滿をいへば、天智五六年に當る、其年は帝筑紫より還御あり、或本に六年丁卯即位とあるに従ふとも、其年大友皇子の太政大臣となり、百揆を總て試みらるとは甚だ早し、紀に十年正月新令を頒ちて太政大臣に拜すとあるを破るに足らず、總百揆以試之とは舜典の故事にて浮辭なり。八年に鎌足の薨するまで、皇太弟は儼然として在すに、廿三立爲皇太子といへば、鎌足薨す後に太弟を廢して太子を立たる歟、甚だいぶかし。扶桑畧記に、十年十月太弟吉野入の同月立大友太政大臣爲皇太子とあるは、或は然

らんとも思はるれど、太弟の答には、太后に囑して大友王の宣とあるが相當の事にて、立太子は無を事實とす。此の如く懷風藻の小傳は浮辭膚淺の文にて、一も史料にあたらず、文學者の筆を鼓したる小説にすぎず、以て歴史を紊亂するは思はざるの甚だしきなり。

當時の皇統を定むる、皇后は必ず皇女を立て、太子は先づ后腹の皇子を立つ、后腹なければ公卿の貴女の妃嬪となりたる腹を擇ぶ、前後の例を通考しなば、明瞭なるべし。天智帝の皇后は古人皇子の女倭姫にて御子なし、次に四嬪の一蘇我右大臣の遠智娘腹に、太田鷓野二皇女は太弟に配し、鷓野皇女は持統天皇なり、建皇子おはしたれど、啞なりと、其妹の姪娘腹に二皇女おはし、妹阿倍皇女は元明天皇なり、次に阿倍左大臣の橘娘腹にも二皇女おはす、次に蘇我赤兄の常陸娘腹に一皇女おはす、此の如く、大臣家の四嬪には皇子なし。次等により、忍海造の色夫古娘は川島皇子を生み、道君の伊羅都女は施基皇子を生む、是並に伴造の女にて猶貴し、大友皇子は伊賀國山田郡司の女を采女として徴されたる伊賀宅子の腹なり、古來今後の例に、采女の生たる皇子の大統を繼たる例あるなし。夫も皇胤微々たる時ならば已を

得ざれど、皇太弟大海人皇子は天皇の二皇女に婚し、又内大臣鎌足の二娘を入れ、久しく大政に鍊達し、年五旬に近く、尊貴世に耀き、公卿の望みを集めたるに、之を廢して采女腹の庶子を太子に立んとは、迎も行はるべき事に非ず。故に太弟は皇極帝の例に任せて倭姫皇后を立て、大友王を攝政との請は、事情を酌たる權宜にして、病中の天皇も許容ありたるなり。然るに一月を経て帝の病彌留に及ばせたる中に、五人の公卿が大友皇子を唆動し、誓盟を行ひたるは陰謀の發露にして、崩する前々日に大牀に盟などは斷して美事にあらず、扶桑略記の立太子は推當てたる説ならん。

又鏡女王について天智天武兩帝は不和との痴説あり、其は萬葉集に、天皇遊獵蒲生野時鏡女王作歌に、あはれ茜さす紫野ゆき、よ標野ゆき、野守は見すや、君が袖なる太皇太子太皇太子答御歌に、紫の匂へる妹を憎くあらば、人妻故に吾戀めやもとあり、人妻とは天皇の寵妃を、太弟思寄て偷取給へるとなし、天武紀の初娶、鏡女王額田姫王、生十市皇女とあるに證し、因て帝憤悲して太弟を廢せんと思給へりとの想像なり。是は同書に、内大臣藤原原野鏡王時、贈内大臣歌、及び内大臣答歌あれば、鏡女王は鎌足の妻に

なられたり。鏡女王額田姫の履歷を按ずるに、齊明帝西巡に隨ふて下りし時の歌もあり、其生たる十市皇女は大友皇子の妃となり、葛野王の母なれば、初婚は既に二十餘年前にして、孝徳帝の時にあり、其後齊明帝に奉仕し、崩後より天智帝に奉仕し、聞ゆる歌讀にて才媛と覺え、終に内大臣の後妻となり、其墓は五墓の一なれば、不比等の母なるべし、然るを彼歌を淺墓にも兩帝不和の原由などいふは一笑にも價せず。大織冠傳に、天智帝即位の後、濱樓の置酒酣なる時に、太弟長槍を以て敷板を刺通し、帝大に怒り、執へて殺さんとの事なりけるを、鎌足固く諫めて事止たり、太弟初めは鎌足の寵遇甚だ高きを忌嫌ひ給ひしに、是より後は殊に親愛せられ、後に吉野より東國落のとき、歎息して内大臣の存生ならばかゝる難義には、至らざらんものにと仰られしとあるは一考の價値あり。

思ふに天智帝に皇太弟を廢する意は少しもましまさず、太弟も亦平氣におはしたるに、帝の病重らせ給ふに及び、蘇我赤兄、中臣金等が、大友皇子を唆動し、太弟を失はんと陰謀を企てたるなり。當時の公卿天子を推立して、政權を執る習慣は、鎌足が孝徳、天智兩帝に結納し、推立し、國事を濟したるにて近き證となすべし、蘇我家の

兄弟相傾るは舒明帝推立より始まる。雄正の四子身刺は兄山田麻呂を誅殺し、赤兄は有間皇子を唆動して死に致したる人なれば、随分權詭の臣なり。されど首謀は中臣金なり、中臣多能子の三子に、長男御食の子は鎌足にて、藤原氏を始め、家聲を興せり、次男國子の子國足は大中臣氏の祖なり、末男糠子の長子を金とす、蓋し鎌足に代りて自家に權勢を收めんと、赤兄等と結びて圖る所ありたるべし、大海人皇子の雄拔神武は、久しく群卿の望みを集む、よしなき謀叛を勸めて却て滋賀都を墟墟となしたるは、自ら身を料らざると謂べし。

大海人皇子の吉野へ潜居後に、近江の京へ、宮中には十市皇女を、外廷には蘇我安麿を耳目となし、大伴馬來田、吹負兄弟は病と稱して大倭に歸り、國司及び三輪氏等心を寄せ、太宰帥栗隈王、及び吉備國守も吉野に付けり。六月に至り近江より三千の兵を大倭に配りしに、早く吉野に聞へ、因て村國男依を美濃へ、大分惠尺へ近江へ向け、二十二日、大海人皇子は妃鷓野皇女、及び諸皇子と、共に宇陀より伊賀越して桑名に到るとき、男依は不破關を塞ぎ、大津皇子は惠尺と鈴鹿關を塞ぎ、大倭の貴族咸く吉野に應じたれば、近江は腹背敵を受け、七月二日蘇我果安、巨勢人、數萬の衆にて犬

大海人皇子
兵を舉

弘文天皇
山崎に崩

上川濱まで進みたれど、男依が大軍の不破より打出ると聞いて、營中に騒動起りて果安自殺す。三日、大倭には大伴吹負、奈良坂より打出しに、大野果安これを破りて磯城郡まで進みたれど、京街處々の備へ嚴重なれば引退く、之より奈良、鈴鹿、犬上諸口の戦始まれり。十三日、男依が軍は野洲河に大破したれど、十七日に栗太を破りて廿二日瀬田に進み、大友皇子は群臣と橋西に軍し、大合戦となり、西軍遂に破れ、赤兄金等は誓にも似ず右往左往に逃したり、大友皇子は山崎を指て逃れ、從者は物部麿たゞ一人と二舍人のみとなり、遂に山崎にて經れ給ふ、是を弘文天皇とす、踐祚の有無は詳ならず、物部麿は元明帝の左大臣石上麿なり、疾風知勁草、板蕩知忠臣、とは此人をいふなるべし。

大海人皇子は不破宮に在す、赤兄金等縛に就き、大友皇子の首を營前に獻ず、八月に高市皇子、近江群臣の犯狀を宣し、重罪八人を極刑に處し、右大臣中臣金一人を淺井郡田根にて斬首し、左大臣蘇我赤兄、巨勢人、及び子孫金、果安の子孫を配流し、其餘は盡く赦免ある。是より大津宮は廢れ、後に高市古人其舊堵を感傷し、さゝ浪の國津神の浦さびて、荒たる京見ればかなしもと詠たりき。又功勳ある人人には恩賞

を賜はり、九月不破を發せられ、桑名、鈴鹿、阿閉、名張を経て倭京の鳥宮に還御し、やがて岡本宮に遷り、宮室を造營ある、後に飛鳥の淨御原宮といふは是なり。明年二月、即位ある、是を天武天皇とす、鷓野皇女を皇后に立らる、是を後の持統天皇とす、當代大臣の補任は傳はらず。懷風藻序に、及至淡海先帝之受命也、恢開帝業、弘闡皇猷、道格乾坤、功光宇宙、既而以爲調風化俗、莫尙於文、而潤德光身、孰先於學、爰則建庠序、徵茂才、定五禮、興百度、憲章法則、規模弘遠とあれど、是は近江の朝に限らず、大學諸學を建て、朝禮制度を定め、聖德太子の緒を續められ、引繼て淨御原藤原以後は整理の時代に入る。

○第九十節 天武帝の朝政整理。

天武帝の治世十五年間は制度をます／＼整備されたり。抑上宮太子の冠位、朝禮、憲法及び崇佛にて、朝廷を秩序し、外形内容を文明の態度に誘ひ、遺隋學生、學僧を養成して、其周備を期待し置れしを承て、大化の改新となり、近江の律令となりて、

制度の完成を告たりと雖も、實際に施行を遂るには亦緊要なる主旨の存する事あり。其は敏達帝の時、葦北國造日羅が政策に、臣連百姓を饒足し、以悦使民の語より緒を抽んで、大化の改新は王者の號は日月に隨つて流れ、祖子の名は天地と共に長往すべきに結べり。王名神名の血族に成たる國家に於て、階級制度を整へて、門閥を保護するは、朝廷の認めて最も緊要となす所にして、群臣の情願も此に外ならざるなり。さりながら國運は世を逐て進みて息まず、人口の繁息は門閥の消長を促すと、既に允恭帝に於て六十五章述たるより、今は更に隆替を著しく示したり。

神武帝の大倭奠都より、崇神帝第二肇國となりて、武威を四方に伸べ、應神帝の海北を屬せらるゝまでは、世は猶開拓時期にあり、大倭の中心より門閥階級の樞軸を運轉し、全國の求心力を此に集中するの久しき、大倭の高原は貴族の淵藪となり、山河攝の平地に臣連叢附し、伊賀近江の上流まで、に填溢したるは、自然の趨勢なり。四畿内の境界は大化定まり、其地積は前章十一、四、六、一、二、三に述たる如く七十萬町にすぎず、當時の田籍に登りたるは五萬町今の一、三にも及びたらん、其稷稻は百萬口を養ふにすぎざるべし。其他に於る蠶桑の利を除くの外は、日本農業の習ひとして山林の

利を重んぜず、山野の多くは貴族大地主に分割され、普通の臣連は僅に河攝山の田數町を僅に分配されて、以て自給したる者多數なるべし。且此時代までは物品交易にて、商業の利は未だ起らざりしを思はんを要す。

貿易必要の媒介品たる貨錢は、顯宗紀に稻穀銀錢一文の句あり、蓋し韓地を所屬の後に彼國の銀錢を用ゐたるとは早かるべし、天武十二年に至り、自今以後は必ず銅錢を用ゐて銀錢を用ゐるなかれと詔あり、數日に又銀銅並用に復せり、是は銅錢猶乏しくして、難波津、或は桑市、海石榴市等の如き大市場に用ゐたるにすぎざるべし。一般は米と釜飯とを齎らし、布麻歟等を酬物として馬を飼養するなどと、大化の詔文にあるが如き時代なれば、畿内の貫籍にありて、遠國に土地を所有し利を享ると、大貴族の外は望みなし。されば臣連百姓の家口繁息するに従ひ、生存競争の度を進めて、朝廷の仕途によりて生活を補足し、并せて榮達を求むる趨勢は世一世と甚だしくなりたるべし、日羅が臣連百姓を饒足すべしとは即ち此をいふ、大化以來律令制度の修正を要したる條件も、亦必ず焦點は此に集りたるべし。

帝は二年二月飛鳥宮に即位の禮を行ひ、勳功の人に爵を賜はり、五月に公卿大夫

臣連伴造等の初めて仕途に出身する者は先大舍人に仕へしめ、然る後に其材能を選簡して夫々の職に充べし、又婦女は有夫無夫、及び長幼を問はず、進仕を欲する者は聽許し、考選は宮人の例に従へと詔せらる。四年に天智帝の諸氏に部曲を給する制を除き、部家親王、諸王、諸臣、諸寺に賜はる山澤島浦陂池は前後共に除かれたり。又諸國にて税を貸すには、百姓の貧富を明察し三等を簡定し、中戸以下に貸與せしむ、是は後に出舉稻てふ一種の賦歛となり、利弊の問題となりたり。五年四月に諸王諸臣に給さるゝ封戸の税は、西國を以てするを停め、東國に相易て給せしめ、又外國人の仕進を欲する者は、臣連伴造及び國造の子は聽許し、以下の庶人にも、其材能の長したるものは亦聽許せしむ。百濟高麗等の歸化人にさへ官職を任せらるゝに、畿外國人の仕進を始めて許されしとは、是には其情由のあるべきとを考究せんを要す。

内外國は既に仁德帝の時六五章に述たる如く、畿内、畿外を外國といひ、其別は特に仕進のみならず、位階にもあり、近江の新令にもあるとは、元年三月に内小七位阿曇連稻敷とあり、二年閏月に百濟沙宅昭明に贈外小紫位を贈り、四年六月大分君

惠尺を外小紫位に騰らる等にて知る、又平城の初まで内位外位存じ、養老以後も猶内外命婦を存ず。畿内人に限り仕進したるは、蓋し運搬滯滞する物品交易の時代には自然の情由にして、畿内に安置せられたるは韓人と雖も官職に就ども、遠國居住の人にて京師に仕官するは、其比までも事實の許さぬにより、自然と仕進は大倭難波に近き處に居住する者の特權となり、内國外國の別は位階までもある様になりたり、されど、京師に邸宅を有する臣連二造の家ならば、仕進に困難なく、且は又材能を擧る限界を廣くせんと、遂に外國人の仕進を聽許されたるは、經驗によりて然る所にして、遂に内外位の別を徹するに至りたり。

五年四月美濃國に詔して、礪杵郡にある紀臣阿佐麻呂の子を東國に遷して、其國の百姓となさしむ、五月に下野國司より所部の百姓凶年に遇て飢乏し、子を賣らんと欲するよしを奏せしに、朝議聽されず。是等の例にて考へ知るべし、有力の大家族は遠國にありても仕進を求むるに故障なく、而して京畿に在ながら子弟を遠國に居住させて土地を占領する等、進退共に利便を享るを得て、遂に藤原氏の莊園を全國に占有するに至りたる漸なるを。無力の小身は、遠國に在ても年凶なれば子を

臣連外住
百姓の子

賣るに至る、まして畿内の如き民口繁庶の地に住する者の生活の困難は推て知らる、是を以て仕進の一途に喧填して、斗升の祿を競争したる京人の状態は、既に此時代よりの事なり。大化以來山澤園地林野島浦等の利を官有國領となし、百姓に分配墾開せしめ、之を饒足させんと務められたれど、是とても無力の者は成遂るこゝと能はず、やがて王公諸臣の有力者に占有さるゝ結果と成行けり。九年に國家を利し百姓を寛にするの術ある者は、闕に詣りて親申し、其詞の理に合へるあらば、立て、法則とせよと、百官に詔ありけれど、良術も聞へざりき。

されば官尊民卑の風は次第に増長し、有勢の家はますます尊大にあり、又女帝數立給ひたる後なればにや、宮掖の勢益盛んなるを馴致したり。八年正月に詔す、正月の節に、諸王諸臣百寮は、兄弟以上の尊親、及び己の氏長を除くの外は、拜賀するなかれ、諸王は母にても王姓に非ず、諸臣も卑母ならば、拜賀するに及ばず、他の諸節もこれに准ず、若し犯すあらば、事の次第に任せて之を罪すべしとの詔あり。十年に百寮諸人の宮人を恭遇する過分なる甚だし、或は其門に詣りて己の訟を請謁し、或は幣物を捧げて其家に媚る、自今以後若し此の如き者あらば、事のまゝに其罪を科

尊親拜賀

宮人恭遇

すべしとの詔あり。這般の詔は果して勵行されて、其弊風を熾熄したるや甚だ覺
東なけれど、以て當時京師の状態を察するに足る。

王公諸臣の土地人民を競争する甚だ久し、仁徳の朝に秦人に蠶桑を興させたる
を、臣連等掠めて己の民となしたり、其後も官民を私民に使役する風は息まず、大化
の改新にも糾正され、近江の朝にも斷れしも、宿習の久しき諸國に脱籍浮浪を生じ、
貧戸は利のある處を見て去就をなすに因て、六年に浮浪人は其本土に送致し、猶復
還り到らば彼も此も並に、課役を科せよとの詔あり。漢氏は蘇我家の盛んなると
共に其家政を執り、遂に崇峻帝を弑し、數々皇子大臣を誘惑して凶暫を行へり、同年
東漢直等に詔し、汝等黨族は本より七の不可を犯せり、小墾田の御世より近江の朝
に至るまで、常に汝等を謀るを以て事となしたれば、今朕の世に當り汝等が不可を
責て犯せる儘に罪すべきなれど、頓に漢直の氏を絶を欲せず、故に大恩を降して原
免す、以後もし犯すあらば、必ず不赦の倒に入れんとあり、尋て倭漢直に連姓を賜ひ
ければ、男女悉く參赴して、賜姓を忻悦し朝を拜したり。八年に近日暴惡の者多く
巷里にありと聞く、是は王卿等の過ちなり、或は暴惡の者ありと聞とも煩はしきを

以て忍んで糾治せず、或は惡人を見るときも倦り匿して正さず、苟も見聞に隨ふて糾
彈するならば、豈に暴惡あらんや、自今以後は煩倦するなく、上は下の過ちを責め、下
は上暴を諫めなば、乃ち國家は治らんと儆勅されたり。
凡そ庶人といふは入色せざる百姓をいふ、叙位して冠服の色定まる、以下に良家
と白丁との別あり、良家は有位の家格にて入色せざる者なり、普通の有姓の公民を
白丁とす、白丁は公民又百姓にて班田を受るのみ、亦家人、奴婢の陪隸とは別なり。
當時白丁の仕進者は日別に米鹽絹布綿等受く、是を物品交易時代の俸給となす、庶
人の在官者は俸給甚だ薄きものなり。四年に百寮の初位以上をして薪を進めし
む、正月十五日御薪を進むる殿は、長さ七尺以上二十株を一擔となすの制は此に起
る。明年諸國に詔して漁獵者の樵斧及び施機槍をつくるを禁じ、四月朔以後九月
三十日以前に、比滿沙伎理梁を置をなからしむ、夏秋に獵獲を禁ずる制は此に起る。
又牛馬犬猿雞の肉を食ふなからしむ、若し犯者あれば之を罪す、日本に肉食をなさ
いる風俗は此に起る、佛子の殺生戒より出たる事なるべし。之を統るに生口漸く
繁く水田漸く乏しく、林野山澤の利を以て其乏しきを補ひ、官の力を以て之を京師

に徴收し、以て仕進者に給與して其生活を補充し、内國の生息ますく、檢査になり、外國の國司へ赴任して資産を作るの風は、既に此比より起り、奈良遷都の後ますます甚だしく成行けり。

○第九十一節 八姓及び位階改定。

十年二月、天皇皇后共に太極殿に出御ありて、親王諸王諸臣を召し、朕今律令を更定して法式を改めんと欲す、故に俱に是事を修めよ、然れども頓に此務めに就なば公事を闕とあらん、因て人に分つて應に行ふべしと詔ありて、近江律令の修定に取掛られたり。三月、天皇又太極殿に御し、川島忍壁の兩皇子、廣瀬、竹田、桑田、三野の四王、毛野三千、忌部首、阿曇稻敷、難波大形、中臣大島、平群子首等に命じて、帝紀及び上古の諸事を記し定めしむ、大島子首の二人親ら筆を執りてこれを録したり。是は上宮太子の編修を始めおかれたるを修定され、日本紀の原選を卒りたるなり。尋て天武持統帝に至り、大三輪、雀部、石上、藤原、石川、巨勢、膳部、春日、上毛野、大伴、紀、阿倍、

佐伯、采女、穗積、阿曇、伊、平群、羽田十八氏に、其祖等の墓記を上進せしめらる、是も修史材料のためなるべし、和銅七年に至り、紀清人、三宅藤麿等國史を撰したるは、持統紀を補修し、併せて校訂なるべく、養老四年に、舍人親王の再訂校注を加へて成功し、紀三十卷、系圖一卷を奏上せられたり。日本書紀は大島子首が筆にて、船史、惠尺が蘇我家より取て上りたる上宮の原稿により、天智帝紀までの編次を成し、更に和銅に天武持統紀を書繼て、養老の校訂に成れり。彼紀年を逆推して、神武紀以後を其年月に排序したるは、必ず天武の原選にて、既に天智帝の世より起りたることなるべし。天武持統は無論補入なり、養老に校注を加へたる跡は本書を按じて檢知さる。十一年に新字一部四十四卷を造らしむ、釋紀に引ける私記の師説に、此書今圖書寮にあり、其字體は梵字に似たり、未だ其字義の準據する所を知らざるなりと。其比より姓氏の改賜を始められ、詔して諸氏に、氏上未定の者あらば、各氏上を定めて理官に申送せしめ、十一年に諸の考選に應ずる者は、よく其族姓及び景迹^如を檢して、方に後にこれを考ふべし、若し景迹行能は灼然たるとも、其族姓の不定なる者は考選の色に非ずと詔さる、即ち考課令の條件なり。尋て又詔す、諸氏人等

は各氏上を定めて申送るべし、亦其眷屬の多くある者は即ち分て各氏上を定めて、並に官司に申送るべし、然る後に其狀を斟酌して之が處分をなし、因て官の判許を承けよ、少きの故に因と雖も而れども己の族に非ざるに輒く他に附となかれと申令ありて、諸氏を考實せらる。

十三年十月に至り、詔を發して諸氏の族姓を更定して、八色の姓となし、以て天下の萬姓を混合せらる。其八姓は、一を真人といひ、二を朝臣といひ、三を宿禰といひ、四を忌寸といひ、五を道師といひ、六を臣といひ、七を連といひ、八を稻置といふ。姓といふは尸なり、是までの尸は古來始祖の舊例により、異同まち／＼にして紛らしきを以て、混じて八色に約められたり。

真人は、皇族の稍疎遠なる家に賜はる姓なり、古への臣の如し、時代の經過久しきまゝに、臣姓は全く臣下の貴族となり、因て疎遠なる王家に此姓を賜はれり、後の賜姓臣に列するが如し、是日真人姓を賜はりたる家々は、

八姓の定

當麻公推古の朝に征新羅大將軍となりたる、用明帝當麻皇子の後なり。
守山公路公並に敏達帝難波皇子の後なり、○梁王も同系なれど猶王なりしに、其後三野王に橋朝臣の姓を賜はる。

丹比公猪名公並に宣化帝殖波皆子の後なり、猪名又倭那に作る。
三國公坂田公酒人公並に繼體帝の皇子にて、三國は梶子皇子の後、坂田は中皇子の後なり。

羽田公山道公息長公並に應神帝稚野毛二俣皇子の後なり。
高橋公未詳○雄略の春日大娘を又高橋皇女といふ、仁賢の后となりて高橋皇女を生む、此皇女の遺跡なるか。

茨城公未詳 以上の十三氏なり、此後天武の皇子長屋王の後に文室真人を賜はるまで止まりて、爾後は朝臣姓を賜はる例となれり。

朝臣は京師の大貴族に此姓を賜はる、是より先き阿倍、蘇我兩大臣、及び中臣鎌足に賜はりしに、此に至り其三家に匹すべき大族に賜はれり。臣は皇別の姓尸にて、神別には惟穂積臣あるのみなりしに、藤原朝臣より例を啓き、今度は有勢の神別に

も此姓を賜はれり、族別にて叙列すれば、
多臣綏靖の兄神八井耳命の後、大倭十市郡飯富郷を食む、一族繁し、十二章五十節に詳なり。 櫻井臣同上天和郡和
大春日臣孝安の兄天足彦國押人命の後、大倭添上郡春日郷を食む、一族繁し、亦十二章五十節に詳なり。 栗田臣同上天和郡栗田郷を食む、
阿部臣同上天和郡阿部郷を食む、 小野臣同上天和郡小野郷を食む、
柿本臣同上天和郡柿本郷を食む、

阿倍臣 以前に賜はる、開化の兄大彦命の後、大倭 伊賀臣 並に同族、伊
 若櫻部臣 大倭を食む、郡若 安人臣 膳臣
 蘇我臣 以前に賜はる、開化の弟彦太忍信命の後、武内宿禰三代の蘇我となり
 石川臣 石祖川は蘇我に近し、川邊臣川十邊郡櫻井臣櫻井郡高向臣田中臣
以下は稻 小墾田臣 田中、小墾田共 來目臣 岸田臣
 紀臣 蘇我と同祖、紀 角臣 坂本臣
 波多臣 同く波多八代なり、十波市郡は高羽田 林臣 波彌臣 一作に波美 星川臣
 道守臣 同族以上
 平群臣 同く平群郡平群郷を食む、後な
 玉手臣 同く葛城郡葛津彦の收められ、元は蘇我以下八腹臣の宗家なりしに、眉輪
 上毛野君 下毛野君 郡崇神との庶兄、豊城此家なす、山 車持君 佐味君 池田君
 大野君 以上同祖
 犬上君 後建尊の子、稻 綾君 同く建具兒王の孫
 下道君 笠臣 武彦命の皇子吉備稚

大三輪君 事代主神の後、大倭 鴨君 同く葛城の鴨を領す
 物部連 饒速日命 穗積臣 同く大倭山邊 委女臣
 胸方君 神代胸方三神の領す
 藤原朝臣 賜はるに 中臣連
 山背臣 此は猶考ふべし

臣連の家より以上の五十五氏 本日は五に朝臣の姓を賜はりたり、是まで大臣大連
 及び内臣などの政要に當りたる群卿は此等の家にてありぬ。いづれも元は國家
 の柱石と謂べき貴榮なる家格にて、大抵大倭國の要地に領邑を有す、又諸國に藩屏
 となり、出將入相とも謂べき強宗多し。神別の舊家より此中に加はりたるは六七
 家に過ぎず。
 宿禰は神別の大族より選抜して賜はりたれど、亦皇別も加はれり、朝臣に神別
 の加はれりたると同し。蓋し兩姓に始祖の類別あるには非ざれど、大別をいへば、
 朝臣は皇別にて、宿禰は神別と看做して可なり、並に朝廷を撼動する程の力ある貴
 族なり。宿禰を賜はりたる家を族別にて叙列すれば、

大伴連 佐伯連 同族なり、雄略帝の時より分る、是尾張連 大明命の後、尾張の藩屏たり、倉連 又書く、境部連 又坂合部、兒部 又子部、伊福部連 手綱連 以下三姓、丹比連 鞆丹比連 稚犬養連 津守連 巫部連 伊香部連の分家にて、若湯人連 又書く、坐 矢集連 春米連 以上 神服部連 是も同族なり、以下饒速日 阿刀連 又書く、斗 氷連 弓削連 大湯人 津彦根命の孫なり、額田部 湯坐額田部に作る 阿曇連 豊玉彦の孫、安地筑紫に居、海犬養連 凡海連 海は海上に作る 縣犬養連 神武命の孫、爪工連 田目連 又書く、山部連 來目直 委文連 以下二姓は角 美濃連 又書く、勢と 掃部連 天忍人命、玉祖連 高魂命 中臣酒人連 中臣連、掃部連 天忍人命、忌部連 高魂命の孫なり、土師連 天穗日命、布留連 蘇我族、小子部連 以下は皇別なり、茨田連 同上、忍壁連 草壁連 三宅連 猪使連 安寧天皇 新田部連 同上、櫻井田部連 以下の諸氏は 間人連 仲哀天皇 出づ、

狹井連 菟道連 諸會臣 漆部連 連の家より以上の五十氏に宿禰を賜はりたり、神別にて古來の家聲を保ちたる舊族は此中に列せり、其中に於て大伴、尾張、阿曇の三族を、最も内外に勢力ある大宗とす、忌部、玉祖は瓊々杵命の五部伴緒の内なり。忌寸は舊家にも賜はり、又歸化諸蕃の家にて最大族に賜はりたれど、其數の甚だ少きは、十四年に一度選命の後は賜姓の事中止したるならん。忌寸の家を左に叙列す。

大倭連 倭直の功、臣推根津彦の孫、倭國造たり、葛城連 國造と名さる、葛城直を稱す、十二年に凡河内連 直を稱す、十二年に凡河内連 山背連 同上、十二年に直を稱す、難波連 十年に草部吉士 紀酒人連 景行古の皇子と神、其後本國酒部、倭漢連 直を稱す、十年に阿知使連 主都賀使主等、倭漢 河内漢連 同上、十二年に直を稱す、秦連 元は秦公、又連は秦造と書す、書連 書首を稱す、十二年に王連を賜はる、大隅直 詳此、の宗家なるか。

以上十一氏に賜はれり、倭漢以下は蕃姓なり、漢、秦、書の三氏には後に宿禰姓を賜は

りたる家あり、坂上宿禰の如きは漢忌寸の支族なり。

道師は諸道の藝業に長たる家に賜はるためなるべし、是より先きに倭書師、黄文、書師、和藥師等の姓あり、此類の姓を廣く賜はる意にてありつらん、されど其氏を記さず、後世にも其類の姓見えざるは、忌寸姓の選命までにて、事情の許さぬとありて賜姓を延引し、頓て帝崩し、遂に行はれずして畢りたるなり。

臣連及び稻置は、伴造國造の家々に直首造、使主、村主等の姓戸まぢくなるを、此三種に合せんためなるべし。是より以前に連姓を賜はりたる氏氏頗る多し、其臣連の家より朝臣宿禰を賜はり、其餘は元の如くに据置れたり。稻置は國造、縣主、村主、倉長等に賜はる姓なるべきも、後に之を稱へたる家は多く見ず、中止に畢りたる疑ひなし。

八姓の改定は其中に毛野、吉備、胸方、尾張等の外藩も加はりたれど、是みな大倭に采地を有し貫籍ある家々なり。凡て此に列するは畿内の貫屬にて、近江、紀伊、阿波、淡路、播磨、丹波外國にも及はず、まして其以外の遠國は與からざると疑ひなし。大化以來の改新は大抵輦轂の下を整理せられたるに止る、まだ日本全國には及ばず、

八姓の整理は畿内にも遍く及ばずして止み、諸國に散布したる臣連二造の家、其他の舊姓古族は甚だ多く又諸部の氏は百姓と稱じ、幕府時代となるまで猶在せしと、古文書に出づ。畿内の民は朝の爵位高けれど小身にて貧乏なり、諸國に住する百姓は領地大にして富裕なり、故を以て内國人は仕途に外任を求め或は莊園墾田を貪り、諸國の豪族と利を争ふて武門武家は其中より生じたり。

八姓改定の翌年更に爵位の號を改めて階級を増さる、諸王以上の位は六階にて、每階に大廣を分つ、并せて十二階となし、諸臣は六階、每階に四階を分ち、各大廣を分つ、并せて六八四四十八階に定めらる、左表の如し。

明	大一位	明	大二位	淨	大一位	淨	大二位	淨	大三位	淨	大四位
廣	一位	廣	二位	廣	二位	廣	三位	廣	四位	廣	四位

以上は後の品に比す、此時までは諸王猶多く、因て階級も多きを要したり。

正	大一位	大二位	大三位	大四位	直	大一位	大二位	大三位	大四位		
廣	一位	廣	二位	廣	三位	廣	四位	廣	三位	廣	四位
勤	大一位	大二位	大三位	大四位	務	大一位	大二位	大三位	大四位		

廣一位	廣二位	廣三位	廣四位	廣一位	廣二位	廣三位	廣四位
大一位	大二位	大三位	大四位	進 大一位	大二位	大三位	大四位
追 廣一位	廣二位	廣三位	廣四位	廣一位	廣二位	廣三位	廣四位

以上を後に比較すれば、正位は公の如く、直位は卿の如く、勤務は大夫の如く、追進は士の如し、每位を八階に分つは繁にすぐれど、當時四畿の貴族官人は此の如く差等せざれば居合ありしかりしなるべし。

因て朝服の色を改定して、淨位王諸以上は朱華を著る、之をはねすと稱ふ、緋色の服なり。諸臣の正位は深紫、直位は淺紫、勳位は深綠、務位は淺綠、追位は深蒲萄、進位は淺蒲萄とす、蒲萄は紫色の極淺き色なり。持統帝四年に至り、冠位を量授し、朝服は、淨廣二以上は黒紫、淨廣四以上は赤紫となし、正位は赤紫、直位は緋、勳位は深綠元の、務位は淺綠上、追位は深縹、進位は淺縹を服せしむ、縹は藍色なり、はなだと訓む。七年に天下の百姓に黄衣を服し、奴は皂衣を服さしむ。

改位の當日に、草壁皇子を淨廣一、大津皇子を淨大貳、高市皇子を淨廣二、川島忍壁皇子を淨大三となし、明位は闕位たり。又諸臣へは大抵直位以下を授けらる、持統

帝の右大臣たる丹治比島は正廣三たり、百濟王餘禪廣は正廣四たり、是等が極位なるべし。五年に島を五百戸、禪廣を二百戸、直大一布勢御主人大伴御行を三百戸に封し、又島に宅地四町、直廣二以上に二町以下に一町を賜はり、勳位以下無位に至るまで、戸口に隨ひ、上戸に一町、中戸に半町、下戸に四分の一を賜はれり。總て當時朝政の整理及び法令の修正といふは、官人及び畿内百姓の階級を差次し、衣冠服色を揃へて儀式を整ふるにあり、故に天武帝の時より、京師男女の服装等は改定されたる所多し。然れど禮制の根本も財賄の豊儉に左右さるゝを免る能はざるなり、四畿の地に生齒漸く喧填し、百姓窮乏する者多ければ、階級の差に従ふて田地を授け、封戸を賜ひ、宅地を興へ、租役を減し、租稻を假す等の政行はれ、甚だ瑣細に涉ると多し、其如くに朝廷直隸の内國は生理の迫促したるなり。

○第九十二節 遷都の議、及び南島を開く。

内外位の別は令義解には省きたれど、格を見れば其後まで内外國の別は猶存ず、

かゝる久しき結習なれば、以前には殊に取分られたり。天武十二年の詔に、諸文武官人、及畿内有位人等、四孟月必朝参とあり、持統四年に京と畿内人との年八十以上に稻を賜ひ、百官人及畿内人は年勞にて冠位を量授され、六年に四畿内百姓の荷丁に調役を除かるなど、畿内の四國は他の諸國とちがひ、朝廷の直隸として支配を受けたり。故に八姓の定めも畿内居住の氏族に施され、冠位、封戸宅地の賜授も畿内より行はれ、諸國に及ぼすに及んでは、殆ど施行されずして中止したると多し。

畿外の事にかゝるあらまじは、位階改定の歳九月に、五王を京及畿内に遣はして、人夫の兵を校せしめ、尋て都努朝臣牛飼を東海使者となし、石川朝臣蟲名を東山使者となし、佐味朝臣少鷹を山陽使者とし、巨勢朝臣粟持を山陰使者となし、參路眞入迹見を南海使者となし、佐伯宿禰廣足を筑紫使者となし、判官一員史一員づゝを隨へ、往て國司及び百姓の消息を巡察せしむ。此巡察使に北陸なきは、阿倍家の管國なる故なるべし、崇峻帝の觀察使は阿倍臣、後に七道の分ちは巡察使觀察使の道筋にして、古代の國を道といひたるとは別なり。是まで國郡司任使の法は詳かならざれど、郡の區域は狭ければ其地を占領したる豪族は譜代の司郡となれる者も多かるべし、國

は數郡を管す、日本の地理は小占據に適し、譜代にて國司となる程の大族を生ぜざるを以て、成務帝以來の國宰は多く京官より任使されたり。古代の拓殖時期には、國都の下に臣民趨附して、田地の開占と爵位の競望とを併せ收めたるより、畿内には烟戸喧填し、田地迫窄したるに因て、今は反て畿外に向ふて土地の占領を競ふ時期に移りたり。故に國司の外任は京貴の富を求むる利孔となり、年期を短くして交迭を繁く、以て其競望の途に便益を與へたれば、從つて亦弊害も繁かりしは、大化の詔に徴さるゝ。是に於て大貴族より國郡司を巡察する使始まれり、又遠國には、是年諸用職一萬斤、送於總領は大寶の比まで見ゆ、帶使官なるべし。其總令所あり、周芳總令所と見えたり。裏面には、京官の外任する者は歸遣として任國の膏腴一二區を占有して歸るを例となし、やがて墾田令を發せられたり、莊園占有の競望は大化以前よりの趨勢にして、爾後優勝劣敗は藤原氏の盛んなる漸となりたり。

當時は専ら畿内を治め、外國を第二次に回されしとて、戸籍を編し、班田をなし、租役地子の徵收等には輕減の法を行はれたり。正倉院文書に大寶二年の戸籍帳餘多存ず、東は美濃のも下總のもあり、西は筑前豊前のもあり、孰れも毎戸は某部の姓

を稱ふる百姓にて、田令の如くに班田を受たり。世には班田を農夫に田を割付て耕作せしむる様に思へるは大なる誤解なり、班田とは士族の給田にして、普通地子の三分一計りを納租する知行地なり。總て諸國に居住し、官の戸籍に登録さるゝ百姓てふ有姓の家は多く其鄉村に於る豪家の大地主にて、各色寺社地、權勢の領地、國郡の支配地、封戸、墾田、牧地、山野等の便益なる地を占領したり、因て其總收入の内より納租の分を班田の勘定にて立引したるにて、謂ゆる帳面前の勘定にすぎず、地上に取ては得分の多き故に、遠國まで行はれしとは勿論なり。持統三年に戸籍を造らせ、月を限りて浮浪を糾捕せしめ、其年下毛野子麿奴婢六百口の免除を請しに、五年に父祖の時免じたる奴婢の既に除籍したるは、其眷屬等より我奴婢と言を得ずと詔あり、以て畿外豪族の土地人民を領有する廣多にして、種々に勝手なるとの行はれたるを察すべし。

天武帝は近江朝を破りて、元の如く大倭飛鳥に宮を造營して内裏となされたり。同じ飛鳥なれど、猶神武帝白橿原以來一代ことに宮地を改むる習例を逐ふて、帝に至るまで卅四五處に遷宮の末、聖德太子の國家改良以來は、漸く帝都の地一定する傾きあり、推古帝の飛鳥、孝德帝の難波、天智帝の志賀、この三處を其相應の地と相定

されたる所とす。難波は應神帝以來の別都にして、蕃國の亭館を列ね、國の中央津港となれり、近江は景行帝の別宮、成務帝の都なりしを、天智帝の再興ありしは、湖水を航して敦賀より海北の津港を開き、不破を超て東海東山を控御するに、屈竟の地なる故なり。是時に至り蝦夷の形勢により東北の開拓を務むべき時宜となり、且大倭の本京は土地狹窄にして、大國の大都となすに不満足なれば、天武帝に至り都地の選定に議を盡されたり。

五年大倭添上の新城いにに都せんと、限域を定めて、其内の田園は耕さずして荒れ、十一年に三野王宮内官等と往て地形を見、懸て帝も幸したれど、遂に選都に至らず。十二年十二月に、凡そ都城宮室は一處に非ず、必ず兩參を造る、故にまづ難波に都せんと欲す、是を以て百寮のもの各かしこに往て家地を請へとの詔あり、又孝德帝の時にかへりて難波の別都に遷り給へり。翌年二月に、廣瀬王、大伴安麿、及び判官録事、陰陽師、工匠等を畿内に遣はして、應に都すべき地を視占せしめらる、新城の外に永く京師となすべき地を視たるなり、又三野王、采女臣、筑羅等を信濃に遣はして地形を看しむ、將に此地に都せんとする歟とありて、三野王等信濃の國圖を進め、

十四年信濃に行宮を造らせ、東間筑温湯に行幸せんと擬せられしに果さずして崩じぬ。是は近江の代りに、景行帝泳宮行幸の跡を進めて東山の便要地を求められたるなり、此事は消滅したれど、文武帝に至り岐蘇路を開かる脈絡として見るべし。帝は難波に遷都ありたれど、十五年朱鳥元年阿斗連樂か家より失火し、大藏省より延て宮室悉く焼け、惟兵庫職のみ存じ、災後は大安殿に御す、飛鳥の大安殿なるべし、七月に朱鳥と改元し、此時に宮を飛鳥の淨御原宮と名つけらる。

初め天智七年に、新羅の沙門進行といふもの、尾張國熱田の草薙劔を盗みて逃亡し、國に歸らんとせしに、中路にて風雨に迷ひ、難波津に棄て、遂に自首して斬刑に處せられ、劔は其まゝ宮中に納まれり。是年六月に至り聖體不豫なり、飛鳥寺に勅し三寶の威を頼む、七月僧正僧都等宮中に參赴して悔過す、病を卜すれば草薙劔に祟るとあるにより、即日熱田社に送られ、又神祇に祈られけるも、やがて重らせられ、九月崩す、壽六十五といふ。

六月以來は詔して天下の事は鷓野姫皇后に啓せしむ、皇后は壬申の亂に帝と謀を定めて大難を靖め給ふてより以來、侍執の際に於て政事を助言して毗補せらる

と多く、事務に鍊達し給ふにより、崩す後は朝に臨んで制と稱せらる。皇后は天智帝の皇女なり、初め天智帝蘇我石川麿の女を納て大田皇女と皇后とを生み、共に皇大弟の妃となし、山田皇女は大津皇子を生み、皇后は草壁皇子を生給ふ。大津皇子は壬申の亂に、高市皇子と共に大倭より難に赴き、伊勢の朝明關を塞いて帝に謁し、爾後軍功多く、草壁皇子より年長なるべし。母の山田皇女は後の姉なれど、早世ありしにや、鷓野皇女妹にて皇后に立ち、因て草壁皇子を東宮に定められたり。されば是まで群卿に繼統の交迭には己が望む所を擁立する宿習あれば、帝の不豫にも例の大津皇子に位を争ふ陰謀あるとの嫌疑を生じ、因て皇后に政事を委任あるに至りたり。かゝる猜忌の起りては、大津皇子はいかて無事なるを得ん、翌十月に果して謀叛を發覺されて、譯語田舎に於て死を賜はり、連累として八口音櫃オトコ一蘇我壹岐博徳、中臣巨麿、巨勢多益須、新羅沙門行心、及び礦イサ杵道作等三十餘人捕へられたれど、惟道作を流し、他は赦免せらる。皇子は才學ありて、文筆を愛し、詩賦は是より起るといふ、實は必ずしも然らず、死を賜る時臨終の絶句とて、金鳥臨西舍、鼓聲催短命、泉路無賓主、此夕誰家向と、まだ磐余の池にて、百傳の磐余の池に鳴鴨を、今日のみ見て

や雲隠れけむとつらねて薨じけり、其妃は天智帝の山邊皇女にて、年二十四になり給ひしが、被髮徒跣して奔り赴き、之に殉死し給へるは、見るもの皆歎歎せざるものなかりしとなん。敏達帝の崩後より、繼體の際に皇子の陰謀によつて非命に斃ると繼續し、大津皇子に至りしに、是より禍火も漸く熾熄したるを覺ふ。

太后政に臨みて草壁太子を奉ぜられしに、三年三月太子も亦薨したり。其妃は太后の妹阿倍皇女の蘇我姪にて皇孫珂瑠を生給ひ、まだ幼少におはしければ、太后遂に大統を繼ぎ、明年即位ある、是を持統天皇とす。帝と阿倍皇后との間に皇孫を養育し給ひ、三野王の女房縣犬養三千代は内命婦として聞ゆる賢女なりき、皇孫の傅姆となりしが、後に藤原鎌足の子不比等の妻となり、橘諸兄と光明皇后との母として、藤原氏、橘氏を興したる婦人なり。阿倍皇女は後に大統を繼いで元明天皇となり給ふ、推古帝以來女帝を立る例を開き、皇極、齊明兩朝を経て、宮掖に才媛を出し、天武帝の比は稍女權を生ぜしに、持統、元明兩帝立ち、いよく宮掖の勢盛んに、遂に光明皇后立ち、藤原氏の一門は、外戚の勢により、群卿の中に獨り權勢を集むるに至りし、世局面の變化は、持統帝の皇孫珂瑠即ち文武天皇を養育の時に胚胎したり。

帝の即位後は、高市皇子政を輔け、公卿百寮を隨へて藤原宮の地處を觀、其十二月に帝も行幸ありて、宮地を御覽ある。藤原に允恭帝の別宮址は天香山の南にて後に藤原氏の宅となる、今度の宮地は山西の藤井原にて、山東の飛鳥とは一の岡巒を隔つ。神武帝の磐余邑樞原に奠都より、歴代の宮は、多く高市郡の南山に集る、其は他の利害もあるとならんも、一は臣民の習僻となりたるなり。前朝より都の好地を視占せられしも、好處を發見せず、舊に仍りて飛鳥の西原に視線を集中したり。藤原の山陽は吉野にて、此比は頻に吉野離宮に行幸あり、柿本人麿の歌に、御心を吉野國の花散ふ、秋津の野邊に宮柱太敷ませは、百磯城の大宮人は般並て、且川渡り、夕河渡り、此川の絶る事なく、此山の彌高良し、珠水瀧の都は見れど、飽めかもと詠したる如く、吉野山水の遊覽なども、大宮人の離れ得ぬ勝景なるべし。吉野山は熊野に連なりて森林深く、吉野川は紀伊名草郡の津に流出て、漕舟を上下す、慣れば便利も宜しと思ひたらん。八年十二月遂に藤原に遷都ありて、造宮官をおかる、一代一度遷宮の例はいよく廢れて、文武帝までは内裏に定め、慶雲元年に宮地を廓張し、宮中に組入られし百姓の宅千五百烟に及ぶ、されど規模猶狹陋なる故に、五年を経て

北山の平城に大内裏を開かれたり。

此比海北には渤海國の興るに従ひ、蝦夷地の鎮撫に力を用ゐたるは、阿倍毛野諸藩の方面には委ねたるを以て、史面に記す所なし、但蝦夷、隼人が蕃客の例にて饗待さるゝとの頻々たるのみ。蝦夷地は齊明の世に渡島まで郡をおき、須賀君昆布の貢など、既に海峡の北まで羈屬に就たれども、雜居未開にして、生熟夷は其間に舊俗のまゝ占住し、猶開拓時期の野民にてありぬ。西國の隼人は大隅の曾於城に曾君居り、彼民族の本據として、猶化外を以て待遇され、伊豫吉備以西は總管を置て、西國地方も、また蝦夷地同様の邊徼にてありぬ、因て豊前の筑城及び讚吉にも要塞を設けたり。

應神帝以來、吳地の交通は路を百濟に取たりしに、大陸地の航路漸く開けし兆は、遣隋使の往來始まる比より、掖玖人の來朝を見る。其後は韓地の形勢も亦變りて、白雉の遣唐使は南島の海路を取り、薩麻の曲竹島の門に漂し、其比に又吐火羅、舍衛人も亦日向に漂著す、二國は呂宋島なるべしといへど、いかにや、南島の消息始めて通ず。唐の百濟高麗を滅ぼしたる後は、いよ／＼唐の往來に南島の航路を開く

必要を生じ、天武六年に多禰島人を饗さる、多禰島始めて見え、十年に多禰島は遣はされし使人等其島圖を買す、曰く其國は京を去と五千餘里、古筑紫南海の中に居り、切髪草裳す、粳稻常に豊に、一植して兩收す、土毛は支子、莞子及び種々の海物等多しと、支子は、扈子くちなし黄を染むる料なり、莞子は、莞は於保井と訓ず、席を織る料なり、今の青篋を九州にては七島篋といふ、是ならん。明年七日隼人多來りて方物を貢し、大隅隼人、阿多隼人と朝廷に相撲をなす、尋て多禰人、掖玖人、阿麻彌人に祿物を賜はり、又隼人等を飛鳥寺の西に饗され、種々の樂をなし、道俗盡くこれを見物せり。多禰は今の種子島、掖玖は屋久島、阿麻美は奄美島なれども、當時は七島より沖繩まで通じて多禰といふに似たり、爾後此諸島及び七島人漸く史に見ゆ、吳地へ往來の航路を開通されたる故なれば、琉球、臺灣の消息は此中に存ずべし。薩隅の隼人族も久しく化外として、時に内府し、或は畿内にも往したれども、本地は蕃國の如く別種の聚落をなして、羈屬したりしに、藤原奈良兩朝の交に至り、東に征夷大將軍を遣はして、蝦夷征定始まり、西に征隼人大將軍を遣はして、曾於城を降し、薩隅及び多禰島は全く國郡の制に入りて、太宰府に管され、九州三島に司をおけり。今の沖繩及

62
396

大化以後の律令は藤原朝の大寶に再び改修あり、又養老に重て改修あり、今に存するは世に大寶令と稱ふれども、養老令なり、中に後に如除したる節もあり、此律令の定まる間は歴史の沿革自ら相係連して、照顧を要するを以て、猶委しくは文武元明元正三帝紀に考へざるべからず。但書紀の撰は持統帝に止るを以て、此に天武帝までを上古となし、持統帝以後を少々述及して、中古への過渡となし、以て終りとせり。

日本古代史講義 畢

終

